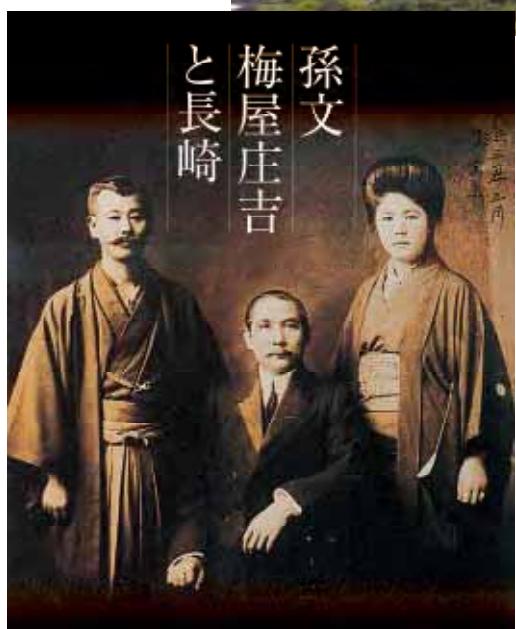


様

平成24年度 政府施策に関する提案・要望書



今年3月に開通した伊王島大橋



(上)この秋就航予定の「長崎～上海航路」で結ばれる上海市

(左)中国革命の父、孫文(中央)と長崎県出身の支援者、梅屋庄吉・トク夫妻(左右)

写真提供:小坂文乃氏

平成23年7月

 長崎県

長崎県政の推進につきましては、日頃から格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

去る3月11日に発生しました東日本大震災という未曾有の大災害により多くの尊い人命が失われ、未だ数万人の方々が避難生活を余儀なくされておられます。本県といたしましても、被災地への人的・物的支援のみならず、本県に避難された方々、今後避難されて来られる方々に対し、住居や就労、就学等きめ細かな支援に引き続き取り組んでまいります。

地方におきましては、このような災害への対応など果たすべき役割が増大する中、国・地方を通じた厳しい財政状況や少子・高齢化等の構造的問題により、依然として疲弊が進んでおり、本県におきましても、県外への人口流出や経済雇用情勢の悪化など、大変厳しい状況にあります。

本県では、このような難局を乗り越え、「人が輝く、産業が輝く、地域が輝く長崎県づくり」を進めるため、今年度から「長崎県総合計画」をスタートしたところであり、これからは、この計画を道標として、県民主役・地域主役の県政の実現に向け、県民の総合力を結集し積極的な施策を展開してまいる所存です。

長崎は国内外から人を呼んで栄え、交流の中で発展してきた県であります。特に、中国、韓国をはじめアジアとの交流の歴史の中で独自の文化を築き、その魅力を国内外に発信してまいりました。こうした本県の強みを活かし、この秋に就航予定の長崎～上海航路等を活用した「新アジア軸」の構築をはじめ、更なる交流拡大を図りながら産業活動を支えていく必要があります。そのためには、離島や半島を多く有する本県の地理的・地勢的なハンディを克服するための社会資本の整備が不可欠であります。

国におかれましては、このような本県の実情をご賢察いただき、平成24年度の政府予算の編成にあたりまして、格別のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

平成23年7月

長崎県知事 中村法道

長崎県議会議長 宮内雪夫

目 次

■長崎県総合計画における施策体系

■項目一覧

番号	項目（1～34：重点項目 35～69：一般項目）	頁
1	九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）の整備促進について	2
2	国営諫早湾干拓事業について	4
3	有明海再生のための総合的対策の実施について	6
4	長崎～上海航路による新アジア軸構築プロジェクトについて	10
5	国際戦略総合特別区域への指定について	12
6	「地域発の地域づくり」実現のための地方税財源の充実等について	14
7	「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の世界遺産への平成26年登録の実現に向けた支援について	16
8	原子力災害対策について	18
9	再生可能エネルギーの活用促進について	22
10	西九州自動車道の整備促進について	24
11	離島振興対策の充実について	26
12	半島振興対策の充実について	28
13	港湾の整備促進について	30
14	「日本海側拠点港」の選定について	32
15	幹線道路（地域高規格道路・国道・県道）の整備促進について	34
16	経済・雇用対策について	36
17	農林水産物の国際貿易交渉に対する慎重な対応について	40
18	学校施設の耐震化に係る財源の拡充について	42
19	離島地域における揮発油税の減免について	44
20	合併後の新市町への支援策の充実強化について	46

目 次

目 次

■長崎県総合計画における施策体系

■項目一覧

番号	項目（1～34：重点項目 35～69：一般項目）	頁
21	離島・へき地における医師・看護師確保対策の充実について	48
22	地域公共交通確保維持改善のための制度の充実等について	52
23	佐世保港におけるすみ分けの早期実現について	56
24	長崎空港A滑走路周辺地域の航空機騒音対策について	60
25	カネミ油症被害者の救済について	62
26	漂流・漂着ごみの対策について	64
27	沖合漁業等に係る支援・措置対策について	66
28	総合的な水産基盤整備の促進について	70
29	農業生産基盤整備予算の十分な確保について	72
30	林業公社に対する支援制度の拡充について	74
31	石木ダム建設事業の促進について	76
32	本明川ダム建設事業の促進について	78
33	九州横断自動車道の4車線化について	80
34	雲仙復興事務所の直轄砂防事業による雲仙普賢岳の溶岩ドーム対策と九州大学地震火山観測研究センターの充実強化について	82
35	市町村への教職員人事権の移譲について	86
36	義務教育に係る確実な財源保障について	88
37	特別支援教育の充実に必要な財源の措置について	90
38	特定扶養控除制度縮減による経済的負担増加の是正について	92
39	私学助成の充実強化について	94
40	子ども・子育て支援対策の充実について	96

目 次

目 次

■長崎県総合計画における施策体系

■項目一覧

番号	項目（1～34：重点項目 35～69：一般項目）	頁
41	町村福祉事務所の設置促進について	100
42	原子爆弾被爆者援護対策等の充実について	102
43	介護保険制度における施策の充実強化について	106
44	重度障害者医療費助成制度の創設について	108
45	資源管理・漁業所得補償対策における収入安定対策について	110
46	漁業無線海岸局運営への支援について	112
47	東シナ海等における国際的資源管理の推進について	114
48	水産資源の保護を目的とする鯨類の持続的利用について	118
49	中国向け水産物輸出に係る手続きの見直しについて	120
50	漁業経営セーフティーネット構築事業の充実について	122
51	農業者戸別所得補償制度について	124
52	農地・水保全管理支払交付金による支援の継続について	126
53	全国的視点で行うべき育種事業の創設について	128
54	野菜価格安定事業の充実強化について	130
55	べっ甲原料の確保方策について	132
56	電気自動車等の普及促進について	134
57	住宅用太陽光発電システムの導入促進について	136
58	家電リサイクル法の施行に伴う離島地域の収集運搬に係る費用負担の軽減等について	138
59	第69回国民体育大会及び第14回全国障害者スポーツ大会の開催について	140
60	水環境対策の推進について	142

目 次									
■人が輝く長崎県			■産業が輝く長崎県				■地域が輝く長崎県		
1. 未来を託す子どもたちを育む	2. 一人ひとりをきめ細かく支える	3. 人を育てる、人を活かす	4. 力強く豊かな農林水産業を育てる	5. 次代を担う産業と働く場を生み育てる	6. 地域の魅力を磨き上げ人を呼び集め	7. アジアと世界の活動を呼び込む	8. 「地域発の地域づくり」を進める	9. 安全・安心で快適な地域をつくる	10. 地域づくりを支えるネットワークをつくる
子どもたちの豊かな心と自立心を育て、個性や能力を伸ばす教育を進めます。	一人ひとりの思いや痛みを敏感に感じ取り、向き合いながら日々の暮らしをきめ細やかに支援します。	一人ひとりの豈いながら、様々な産業や地域づくりに取り組みます。	お互いが支え合いながら、様々な農業や地域づくりに取り組む人材を育てます。	地域の特性などを活かした収益性の高い農林水産業の実現や、付加価値の向上に取り組みます。	県内産業の生産性や競争力の向上などにより、定住につながる雇用の場を創り出します。	本県のソフトパワーである豊かな歴史、自然などの魅力を発信し、県内外から人を呼び集めます。	みなさんの声を十分にお聞きしながら、地域自らが進める特色を取り組みます。	県民のみなさんが癒しや安らぎを感じいただけるようなくじゅくに取り組みます。	高速・広域交通体系の整備や地域の交通確保、県土の均衡ある発展をめざします。
★									
★									
★									
★	★								
				★					
					★				
					★				
					★				
					★				
					★				
					★				
					★				
					★				
					★				
					★				
					★				
					★				
					★			★	
					★		★		
					★		★		★

目 次

■長崎県総合計画における施策体系

■項目一覧

番号	項目（1～34：重点項目 35～69：一般項目）	頁
61	光化学スモッグ(高濃度の光化学オキシダント)の原因究明及び対策強化について	144
62	ぼた山防災対策について	146
63	災害に強い安全・安心な社会づくりのための事業促進について	148
64	県民の安全・安心を確保するための地方警察官増員について	152
65	高速情報通信網の整備・維持及びテレビ難視聴の解消に係る支援策の充実強化について	154
66	島原・天草・長島架橋構想の推進について	156
67	長崎空港等の活用推進について	158
68	まちづくり事業の推進について	160
69	社会资本の維持管理のための施策拡充について	162

目 次

重 点 項 目

1 九州新幹線西九州ルート(長崎ルート)の整備促進について

【総務省、国土交通省、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構】

【提案・要望の具体的な内容】

- 1 諫早～長崎間について早期認可・着工し、武雄温泉～長崎間をフル規格で整備し一括開業すること
また、武雄温泉～諫早間の着実な整備を図ること
- 2 新幹線整備と一体となる肥前山口～武雄温泉間の複線化等改良について、早急に実施すること
- 3 フリーゲージトレインの技術開発の促進と開発目標の早期達成を図るとともに、フリーゲージトレインの導入の際に必要となる施設整備等について、地元負担軽減のための措置を講ずること
また、新幹線効果を高めるため、佐世保市への乗り入れのための整備・実証運行を行うこと
- 4 公共事業の重点的配分等による建設財源の安定的確保及び地域負担軽減制度の充実を図ること
- 5 新幹線整備に伴い地方が維持することとなる在来線について、鉄道輸送サービスの維持に係る負担軽減制度の創設又は充実を図ること



西九州ルートは西九州地域の観光・ビジネス市場を中四国～関西～全国へと拡げる。

【1 西九州ルートの開業の早期実現について】

○諫早～長崎間の早期認可・着工とは

全国の未着工三区間については、平成23年度政府予算においても留保分として90億円の事業費が計上されておりますが、未だに諫早～長崎間の着工の判断はなされておりません。西九州ルートの整備は、単に西九州地域の振興と発展に大きく寄与するだけでなく、九州新幹線として鹿児島ルートとともに2線一体で整備することで、九州地域の一体的浮揚に寄与するとともに、災害時に他の公共交通機関が被災した場合の代替手段としての役割も果たすことから、長崎までの延伸について、一刻も早く認可していただくことを望みます。

○武雄温泉～長崎間をフル規格で整備し一括開業とは

西九州ルートの武雄温泉～長崎間は、新幹線鉄道規格新線（スーパー特急）方式で整備されることとなっており、武雄温泉～諫早間では平成20年3月から概ね10年後の完成を目指して工事が進められています。しかしながら、全国の高速鉄道ネットワークにつながり新幹線効果を十分に発揮するためには、新幹線鉄道（フル規格）による整備がぜひとも必要であり、また、諫早～長崎間についても既着工区間に遅れることなく、平成30年3月の完成が実現されることを望みます。

【2 肥前山口～武雄温泉間について】

○新幹線整備と一体となる肥前山口～武雄温泉間の複線化等改良とは

肥前山口～武雄温泉間は、在来線（佐世保線）を活用する区間ですが、この区間は、単線であり、既存の特急みどりやハウステンボス号の運転に加え、新幹線が走行するようになれば線路容量が不足し、効率的なダイヤ編成が困難になります。については、平成30年3月の完成に間に合うよう、複線化等改良に早急に着手していただくことを望みます。

【3 フリーゲージトレインについて】

○導入の際に必要となる施設整備等について、地元負担が軽減されるような措置とは

フリーゲージトレインは、現在、国家プロジェクトとして研究・開発が進められており、西九州ルートの前提となる技術です。フリーゲージトレインの導入にあたり、線路側の改良、車両検査施設、軌間変換装置の整備費用が追加で発生することが想定されることから、現在のプロジェクトの一環として整備されることを望みます。

○佐世保市への乗り入れのための整備・実証運行とは

佐世保市への乗り入れは、新幹線効果をどの程度波及させることができるかを検証するための先駆的なモデルケースになることから、乗り入れのために佐世保線の路盤等改良等の整備や実証運行の実施を望みます。

【4 建設財源について】

○公共事業の重点的配分等による建設財源の安定的確保及び地域負担軽減制度の充実とは

公共事業予算全体における新幹線整備予算は、約1%しかありません。新幹線整備は、わが国本土の国土軸の骨格をなす国家プロジェクトであることから、重点的に予算配分がなされるべきであり、将来にわたり安定して整備を進めるためにも幅広い観点からの予算確保の検討が喫緊の課題となっています。

なお、今後は鹿児島ルート（博多～新八代間）及び東北新幹線（八戸～新青森間）の開業による貸付料収入や鉄道・運輸機構の特例業務勘定を活用して建設費に充当することですが、整備予算のなお一層の確保・拡充を望みます。

一方、地方負担への財政措置として、起債充当率は地元負担分の9割、このうちの5割～7割に交付税措置がありますが、整備新幹線における地方負担が、地方財政を圧迫するところがないよう、起債充当率の引き上げや交付税措置率の算定基準の引き下げを望みます。

【5 新幹線整備に伴い地方が維持することとなる在来線について】

○負担軽減制度の創設又は充実とは

肥前山口～諫早間については、新幹線開業後20年間の上下分離方式をとることとしており、開業時に本県と佐賀県がJR九州から線路等を一括買い取り、維持管理費用についても両県で負担することとなっています。しかしながら、一段と逼迫する地方財政等を鑑みると地元での負担だけでは到底維持できず、国全体の課題として取り組むべきであり、負担軽減制度の創設又は地方交付税措置等による負担軽減を望みます。

2 国営諫早湾干拓事業について

【農林水産省、国土交通省、環境省】

【提案・要望の具体的な内容】

- 1 開門は、生命、財産に関わるものであり、6月10日に公表された環境アセスメント結果素案の科学的な根拠に基づく報告や、6月27日の長崎地方裁判所における判決を踏まえ、開門方針の見直しを検討すること。開門請求訴訟においても、環境アセスメントや長崎地方裁判所判決を踏まえ、引き続き開門の問題点の主張、立証を尽くすこと
また、地元の同意なくして開門は決して実施しないこと
- 2 有明海の貝類等の漁業不振の原因は、熊本新港、筑後大堰等の巨大事業や、ノリの酸処理等の複合的な要因によるものであるにもかかわらず、これらの原因究明が未だなされていない。中でも、ノリの酸処理等の因果関係の調査など、早急に実施すること
- 3 「第2期諫早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画」に基づく水質保全対策や水辺空間づくりについて、下記のとおり推進及び支援を行うこと
 - (1) 調整池及び流入河川・水路の効果的な直接浄化対策の検討・実施及び検証
 - (2) 流入河川及び調整池の水質に影響を及ぼす自生植物の除去等適切な管理の実施
 - (3) 生活排水処理施設整備に係る財政支援
 - (4) 環境（調整池）に負荷をかけない農業の取組の推進



【1 開門方針の見直しと地元の同意のない開門への反対について】

○生命・財産に関わるとは

諫早湾干拓事業が完成し、防災機能が強化され、地域住民の皆様はようやく災害の不安から解放され、枕を高くして眠ることができるようになりました。造成された干拓農地では入植された農業者の方々が環境に優しい農業に全力で取組まれており、収穫されたばれいしょ、レタス等は市場から高い評価を受けております。更に、背後地農地でも用水不足や排水不良が解消され畑作が拡大するとともに、漁業においても、近年、養殖カキやアサリの漁獲量が拡大するなど、漁場環境が安定し漁獲増等の成果があらわれてきております。

しかしながら、昨年12月6日に諫早湾干拓潮受堤防排水門の常時開放を命ずる福岡高等裁判所の判決が出され、国は、開門により直接被害を被る地域住民、農業者、漁業者らの強い上告要請を無視し、上告せず、判決が確定しました。

開門により調整池への海水導入が行われれば、調整池での水位調整ができなくなることやガタ土の排水樋門付近への堆積によって洪水被害が発生しやすくなる等、本県地元の方々の人命や財産への重大な影響が懸念されます。また、干拓地の農業用水が消滅し、背後地の農業用水にも影響が生

じるとともに、農地での塩害や潮風害の発生が危惧されます。潮受堤防排水門付近では、鳴門海峡の最大流速を上回る程の流速が発生すると見込まれており、底泥の洗掘による濁りの発生などによって諫早湾内外の漁業にも大きな影響が危惧されます。

このため、地域の安全安心と生活の基盤を守るべく排水門の開門を阻止しようと、地域の営農者、漁業者、住民等の方々が潮受堤防排水門開放差止請求訴訟を4月19日に提起されたところです。

また、6月10日には、環境アセスメント結果素案が公表され、開門による地元の防災面や農業、漁業への影響はあるものの、有明海全体への影響はないことが明らかになっております。更に、6月27日には、長崎地方裁判所において、諫早湾干拓事業には防災効果や、営農効果等、公共性があることと漁業補償契約の有効性が認められ、排水門開門請求が棄却されました。

開門により直接被害を受ける本県地元の思いをしっかりと受け止め、真摯に対応していただくよう望みます。

○環境アセスメント結果素案とは

平成23年6月10日に発表された諫早湾干拓事業の潮受堤防の排水門の開門に係る環境アセスメント結果素案において、潮受堤防排水門の開門による影響は、ほぼ諫早湾内に限定され、有明海全体への影響はないことが明らかになり、一方、諫早湾内及び周辺地域では、防災・営農・漁業への甚大な影響があることが明らかになったにもかかわらず、アセスに示された対策は万全のものではありません。

○6月27日の長崎地方裁判所の判決とは

小長井町漁協と大浦漁協の一部の漁業者が、排水門の開門を求めた訴訟で、「潮受堤防により高潮を遮断する効果や、限定的ではあるものの、洪水時の防災効果や常時の排水不良対策効果を有するとともに、大規模で平坦な農地を提供し、農業用水を提供するという営農効果を有しており、事業の公共性が低いとは言えない」「開門請求原告らの漁業行使権は、漁業補償契約によりその一部が放棄又は制限されたものであり、制限の範囲を大きく超えるような侵害があったということはできない。」などとして、開門請求が棄却されました。これは、これまでの本県及び地元関係者の主張の正当性が司法上認められたものです。

○地元の同意とは

防災、農業、漁業、環境の全ての面に関し、環境アセスメントにより科学的かつ客観的に被害が生じないという確証が得られないまま、万一、開門が実施された場合、直接被害を被り生命、財産、生活を失うのは本県の地域住民、農業者、漁業者であり、地元の同意なくして開門を決して実施しないことを望みます。

【2 有明海の漁業不振の原因究明について】

○有明海の貝類等の漁業不振の複合的な要因とは

諫早湾干拓事業着工の10年程前に既に貝類の漁獲高は半減しており、有明海の漁業不振は、有明海流域面積の約1／3を占める筑後大堰（諫早湾干拓調整池の約11倍）や有明海の湾口部に3kmの堤防を造った熊本新港の工事の時期、さらには、赤潮や貧酸素水塊の発生原因と指摘されているノリの酸処理の開始時期と重なっていることから、眞の有明海再生のためには、これらの要因について調査・分析を行い、総合的に解明していくことが必要です。

なお、福岡高等裁判所の判決では、潮受堤防締切りと諫早湾及び近傍部を除く有明海全体の環境異変との因果関係を否定しています。また、長崎県知事、諫早市長、雲仙市長連名の質問状に対する平成23年1月28日付けの總理の回答書でも「諫早湾及び有明海における漁獲量の減少要因としては、過剰な漁獲圧、温暖化による海水温の上昇、ナルトビエイの食害の増加等複数の要因があると指摘されているものの、未だ科学的・客観的に十分な解明がなされておらず」とされています。

【3 「第2期行動計画」に基づく推進及び支援について】

○直接浄化対策の検討・実施および検証とは

調整池の水質保全に関しては、「第2期行動計画」に基づき、県、国、関係機関でそれぞれ取り組んでいますが、農水省にあっては、諫早湾干拓事業の実施者として、主体的にこれまで実施してきた各対策の検証と調整池の潜在的な汚濁負荷要因となっている底泥の巻上げの抑制に効果のある新たな手法の検討・実施を行っていただくことが必要です。さらには、調整池中に含まれる汚濁物質を直接浄化する対策を実施していただくよう強く望みます。

○流入河川及び調整池の水質に影響を及ぼす自生植物の除去等とは

河川管理者である国交省が、管理する場所において、自生植物が枯死して調整池水中へ溶出しないよう、また、衛生害虫の発生を防止するため、定期的に刈り取るなど適正な管理を行っていただくよう望みます。

○生活排水処理施設整備に係る財政支援とは

浄化槽設置に係る国の交付金の負担割合の拡大（1／3→1／2）や公共下水道等の交付の拡大を実施していただくよう望みます。

○環境（調整池）に負荷をかけない農業とは

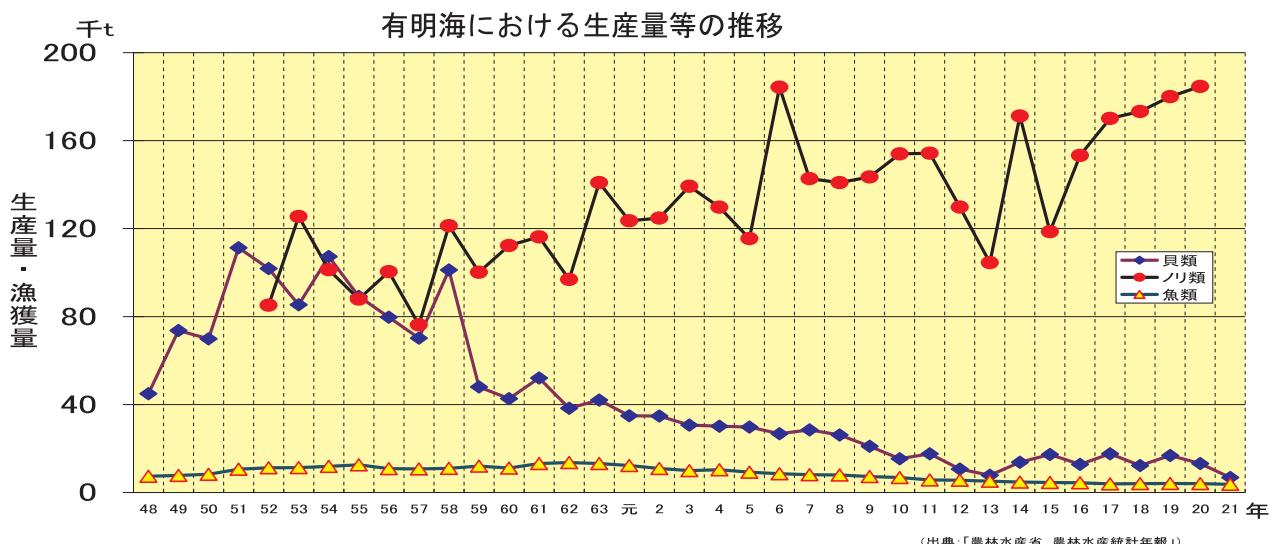
調整池への流出負荷割合の大きい農地からの汚濁負荷削減対策として、地域における減化学肥料や畑地からの表土流失防止及び水田からの濁水管理などの環境保全型農業への取組について、国、自治体、農業者が一体となって推進していただく体制作りを強く望みます。

3 有明海再生のための総合的対策の実施について

【総務省、農林水産省、国土交通省、環境省】

【提案・要望の具体的な内容】

- 1 「有明海等特別措置法」第8条に規定する国庫補助の割合の特例が適用される期間の延長など、有明海の漁場環境の保全・改善及び水産資源回復等による漁業振興のための事業等に対する特段の財政支援措置を行うこと
- 2 「有明海等特別措置法」第25条に規定する有明海・八代海総合調査評価委員会の所掌事務見直しによる同委員会の機能存続を図ること
- 3 「有明海等特別措置法」第2条第1項に規定する「有明海」の定義を見直し、有明海の海面の範囲に長崎県橋湾を加えること
- 4 農林水産省が、有明海の再生への道筋を明らかにするために実施する調査・現地実証事業に関する財源を大幅に拡大すること
- 5 有明海への環境負荷抑制を目的とした生活排水処理施設の整備に対する特段の財政支援措置を行うこと
- 6 有明海の環境保全及び改善を目的とした森林の保全・整備に対する特段の財政支援措置を行うこと
- 7 有明海・八代海総合調査評価委員会報告（H18.12.21）に基づく「解明すべき課題」の早期解明を図ること
- 8 熊本新港や筑後大堰等の大規模な工事や、ノリ養殖への酸処理剤の使用や施肥等、有明海全域における複合的な要因を考慮に入れた総合的な調査・研究を実施すること
- 9 平成19年に諫早湾で発生したアサリ大量死の原因とされる赤潮及び貧酸素水塊の発生原因究明とその抑制・軽減対策の確立を図ること
- 10 島原半島沿岸域で発生する浮遊物の漁業被害の抑制・軽減対策の確立を図ること



【1 「有明海等特別措置法」について】

○特措法第8条に規定する国庫補助の割合の特例が適用される期間の延長とは

特措法第8条では、国庫補助の割合の特例が適用される期間が、平成14年度から平成23年度まで規定されていますが、海域環境の保全・改善及び漁業振興のための施策を引き続き実施することが必要であり、これらの施策の着実な推進のため、特例期間の延長を望みます。

○漁業振興のための事業等に対する特段の財政支援措置とは

漁場整備のうち覆砂、たい積物の除去等の事業についての国庫補助金の補助率の嵩上げ（現在の嵩上げ率である1割以上）を望みます。

参考 ・「有明海等特別措置法」第8条に基づく国庫補助の割合の特例措置
長崎県の場合、平成21年度事業については1割の嵩上げ（50%→55%）
(県の財政力指数に基づき算定)

【2 「有明海等特別措置法」第25条に規定する有明海・八代海総合調査評価委員会について】

○所掌事務見直しによる同委員会の機能存続とは

特措法第25条では、委員会の所掌事務が、「法律の5年以内の見直しに関し、有明海及び八代海の再生に係る評価と主務大臣等に意見を述べること。」と規定していますが、法律制定後5年以上経過した現在でも、有明海及び八代海の再生のためには、未だ多くの検討課題が残っています。海域環境の保全・改善及び漁業振興のための施策を有効に推進するためには、各種調査を総合的に評価することが必要であり、現在、こうした機能を持ち、稼働している機関がありません。このため法の見直しのために限定せず、同委員会の機能存続を望みます。

【3 「有明海」の定義について】

○有明海の海面の範囲に長崎県橘湾を加えることとは

有明海だけでなく、長崎県橘湾においても、昨年、一昨年と連続して赤潮の被害が発生しており、両海域一体とした原因の究明、被害救済施策等の必要性が生じております。

したがって、特措法第2条の「有明海」の定義を見直し、有明海の海面の範囲に長崎県橘湾を加えることを望みます。

参考：赤潮被害状況		(単位：尾、千円)	
	へい死数（有明海： 橘湾）	被害金額（有明海： 橘湾）	
平成21年	255,050 (15,700 : 239,350)	429,965 (18,550 : 411,415)	
平成22年	78,027 (6,363 : 71,664)	86,955 (7,133 : 79,822)	

【4 農林水産省が、有明海の再生への道筋を明らかにするために】

○調査・現地実証事業に関する財源の大幅な拡大とは

有明海再生のために行う総合的対策に対する予算措置のうち、有明海環境改善のための調査・現地実証試験等、アサリ、アゲマキ、タイラギの生産回復対策に対する予算の増額を望みます。

参考 有明海再生のために行う総合的対策（平成23年度予算：1,485百万円）

1. 国営干拓環境対策調査	328百万円
2. 有明海特産魚介類生息環境調査	300百万円
3. 有明海漁業振興技術開発事業	400百万円
4. 有明海漁場環境改善のための実証試験事業	457百万円

【5 有明海への環境負荷抑制について】

○生活排水処理施設の整備に対する特段の財政支援措置とは

下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽市町村整備推進事業及び浄化槽設置整備事業において、対象となる管渠整備の範囲を拡大したり、整備戸数要件を年間10戸からさらなる引き下げを望みます。

【6 有明海の環境保全及び改善について】

○森林の保全・整備に対する特段の財政支援措置とは

荒廃した森林の整備等を行う森林整備事業等について、補助率の嵩上げ等の財政支援措置を望みます。

【7 有明海・八代海総合調査評価委員会報告について】

○「解明すべき課題」の早期解明とは

特措法により環境省に設置された有明海・八代海総合評価委員会が、平成18年12月21日に主務大臣（農林水産大臣等6大臣）、関係行政機関（財務大臣等）及び関係県に提出した委員会報告の中で、有明海・八代海の再生のために解明すべき課題として掲げている ①二枚貝の減少要因の解明 ②魚類等の減少要因の解明 ③潮流朝夕の変化 ④土砂に関する知見の蓄積 ⑤汚濁メカニズムの解明とモデルの構築 の5項目について、その早期解明を望みます。（現在、貧酸素現象調査、赤潮調査、二枚貝類等生息環境調査、底質環境調査等が行われていますが、早期解明に向けた更なる方策を望みます。）

【8 有明海全域における複合的な要因を考慮に入れた総合的な調査・研究】

○有明海全域における複合的な要因を考慮に入れた総合的な調査・研究とは

有明海漁業の不振には、熊本新港や筑後大堰等の大規模な工事や、ノリ養殖への酸処理剤の使用や施肥等、多くの要因が絡んでいると考えられるので、総合的な調査・研究を要望します。

【9 平成19年に諫早湾で発生したアサリ大量へい死の原因について】

○赤潮及び貧酸素水塊の発生原因究明とは

平成19年のアサリ大量へい死の原因として、①長期間にわたりシャトネラ赤潮に遭遇したこと②海水中の酸素量が極端に低くなる貧酸素の現象が続いたことが考えられますが、そのそもそもの原因である赤潮及び貧酸素水塊の科学的発生原因の究明を望みます。

（参考） シャトネラ赤潮：藻類の一種で有害プランクトンのシャトネラ・アンティーカやシャトネラ・マリーナが増殖して高密度になり、海が着色する現象

【10 島原半島沿岸域で発生する浮遊物について】

○漁業被害の抑制・軽減対策の確立とは

浮遊物発生の際は、さし網や定置網漁具への付着、底曳網への入網により、漁業への支障や漁獲減等の漁業被害が発生していることから、漁業被害の抑制、軽減策の確立を望みます。



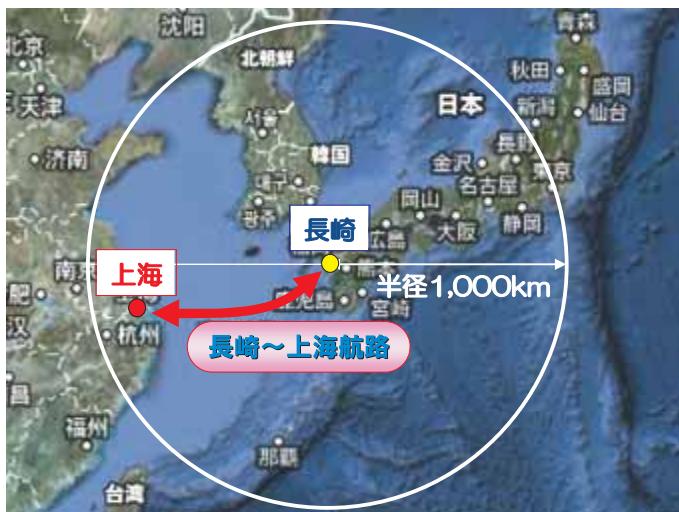
有明海で行われるシタビラメ種苗の放流

4 長崎～上海航路による新アジア軸構築プロジェクトについて

【法務省、外務省、国土交通省】

【提案・要望の具体的な内容】

- 1 上海航路は日中及びアジアの新たな時代の懸け橋となることから、上海航路及びこれに関連する国際的な都市づくりを国家戦略プロジェクトとして位置付けること
- 2 上海航路を活用して、日中国交正常化40周年記念青少年交流事業を実施すること
- 3 日中両国民の相互理解促進のため、日本や中国等の国際共同による映画製作に対して、国の財政支援を講じること
- 4 観光立国の実現に大きく寄与する上海航路開設やクルーズ客船誘致拡大等に向けて、港湾施設の機能向上並びにC I Q機能の強化を図ること



概要

- 長崎県佐世保市にあるハウステンボスが運航
- コンセプト“Low Cost Entertainment Ship”

- 総トン数: 30,412トン
- 最大収容: 約1,700名

概観イメージ



- ⊕ミニハウステンボス
- ⊕劇場、シアター
- ⊕観光情報ブース
- ⊕九州地域名産品ギフトショップ



かつて中国と日本は、上海と長崎の間に就航する「上海航路」で結ばれ、日本と海外との人の行き来の4割を占める大動脈となっていた。

辛亥革命を指導した孫文も、この航路を利用して日本を来訪している。

就航計画

- 【第1段階】H23.11月初旬 : 長崎～上海を1往復運航
- 【第2段階】H24.1月下旬～ : 週1～2便の不定期運航
- 【第3段階】H24.3月以降の早期: 週3便程度の定期運航

【1について】

○上海航路を国家戦略プロジェクトとして位置付けることは

ハウステンボスは平成23年の航路開設を目指しておりますが、平成23年は辛亥革命100周年、翌年は日中国交正常化40周年に当たり、上海航路の復活は、日中関係の新たな時代の象徴になり得るものです。かつては「戦争の海」であった東シナ海が、現在は「平和の海」になっているからこそ、上海航路の復活が可能となっております。さらに、「海のインバウンド戦略」により新しいアジア軸を構築し、アジアの平和的相互発展を図ることができれば、国的新成長戦略に掲げる「アジア経済戦略」、「観光立国・地域活性化戦略」の実現にも大きく近づくものと考えております。

このため、国におかれても、上海航路及びこれに関連する国際的な都市づくりを国家戦略プロジェクトとして位置付けていただくことを望みます。

【2について】

○上海航路を活用した日中国交正常化40周年記念青少年交流事業とは

青少年交流の現状は、直接的な相互理解の機会が少ないとや、最近のわが国の若者の内向き指向も重なって、必ずしも十分な友好的な関係が築けているとは言えない状況にあります。

上海航路は航行に長時間を要することから、逆にこの時間を活用し、十分な時間をかけて船内で日中両国の若者が交流する機会を設定するとともに、安価で大量輸送が可能という利点を活用し、有意義で将来に繋がる青少年交流事業の実施が可能です。

このようなことから、上海航路を活用して、日中国交正常化40周年記念青少年交流事業を実施することを提案いたします。

【3について】

○日本や中国等の国際共同による映画製作とは

現在、日本や中国、香港等の合作により、「孫文と梅屋庄吉」の国境を越えた友情や激動のドラマを描いた映画製作が進められているとお聞きしておりますが、このことは日中友好交流の促進に大きく貢献するものです。また、こうした国境を越えた合作映画製作への取組は、国際友好交流の進展のみならずコンテンツ産業の基盤強化や日本映画の振興を図るうえで極めて有意義であり、諸外国との文化交流や相互の市場活性化にとっても重要です。

このため、国におかれましても、これを契機に、国際共同による映画製作への財政支援を講じることを望みます。

【4について】

○港湾施設の機能向上並びにC I Q機能の強化とは

上海航路が寄港を予定している長崎港は、イーストアジアクルーズの拡大に伴い、近年クルーズ客船の入港も増加傾向にあります。

上海航路とクルーズ客船の共存が必要となりますので、港湾施設の機能向上に引き続いての支援を望みます。

さらに、長崎空港（大村市所在）には上海定期便とソウル定期便がそれぞれ週2便就航しているほか、新規航空路線や国際チャーター便の誘致にも取り組んでいるところです。また、福江空港（五島市所在）と韓国・釜山の金海空港を結ぶチャーター便の運航も計画されております。

このため、現在の税関、出入国管理、検疫・防疫体制では人員の絶対数が不足しますので、担当職員の増員を望みます。

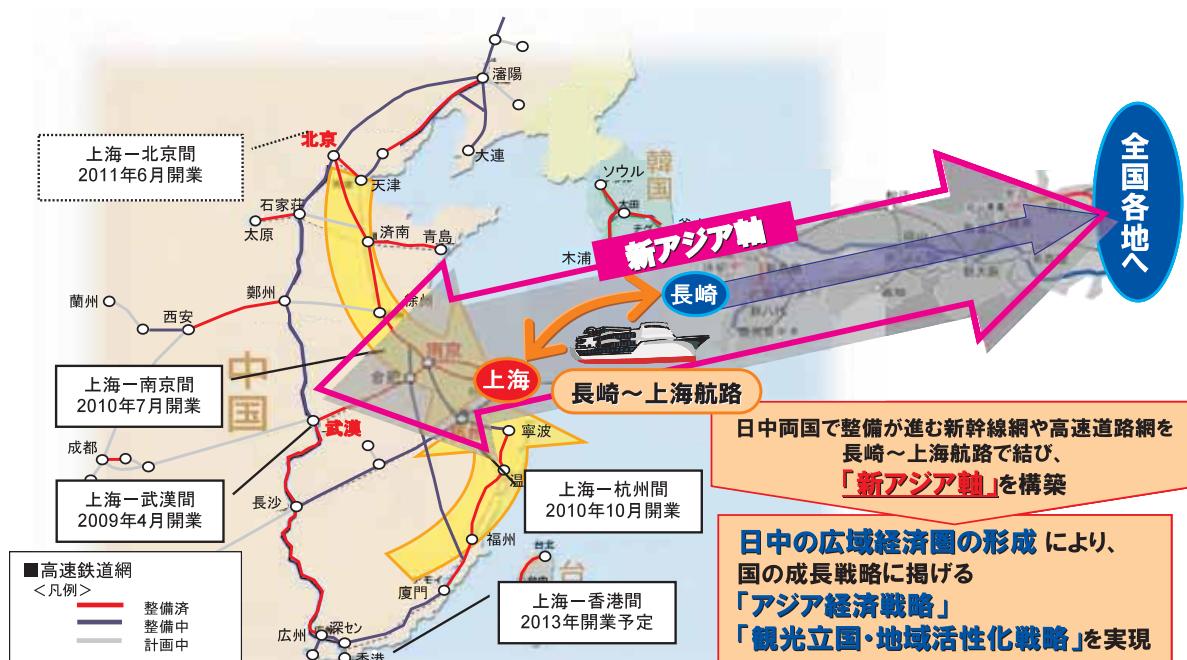
5 国際戦略総合特別区域への指定について

【内閣官房 地域活性化統合本部会合】

【提案・要望の具体的な内容】

新成長戦略の実現等の我が国の政策課題を解決するための突破口として位置づけられる国際戦略総合特別区域として、本県から提案する「新アジア軸構築プロジェクト」を指定すること

また、指定後に設置される「国と地方の協議会」において協議される事業の実現に必要な規制の特例措置や支援措置等について、速やかな制度化を図ること



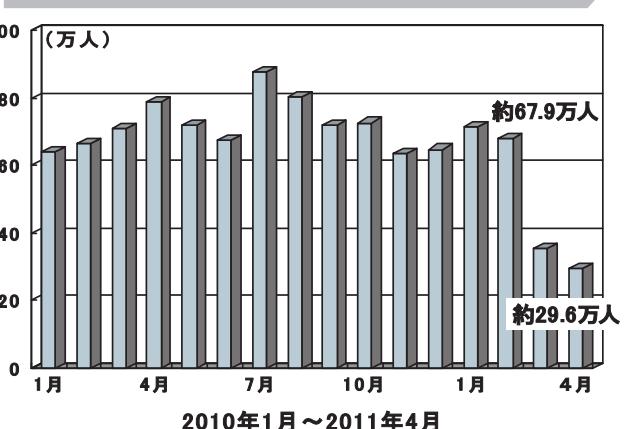
増加する中国の海外旅行者数



出典：中国国家旅遊局・中国旅行研究院

※香港・マカオを含む。2011年は見込み。

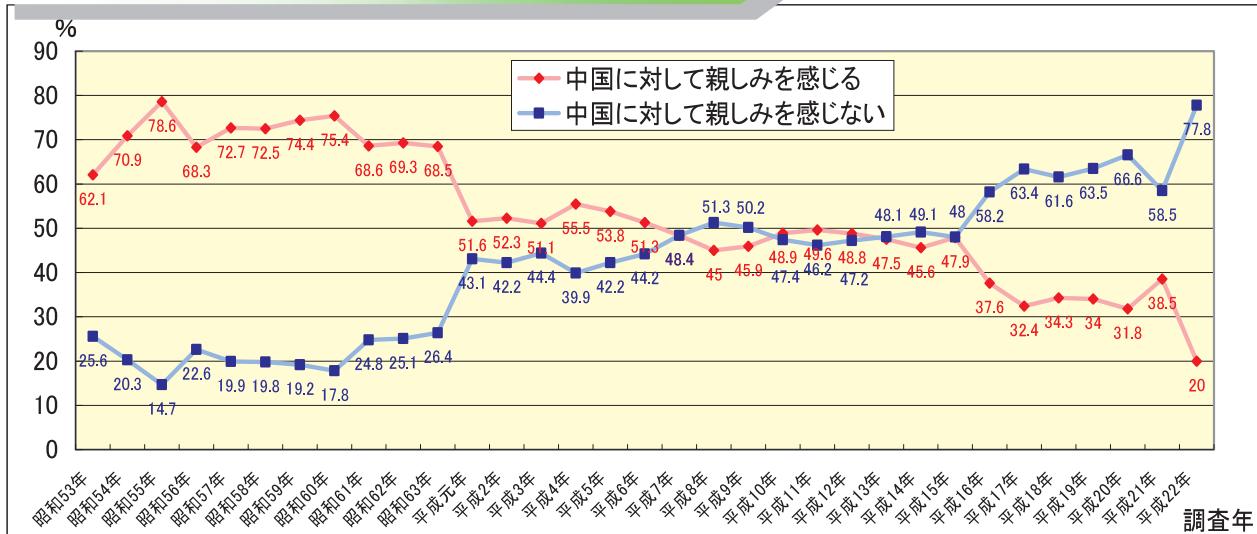
甚大な大震災の影響～訪日外客数の推移～



2010年1月～2011年4月

出典：日本政府観光局(JNTO)

内閣府世論調査結果(外交に関する世論調査)の推移



【新アジア軸構築プロジェクトについて】

○国際戦略総合特別区域として指定することとは

我が国は、現在「アジアの成長の取り込み」「東日本大震災からの復興」「新たな日中関係の構築」といった喫緊かつ大きな課題に直面しており、その解決に国を挙げて取り組む必要があります。

一方、中国人外国旅行者の爆発的な増加や中国における新幹線網や高速道路網の急速な整備、日中韓の大蔵会合レベルでのシームレス輸送の実現化に向けた協議など、東アジア地域における新しい時代の到来に向けた大きな変化が起きつつあります。

現在、長崎県では、長崎と上海を結ぶ旅客にウェイトを置いた本格的な日中間国際定期航路「長崎～上海航路」の就航に向けて準備を進めています。

これにより、中国からの海外旅行客を、環境効率が高い船舶で、安価かつ大量に輸送することが可能となるだけでなく、日中両国で整備が進む新幹線網や高速道路網が上海航路で結ばれ、日本とアジアに大きなヒトやモノの流れを生む可能性が生まれることになります。

この日本とアジアの新たな国土軸ともいべき「新アジア軸」を、より太く確固たる軸とするそのためには、規制にとらわれないこれまでにない新しいサービスや新しい都市づくりを、国家戦略として、行政だけでなく、民間の活力も結集して取り組む必要があると考えています。

また、かつて「戦争の海」であった東シナ海において、旅客を対象とした上海航路が復活することは、来年、日中国交正常化40周年を迎える日本と中国にとって、日中関係の新たな時代の象徴ともいえます。

これら「新アジア軸」の構築から生まれる大きな流れは、多くの交流へと発展し、日中の相互理解の促進による新たな日中友好関係の構築や広域経済圏の形成など、我が国が抱える課題の解決につながるものと考えます。

中国との深い交流の歴史を持ち、日本と中国の結節点に位置する長崎県では、この「新アジア軸」構築に向けて、「海のインバウンド戦略」や「ゲートウェイ機能の強化」「シームレス輸送の実現」などのプロジェクトに国際戦略総合特区として取り組みたいと考えていますので、本県提案の「新アジア軸構築プロジェクト」を指定していただくことを求めます。

【国と地方の協議会について】

○特例措置や支援措置等の速やかな制度化とは

総合特区制度では、特区として指定された地域における規制の特例措置等や地域のニーズを実現するための代替措置、新たな支援措置などが「国と地方の協議会」で協議されることとなっています。

「新アジア軸構築プロジェクト」では、プロジェクト実現の土台となる様々な支援措置などを必要としており、それらの迅速な制度化を望みます。

6 「地域発の地域づくり」実現のための地方税財源の充実等について

【内閣府、総務省】

【提案・要望の具体的な内容】

1. 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進

地域の住民が主役となり、その住民の意思を踏まえ、住民とともに政策を決定し、責任を負う仕組みを構築するため、国と地方の役割分担を明確にした上で、地域の実情に配慮しつつ、地方税財源の充実・強化及び自由裁量の拡大を図ること

2. 地方交付税の充実強化

- (1) 全国一律の基準ではなく、各地域に必要な財政需要を適切に捕捉し、離島やへき地対策など、多くの離島や極めて長い海岸線を有する本県の特殊性に十分配慮すること
- (2) 社会保障費の増嵩に対し、単純に他の行政経費を圧縮することにより対応するのではなく、厳しい経済雇用情勢を踏まえた、投資事業を含む地方の財政需要を適切に積上げること
- (3) 地方交付税の安定性、地方公共団体の予見可能性を高めるために、地方交付税の法定率の引き上げを実施するとともに、臨時財政対策債の発行等によらず、地方全体として必要な地方交付税の額を確保し、財源保障機能及び財源調整機能の強化を図ること

3. 偏在性が小さく安定的な税体系の構築

本県は、市町村合併を積極的に進めてきたところであり、それらの地域が自らの判断と責任で行財政運営を行うことができるよう、国と地方の役割分担を明確にした上で、地方の歳出に見合う地方税財源を確保するとともに、地方消費税の充実等により、偏在性が小さく安定性を備えた地方税体系を構築すること

4. 地域自主戦略交付金の自由度拡大等

- (1) 地域自主戦略交付金については、国の地方への関与を極力排するとともに、地方の自由裁量拡大の観点から、不斷の見直しを行うこと
- (2) 客観的指標による配分に際しては、多くの離島や極めて長い海岸線を有することから、道路交通網や港湾、漁港などの社会資本の整備が重要な課題となっている本県の特殊性を踏まえ、今後実施すべき社会資本の状況、条件不利地域や財政力に一層配慮するとともに、地方の事業実施に支障が出ないよう交付金の総額を確保すること
- (3) 地域自主戦略交付金を含め、交付金を創設又は制度変更する場合には、配分基準や対象範囲等を速やかに示し、地方の予見可能性を高めることで、地方にとって使いやすい制度となるよう十分に配慮すること

5. 地方行財政制度への地方の意見の確実な反映

地方行財政の制度設計に当たっては、地域の自主性及び自立性を高めるため、地方の意見を十分に聴取した上で、確実に反映するとともに、決して、国の財源捻出のために、地方交付税の削減や補助金の削減を行わないこと

【2 地方交付税の充実強化について】

○多くの離島や極めて長い海岸線を有する本県の特殊性とは

県土は、陸域面積は4,105km²ですが、県域は海域を含め東西213km、南北307kmにわたり、九州本土全域と同じ広がりを有します。海岸線延長は4,203kmで全国2位の長さです。

県内移動に非常に大きなコストを要し、行政効率・生産効率が上がりにくい構造であり、特に、学校や警察、その他行政機関を効率的に配置できない等行政コストが割高となっています。

人口一人当たりの歳出（平成20年度決算）	全国平均	長崎県	全国の比較
○ 福祉・子育て支援の経費	4万3千円	5万5千円	1.3倍
○ 教育の経費	8万7千円	10万8千円	1.2倍
○ 警察の経費	2万6千円	2万9千円	1.1倍

○地方交付税の安定性、地方公共団体の予見可能性とは

平成23年度の地方財政計画における地方一般財源総額は前年度と概ね同水準ですが、増嵩する社会保障費に他の経費の圧縮により対応している状況です。

継続する地方財源不足には臨時財政対策債の発行により対応されており、その償還を地方が行う必要があることから、将来の地方財政の健全性を阻害しています。

地方財源不足の状況	H18	H19	H20	H21	H22	H23
○ 地方財源不足額（億円）	57,044	44,200	52,476	104,664	182,168	142,452
うち臨時財政対策債（億円）	29,072	26,300	28,332	51,486	77,069	61,593

【3 偏在性が小さく安定的な税体系の構築について】

○本県の財政健全化と市町村合併の取組状況とは

三位一体の改革の影響や、今後増嵩が見込まれる社会保障関係等に対応するため、行財政改革に取り組んでいます。



市町村合併を積極的に進め、平成の大合併による市町村数の減少率は全国一位。

H15.4.1 8市70町1村（79市町村） → H22.3.31 13市8町（21市町） △73.4%

○地方消費税の充実等により、偏在性が小さく安定性を備えた地方税体系の構築とは

地域が自らの責任で行財政運営を行うためには、受益と負担の関係が明確化される地方税の充実強化が重要ですが、税収の地域間の偏りや変動する経済情勢を考慮すれば、偏在性が小さく安定性の高い地方税体系が必要です。

【4 地域自主戦略交付金の自由度拡大等について】

○財政力や社会資本整備状況等地域の特殊性とは

・本県の財政状況

自主財源である県税収入が少なく、地方交付税や国庫支出金などの依存財源の割合が高くなっています。（自主財源比率：36.0%（全国42位）、経常収支比率：98.3%（全国7位））

・本県の社会資本整備の状況

都市部に比べバスや鉄道網等の公共交通サービスが限定されます。また、道路等の改良率が低いなど、これまでの社会資本整備が他の地域に比べ遅れている状況です。

道路（国道・県道）の整備状況（H20.4）	長崎県	全 国	全国比
○ 改良率（%）	69.3	74.6	0.929
○ 整備率（%）	53.5	59.3	0.902

【5 地方行財政制度への地方の意見の確実な反映について】

○国の財源捻出のために地方財源総額の削減を行わないとは

本県では、三位一体の改革の際、平成16年度から18年度までの3年間で306億円もの地方交付税が削減され、住民生活に直結する経費さえ削減せざるを得ませんでした。

地域の住民が主役となり、その住民の意思を踏まえ、地域が主体的に政策を選択し、その選択に地域が責任を負う「地域発の地域づくり」の実現のためには、地方税財源の充実・強化が不可欠です。

7 「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の世界遺産への平成26年登録の実現に向けた支援について

【文部科学省】

【提案・要望の具体的な内容】

- (1) 顕著な普遍的価値の証明や構成資産の決定に関する学術的支援を行うこと
- (2) 構成資産の国指定・選定の促進を図ること
- (3) 包括的保存管理計画策定等万全の保護措置に関する技術的支援を行うこと
- (4) ユネスコへ提出する推薦書等の諸準備が整い次第、優先的に国からユネスコへ推薦すること

【この要望の背景・必要性は以下のとおりです】

長崎県では、平成19年（2007）に暫定一覧表に掲載されて以降、世界遺産登録に向けた様々な作業を文化庁の支援のもとに進めています。また、国文化審議会世界文化遺産特別委員会（ワーキンググループ）は、その作業進捗を前提に、「構成資産の取扱選択について今後検討が必要である。」との指摘・評価を行っています。

平成27年（2015）は、大浦天主堂（長崎市）における「信徒発見」（慶応元年（1865））から150年という記念すべき年です。そのため長崎県では、資産所有者のカトリック長崎大司教区や関係市町とともに、平成26年の世界遺産登録の実現に向けて、積極的に各種作業に取り組んでいます。

「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の構成資産候補等一覧

番号	構成資産候補等	種別	指定状況	所在市町	番号	構成資産候補等	種別	指定状況	所在市町
1	開国後のキリスト教信仰と布教の拠点	史跡	未指定	長崎市	16	田平天主堂	建造物	重文	平戸市
2	大浦天主堂	建造物	国宝	"	17	平戸島（と生月島）の文化的景観	文化的景観	重文景	"
3	旧羅典神学校	建造物	重文	"	18	中江ノ島（安満岳）	史跡	未指定	"
4	旧長崎大司教館	建造物	県有形	"	19	宝亀教会	建造物	県有形	"
5	旧伝道師学校	建造物	未指定	"	20	小值賀諸島の文化的景観	文化的景観	重文景	小值賀町
6	日本二十六聖人殉教地	史跡	県史跡	"	21	旧野首教会	建造物	県有形	"
7	外海の文化的景観	文化的景観	未選定（調査中）	"	22	上五島の文化的景観	文化的景観	未選定（調査中）	新上五島町
8	出津教会	建造物	県有形	"	23	頭ヶ島天主堂	建造物	重文	"
9	旧出津救助院	建造物	重文	"	24	青砂ヶ浦天主堂	建造物	重文	"
10	大野教会堂	建造物	重文	"	25	大曾教会	建造物	県有形	"
11	日野江城跡	史跡	国史跡	南島原市	26	五島市久賀島の文化的景観	文化的景観	重文景（答申済）	五島市
12	原城跡	史跡	国史跡	"	27	旧五輪教会堂	建造物	重文	"
13	吉利支丹墓碑	史跡	国史跡	"	28	堂崎教会	建造物	県有形	"
14	佐世保市黒島の文化的景観	文化的景観	重文景（答申済）	佐世保市	29	江上天主堂	建造物	重文	"
15	黒島天主堂	建造物	重文	"					

【平成26年の世界遺産登録の実現に向けた支援について】

(1) 頤著な普遍的価値の証明や構成資産の決定に関する学術的支援とは

世界遺産としての価値（頤著な普遍的価値）を証明するため、学識経験者等からなる「長崎県世界遺産学術会議」を設置し、これまで9回の会議を開催するとともに、国際専門家会議や国内外専門家との意見交換会なども随時開催してきました。

昨年度から、推薦書原案の作成に取りかかっていますが、今年度は構成資産の決定を行うなど、今まで以上に世界遺産の専門的知見等が必要となりますので、会議や意見交換会への職員の出席・派遣など一層の支援を望みます。

(2) 構成資産の国指定・選定の促進とは

世界遺産の構成資産となるためには、国の重要文化財や史跡に指定されるか、重要文化的景観に選定される必要があります。

「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の構成資産候補の国指定・選定については、文化財としての価値付けのための調査等を実施しておりますので、引き続き国との積極的な支援を望みます。

また、価値付けが行われた文化財で構成資産に決定したものについては積極的な国指定・選定を望みます。

(3) 包括的保存管理計画策定等万全の保護措置に関する技術的支援とは

世界遺産の登録のためには、適切な規制措置、制度的措置などにより資産の確実な保護管理が担保されていることが求められます。

現在、資産の包括的保存管理計画等の策定を進めており、引き続き世界遺産としての専門的見地や文化財保護の面からの技術的支援を望みます。

(4)-1 ユネスコへ提出する推薦書等の諸準備とは

世界遺産の登録のためには、世界遺産としての価値（頤著な普遍的価値）の証明と共に、世界遺産一覧表に記載されている他の資産との比較研究等を行う必要があります。

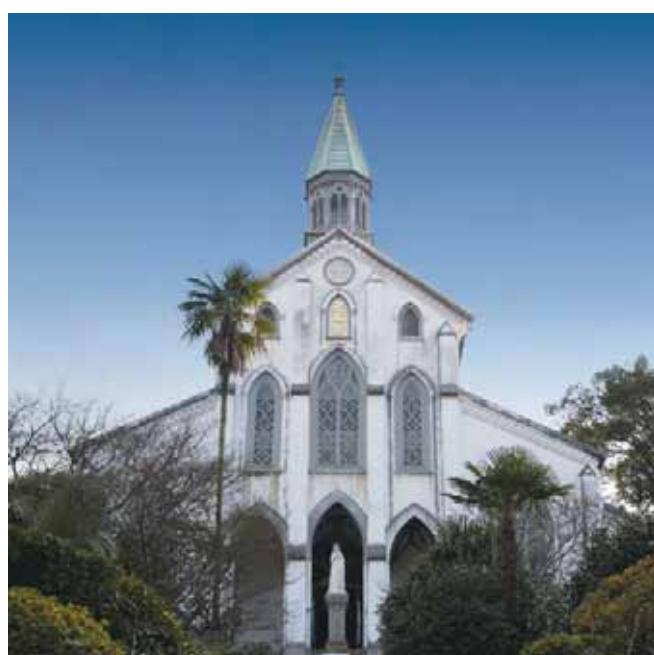
また、資産の位置図や緩衝地帯の範囲図、資産の写真や映像資料等の各種資料の調整も必要であり、現在、それぞれの制作を進めている状況です。

（参考）緩衝地帯：資産及びその周辺の景観や環境を守るために設ける保護の範囲

(4)-2 優先的に国からユネスコへ推薦とは

ユネスコへの推薦書の提出は、毎年各国2件までと決められています。

長崎県では、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の平成26年の世界遺産登録を目指して、推薦書原案の作成や図面・資料映像等各種資料等の平成23年度の完成を目指して準備を進めていますので、優先的にユネスコへ推薦して頂くよう望みます。



大浦天主堂（長崎市・国宝）

8 原子力災害対策について

【内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】

【提案・要望の具体的な内容】

- 1 原子力施設及び地理的状況に応じ、EZPZを見直すこと
- 2 地域住民の意見が反映できる体制を責任を持って構築すること
- 3 県域を越えた広域的連携に対する支援を行うこと
- 4 モニタリングポストの設置及び防災資機材等の配備を行うこと
- 5 安全基準の見直しを始めとした万全の安全対策を講ずること
- 6 情報開示を迅速に行い、科学的データによる安全性確保について責任ある説明を行うこと
- 7 正確かつ分かりやすい防災情報の提供を行うこと
- 8 風評被害に関して
 - ・ 観光客の減や食品等の輸入制限など、様々な影響に対して、安全に関する適切な情報を全世界に対して分かりやすく提供するとともに、観光需要の増大に結びつける施策に取り組むこと
 - ・ 農林水産物等に関する輸入規制の長期化や、過剰な輸入規制の解消のため、関係国への働きかけを強化すること
- 9 玄海原子力発電所運転再開に関する地元説明会を開催すること



【1 原子力施設及び地理的状況に応じたE P Zの見直しについて】

○原子力施設及び地理的状況に応じたE P Zの見直しとは

原子力安全委員会は、「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」(E P Z)を、原子力発電所等を中心として概ね半径8kmから10kmを目安とし、人口区分、行政区画、地勢等を考慮して定めることを提案しております。長崎県はE P Zを10kmとしております。

原子力施設からの放射性物質の拡散は、異常事態の様相、施設の特性、気象条件、周辺の地形等に左右されます。特に海域においては遮蔽するものもなく、影響が広範囲に及ぶことも考慮のうえ、これらの条件を基に様々なシミュレーションを行い、E P Zの見直しにあたっては原子力施設ごとに設定することを望みます。

【2 地域住民の意見が反映できる体制の構築について】

○地域住民の意見が反映できる体制の構築とは

エネルギーの安定的な確保は国の責務であると考えます。E P Zに含まれる地域の住民は、放射線に対する不安を常に抱えながら生活していくことにならざるを得ません。

このため、常日頃から地域住民の意見を反映できる場が必要であり、これら意見を勘案のうえ、国が責任を持って運転再開等の判断を行う体制を構築することを望みます。

【3 県域を超えた広域的連携に対する支援について】

○県域を超えた広域的連携とは

県及び市町が地域防災計画を策定するにあたっては、避難体制の確立が必要であり、避難にあたっては原子力発電所から遠くに逃げることが基本となります。

この際に考慮すべきこととして、県境を越えての避難、特に島民の県外への避難等が生じますが、これまで県域を超えた防災計画は策定されなかったことに鑑み、国においては積極的な支援を行うことを望みます。

【4 モニタリングポストの設置及び防災資機材等の配備について】

○モニタリングポストの設置及び防災資機材の配備とは

地域防災計画を策定しても防災資機材がないと実効性ある防災対策を講ずることができません。

このため、国におかれではE P Zの見直しに伴って、モニタリングポスト及び防災資機材等を早期に配備されることを望みます。

【5 安全基準の見直しを始めとした万全の安全対策について】

○安全基準の見直しを始めとした万全の安全対策とは

原子力発電所の規制監督とその安全確保は国の責務であることから、早急に事故の検証を行い、その結果を踏まえ、安全基準の見直しを始めとした万全の安全対策を講ずることを望みます。

【6 情報開示、科学的データによる安全性確保についての説明について】

○安全性確保のための責任ある説明とは

原子力発電所における緊急安全対策を始めとしたこれまでの国の判断については、情報開示を迅速に行い、安全性の確保がなされているとの根拠を科学的データ等で明確に示し、責任ある説明を行うことを望みます。

【7 正確かつ分かりやすい防災情報の提供について】

○正確かつ分かりやすい防災情報の提供とは

原子力災害に関する情報は専門的な表現になりがちであることから、住民にも正確かつ分かりやすい情報を提供することを望みます。

【8 風評被害について】

○観光客の減について

震災発生直後は、国内においても観光旅行の自粛ムードが強く、加えて、海外からの観光客が各國政府の渡航自粛勧告等により、ほぼ全面的に中止される状態となり、4月の県内の観光客数は前年に比べて15%近く減少しました。

その後、国内旅行については、関東方面からの修学旅行の振替えや個人客の回復等が見られ、ゴールデンウィーク期間中は多くの宿泊施設で前年実績を上回ることとなりました。

しかし、外国人観光客については、各國政府における渡航自粛勧告等は緩和されてきているものの、渡航回避のムードは続いており、市況が持ち直すには至っていません。

また、長崎港に入港予定の42隻中、クイーンメリー2をはじめ23隻が入港をとり止めました。

○観光需要の増大に結びつける施策とは

これまでの本県における対応策として、

- ①海外向け安全メッセージ（英語、韓国語、中国語（繁体字、簡体字）版）の発信
- ②九州知事会等と連携したトップセールスによる観光PR
- ③メディア関係者の招聘などによる海外の国民へのアピール

等を実施しており、今後、国内対策として、首都圏等の企業向けに夏場の節電対策を活用した長期滞在型旅行の推進や、東北地方の支援を前面に出した県内イベント等に取組むこととしています。また、海外からの誘客促進に向け、引き続き安全安心の観光地としてのPRを強化するとともに、メディア招聘やファムツア（旅行会社職員の招待視察旅行）等を実施していきます。このため、国においては、一刻も早く市場が活性化するよう、観光需要の増大に繋がる施策を実施していただくよう、望みます。

○農林水産物に関する輸入規制の長期化や、過剰な輸入規制の解消のため、関係国への働きかけの強化とは

日本からの海外への水産物輸出は、福島第一原子力発電所事故に関連し、諸外国・地域の規制措置が強化され、中国政府からは「放射性物質検査合格証明書」及び「原産地証明書」の添付が求められています。現在、長崎魚市（棊）の鮮魚輸出は5月31日から再開されておりますが、県・長崎魚市では毎回の放射能検査や証明書の発行手続きなど新たな負担が生じており、規制の緩和が望まれます。特に、韓国など中国以外の多くの国は原産地証明のみで輸出が可能であるうえ、本県産鮮魚からは放射性物質が不検出の状態であることからも、放射性物質検査の省略など規制緩和を強く望むものです。

諸外国に対して、日本産農林水産物等に関する輸入規制が強化・長期化されないよう、また輸入規制に踏み切る国等が拡大しないよう、科学的データ等正確な情報の提供を行い、過剰な規制となるよう働きかけの強化を要望します。

また、海外消費者等による風評被害が早期に解消するよう、放射線に関する客観的データ等に基づく信頼度の高い情報の発信力の強化を要望します。

【9 地元説明会について】

○地元説明会を開催することとは

本県は、EPZ圏内に入る隣接県であり、玄海原子力発電所から最短で8.3キロメートルの距離に位置し、特に海域においては何ら遮蔽するものがないことから、ひとたび原子力災害が発生した場合は、県民の生命・身体の安全はもとより、県内産業から県民の日常生活に至るまで、広い範囲で多大な影響を被ることが懸念されます。よって、国におかれでは、玄海原子力発電所の運転再開を決定する前に、玄海原子力発電所の運転に関し、安全確保のための対策等に関する説明会及び県民の意見聴取の場を直ちに開催していただくよう強く望みます。

長崎県の離島



戦艦に似たその形状から軍艦島の名で知られる端島

かつては石炭採掘の島として活況を呈したが閉山とともに無人となっていった。近年は貴重な近代化産業遺産としての価値が見直され、上陸ツアーには多くの人が参加するようになっている。

9 再生可能エネルギーの活用促進について

【経済産業省、環境省】

【提案・要望の具体的な内容】

1 エネルギー基本計画の早期見直し

東日本大震災を受けて、これまでのエネルギー基本計画の早期の見直しと実施を行うこと

2 再生可能エネルギー普及支援策の継続と運用の弾力化

地域グリーンニューディール基金等、再生可能エネルギーの普及拡大につながる支援を継続するとともに、弾力的な運用を可能にすること

3 再生可能エネルギーを活用した社会システム及び環境産業の発展に向けた施策への支援の実施

(1) 分散型エネルギーの利活用や、エネルギーの地産地消に向けた取組が求められている。太陽光、風力、バイオマス資源や海洋資源、地熱資源の利活用など、各地域にあったエネルギー地産地消システムの構築に対して積極的な支援策を講じること

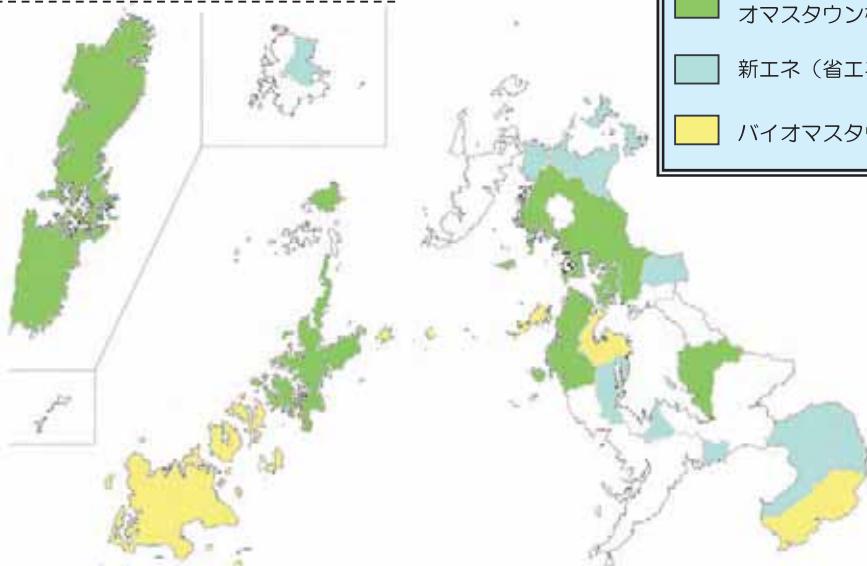
(2) 特に離島地区においては、再生可能エネルギーの全量買取制度はエネルギー地産地消を目指した社会システムの構築に向けた大きな足掛かりになることから、積極的な支援策を講じること

(3) 再生可能エネルギーを普及させるにあたり、蓄電技術や電気自動車、メンテナンス等も含めた技術開発や普及に関する財政的支援を拡大し、多様な業種の環境産業の発展につながるような措置を講じること

4 再生可能エネルギー普及までの措置の実施

電力の安定供給のため、再生可能エネルギー普及拡大と並行して、二酸化炭素排出量の少ない火力発電技術の開発促進等を講じること

県内のエネルギー関係ビジョン策定状況



【1について】

○エネルギー基本計画の見直しとは

エネルギー基本計画については、①エネルギーの安全保障の総合的確保 ②地球温暖化問題の解決 ③エネルギー・環境分野に対する経済成長の牽引役の3つの視点から昨年6月に第2次改定が行われたところであります。しかしながら、本年3月11日の東日本大震災を受けて、わが国の電力の安定供給に混乱が生じ、先般菅内閣総理大臣より本計画を白紙にした議論の必要性について発表があつたところです。

ついては、本計画を早期に見直していただき、電力の安定供給に向けた総合的な政策方針を策定していただくことを望みます。

【2について】

○再生可能エネルギー普及支援策の継続と運用の弾力化とは

今回の震災を受けて、再生可能エネルギーを中心とした新エネルギー対策及び省エネルギー対策は、大きなキーポイントになるものと思われます。加えて再生可能エネルギーの固定価格買取制度が運用開始された場合、再生可能エネルギーの導入が一般企業等を含めて加速度的に増加するものと考えられます。

現在、再生可能エネルギーの導入支援策としては地域グリーンニューディール基金などの補助制度がありますが、本制度は平成23年度までとなっており、さらなる普及を図っていくためにも次年度以降の継続を望みます。

また、地域グリーンニューディール基金は、複数の省エネ設備との一体的導入などを条件とするなど、インフラ導入に一定の制限があります。ついては、再生可能エネルギーを広く普及させるために、弾力的運用が可能な制度の導入を望みます。

【3について】

○再生可能エネルギーを活用した社会システム及び環境産業の発展に向けた施策への支援の実施とは

(1) 太陽光、風力、バイオマス、水力、地熱等のエネルギー資源は、地域によりその賦存量が異なります。農村地域型、都市型、観光地域型等、それぞれの地域の優位性、強みを活かしたエネルギー自給自足型地域社会システムを構築できる事業への積極的な財政的支援、技術的支援を望みます。

(2) 特に離島地区においては、本土からの送電が得られない地域も存在します。これらの地域では、島内のディーゼル発電を中心に発電を行っておりますが、エネルギーの安全保障の観点からも新エネルギーの導入に関して一層の支援を望みます。

(3) 再生可能エネルギーの普及促進、スマートグリッドシステムは、新たな成長分野でもあり、単に製造メーカーだけでなく、ハウスメーカーや家電メーカー、システム周辺機器メーカー等幅広い産業振興につながることが見込まれます。併せて、より性能の高い蓄電設備や電気自動車の普及なども見込まれることから、産学官が協働で社会システム構築に向けて取り組むことにより、多様な業種が参画でき、かつ産業振興につながるような支援制度の創設を望みます。

【4について】

○再生可能エネルギー普及までの措置の実施とは

原子力発電推進の見直しが行われた場合、特に夏期など需用が高い時期には電力の安定供給に支障を来たし、国民の生活に混乱をもたらすことが予想されます。一方、従来型の火力発電の稼働率アップで不足分を補う場合、CO₂発生による地球温暖化の問題などが懸念されます。

ついては、バイオマス混焼発電や、石油や石炭の高度利用を通じたゼロエミッション火力発電に関する技術開発を早急に進めていただくことを望みます。

10 西九州自動車道の整備促進について

【国土交通省】

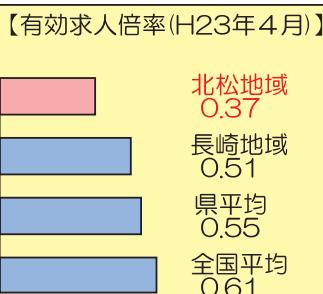
【提案・要望の具体的な内容】

西九州自動車道に関して、以下により事業促進を図ること

- (1) 伊万里松浦道路の整備促進
- (2) 松浦市～佐々町間の調査促進及び早期事業化
- (3) 佐世保中央IC～武雄JCT間の4車線化



○ 北松地域の有効求人倍率



※北松地域（江迎職業安定所）とは、
平戸市、松浦市、鹿町町、江迎町
※県および全国平均は季節調整値

○ 松浦市～佐々町間は唯一の未着工区間(ミッシングリンク)

起点:福岡市 終点:武雄市	全延長 (km)	供用 延長 (km)	事業中 延長 (km)	未着手 延長 (km)	供用率 (%)
福岡	47.4	38.6	8.8	0	81.4
佐賀	49.1	14.3	34.8	0	29.1
長崎	58.1	30.0	11.1	17.0	51.6
合計	154.6	82.9	54.7	17.0	53.6

【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

- 有効求人倍率が0.37と県内平均に比べて低位で推移するなど、地域活力の低迷に悩む県北地域においては、地場産業の競争力の強化や、豊かな観光資源を活かした観光振興の推進により、地域経済の活性化を図る必要があります。
- 西九州自動車道が整備されると、農水産物等の輸送コストの削減、消費者ニーズに合わせた商品の素早い供給による競争力の強化などにより、地場産業の発展が望めます。また、平成23年度に開通予定の佐々ICの近くに工業団地の造成が決定するなど、雇用を拡大する企業立地の推進が図られます。さらに、福岡方面からのアクセス時間短縮や、近隣地域と連携した新たな観光ルートの開拓・展開による、観光客の増加などにも大きな期待が寄せられています。
加えて、東日本大震災の原発事故を踏まえ、各自治体において防災計画の見直しがなされつつあり、原発事故の際の緊急避難路としての役割など、今後県北地域における西九州自動車道の重要性はますます高まるものと思われます。
- 昨年3月には、佐世保みなしIC～相浦中里IC間（約8km）の供用により、市内の大幅な渋滞緩和が図られており、平成23年度に予定されている佐々ICまでの延伸区間の開通により、一層の効果が期待されます。
しかしながら、現在の供用率は50%程度と依然として低い状況であり、地域活力の向上を図るために、さらなる整備促進が必要です。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

(1)伊万里松浦道路の整備促進

伊万里松浦道路の終点に当たる松浦市は、日本有数のあじ・さばの水揚げ量を誇る松浦魚市場を抱える漁業基地であり、漁業が地域の主産業となっています。このため、水産物の商品価値の向上、販路拡大、輸送コストの削減などに直結する当該道路には地域活性化の起爆剤として、地域から大きな期待がかけられています。

従って、近年の公共事業削減の流れの中、早期完成に向けた予算確保が課題です。

(2)松浦市～佐々町間の調査促進及び早期事業化

松浦市～佐々町間は残された唯一の未着手区間です。

当該区間だけが高速道路ネットワークから取り残されると、観光業をはじめとした地域産業の競争力や救急医療体制など様々な面で地域間格差が生まれることとなります。

また、高速道路ネットワークは、全線つながってこそ、その効果が最大限発揮されるものであり、当該区間以外の地域も全線開通により大きな効果が見込まれます。

従って、県北地域全体の地域振興を図るには、早期に全線整備されることが必要であるため、未着手区間（松浦市～佐々町間）の調査促進及び早期事業化が喫緊の課題となっています。

(3)佐世保中央IC～武雄JCTの4車線化

昨年3月の佐世保みなしIC～相浦中里IC間の供用後、特に佐世保みなしIC～大塔IC間において交通混雑が見られました。また、その後の無料化社会実験においては、佐世保大塔IC～佐世保中央IC間で渋滞が発生しました。将来無料となれば、延伸とも相まってさらなる交通混雑が予想されるため、4車線化を図る必要があります。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

- 伊万里松浦道路の整備促進のため、予算確保がなされることを望みます。
- 松浦市～佐々町間の調査促進及び早期事業化を望みます。
- 佐世保中央IC～武雄JCTの4車線化の早期着手を望みます。
- 西九州自動車道全体の早期完成のため、上記3項目について予算規模が拡大されることを望みます。（全体予算：H21 122億円、H22 67億円、H23当初 39億円）

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

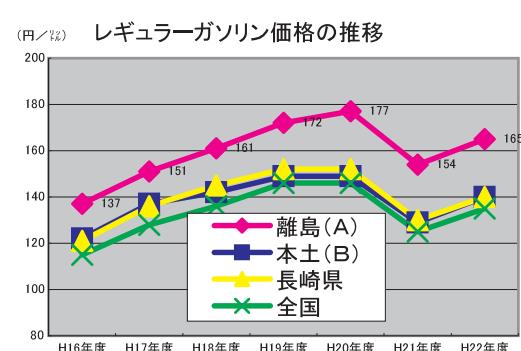
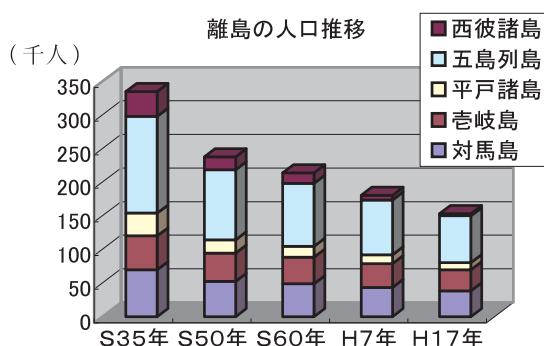
- 福岡をはじめとする九州の主要都市や本州との時間短縮や定時性の確保により、地域間の連携強化や交流促進を図り、観光の振興、企業立地の促進や物流の効率化などを強く支援します。

11 離島振興対策の充実について

【内閣府、総務省、農林水産省、国土交通省】

【提案・要望の具体的な内容】

- 1 国境離島・外洋離島に係る特別の振興策を以下のとおり推進すること
 - (1) 国境離島・外洋離島における公共事業に係る国庫補助等の国負担割合のさらなる嵩上げ及び所要額の確保
 - (2) 国境離島・外洋離島への立地企業に対する法人関係税の減免や投資促進税制(特別償却、税額控除)、住民関係税(国税・地方税)の減免制度の創設
 - (3) 国境離島・外洋離島に住民が居住していることによる密漁・密入国の監視等、国境域管理に資する活動を支援するための新たな交付金の創設
 - (4) 国境離島・外洋離島における土地の国有化又は地方公共団体による所有権取得に対する新たな財政支援制度の創設
- 2 離島地域の創意工夫を活かした自立的発展を促進するための、生活環境、交通通信網の整備に係る十分な財源の確保と離島振興計画の推進への支援を行うこと
- 3 離島島民や地方公共団体の自助努力だけでは解決できない定住環境の格差解消と人口定住に不可欠な地域経済の再構築を促進する新たな振興施策として、以下の施策を講じること
 - (1) 離島におけるガソリン小売価格の低廉化のための揮発油税の減免
 - (2) 離島の産業発展を阻害する人流・物流に係る高い輸送コストをはじめとする、離島の地理的・自然的特性に由来する不利条件の解消・緩和、定住環境の格差解消に向けた各種支援制度の創設・拡充
 - (3) 離島振興計画に基づく産業振興施策(ソフト事業を含む。)の円滑な実施に必要な財源である「離島振興基金」や「離島振興債」の創設と基金造成、起債償還に対する地方交付税措置の充実
 - (4) 離島においては、地理的条件等に起因する特別の行政経費を要するため、現行の「隔遠地補正」や「属島補正」など離島の財政需要に応じた交付税措置の継続・拡充
- 4 離島の豊かな地域資源を最大限に活用し、本土との格差是正・地域産業の振興・交流人口の拡大など先進的なモデル地域としての再生を目指すため、本県から提案する「離島総合特区(仮称)」を、地域活性化総合特区として指定すること



【1について】

○国境離島・外洋離島に係る特別の支援策の推進とは

国境離島・外洋離島は、その地理的条件から離島が抱える不利条件が顕著に現れる地域です。また、これらの地域は領域・排他的経済水域の保全等国家的に重要な役割を担っており、他の離島よりさらに特別な振興策の推進が必要です。

○立地企業に対する法人関係税、住民関係税の減免制度及び投資税額控除制度の創設とは

国境離島・外洋離島における法人関係税の減免制度や新たに取得した建物・機械等の価格の一定割合を法人税から控除する制度など、産業の誘致を強力に後押しする制度の創設を望みます。また、地方税の減免制度の創設にあたっては地方交付税による減収補填措置を望みます。

○国境域管理に資する活動に対する新たな交付金とは

国境離島・外洋離島は、そこに住民が居住していることを通じて、密漁・密入国の監視等、国家的役割を担っていることから、国境域管理に資する活動に対する新たな交付金の創設を望みます。

○無人島の土地の国有化又は地方公共団体による所有権取得に対する財政支援制度の創設とは

排他的経済水域の保全等国家的に重要な役割を担っている国境域に位置する無人島は、国有化し適正に管理していただくことを望みます。また、国境地域の管理保全のため地方公共団体が無人島の所有権を取得する場合は、取得に対する財政支援制度の創設を望みます。

【2について】

○生活環境、交通通信網の整備に係る十分な財源の確保とは

生活環境、交通通信網の整備に係る財源について、離島振興法に基づきその予算の確保を望みます。

【3について】

○離島におけるガソリン小売価格の低廉化のための揮発油税の減免とは

公共交通機関や自家用車等の移動手段、漁船や農林業関係機械、施設といった産業活動などに大きな影響を与えるガソリン等燃油価格は、小規模な人口に起因する需要の少なさも相まって、本土に比して割高になっています。離島での生活に欠かせないガソリンについて、本土との格差を解消するため、揮発油税の減免等を望みます。

○人流・物流に係る高い輸送コストとは

不利条件の中でも、特に物流にかかる輸送コストは、農林水産業をはじめとしたあらゆる産業の競争力を低下させる要因となっているとともに、住民生活に大きな負担となっています。

また、観光客を呼ぶにしても、人流にかかる輸送コストである交通運賃が高いため、交流人口の増大の大きな障壁となっています。

離島の厳しい状況を開拓し、住民が住み続けられる環境を整えるためには、不利条件を解消し、競争条件を本土と同等以上にすることが不可欠であることから、物流・人流にかかる輸送コストをはじめとした離島の地理的・自然的特性に由来する不利条件の解消・緩和、定住環境の格差解消に向けた各種支援制度の創設、充実を望みます。

○「離島振興基金」の設置とは

離島振興計画に基づくソフト事業の実施にかかる財源として、「離島振興基金」を離島を有する都道県に設けることを望みます。また、その造成に対する地方交付税措置の創設を望みます。

○「隔遠地補正」や「属島補正」などの交付税措置の継続・拡充とは

現在、離島等の隔遠地に所在する市町村に対しては、普通交付税算定上「隔遠地補正」として隔遠地により增高する旅費、通信運搬費等が算入されています。

離島の特性に配慮した「隔遠地補正」や「属島補正」などの財政需要に応じた交付税措置の継続・拡充を望みます。

【4について】

○離島総合特区（仮称）とは

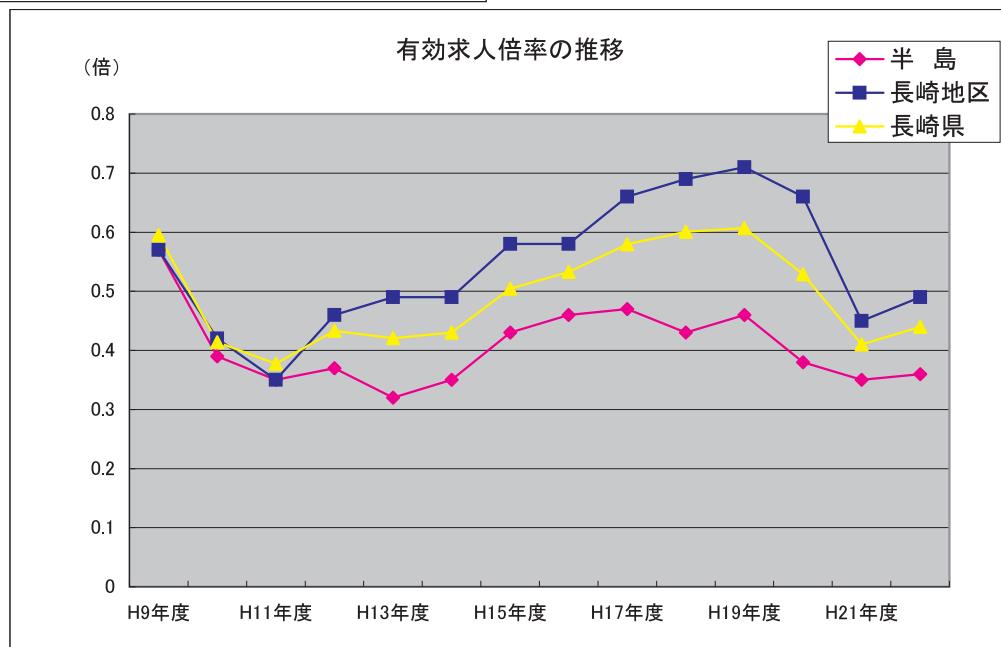
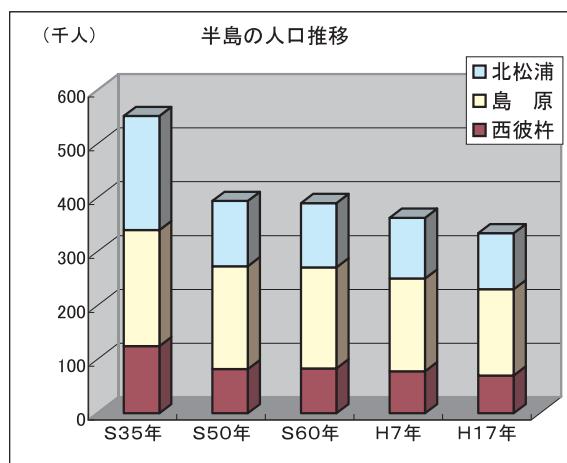
離島という不利条件の中で地域産業の振興や交流人口の拡大等を目指すには、規制の特例措置に加え、税制・財政・金融上の支援措置等が不可欠であることから、総合特別区域法に基づく地域活性化総合特別区域としての指定を望みます。

12 半島振興対策の充実について

【総務省、国土交通省】

【提案・要望の具体的な内容】

- 1 半島振興計画に基づく事業の円滑な実施及び事業実施のための財政等支援措置の充実を図ること
- 2 「半島対策事業債（仮称）」の創設をはじめとする半島振興対策に係る地方財政措置の充実等による財源の確保を行うこと
- 3 半島地域に係る地方交付税等の地方財政基盤の確立を図ること
- 4 西九州自動車道及び島原道路、西彼杵道路の整備促進を図ること
- 5 半島航路への公的支援のための予算を確保すること



【1について】

○半島振興計画に基づく事業の円滑な実施とは

半島振興計画の内容は、今後の半島振興施策に関わる重要なものであるため、計画に基づく事業の優先的採択を望みます。

○事業実施のための財政等支援措置の充実とは

平成17年の半島振興法改正により追加・拡充された配慮規程である農林水産業の振興、観光その他の地域間交流の促進及び高度情報通信ネットワークなどの通信体系に係る支援施策の充実を望みます。

【2について】

○「半島対策事業債（仮称）」とは

過疎地域に指定されていない半島地域の振興を図るために、過疎対策事業債における充当率や交付税措置率と同等の地方債の創設を望みます。

○半島振興対策に係る地方財政措置の充実等による財源の確保とは

半島地域は、交通通信施設の整備、産業振興・観光開発、水資源の開発・利用、生活環境の整備、高齢者福祉、教育・文化の振興等の面で一般の地域に比べ低位にあります。これらの地域の発展を阻害する要因を解消するための財政面での支援措置の充実を望みます。

【3について】

○地方交付税等の地方財政基盤の確立とは

半島地域の地方公共団体にとって、地方交付税の持つ財源調整機能、財源保障機能は重要であるので、これらの機能を堅持されるとともに、半島地域は国土保全等に重要な役割を果たしていることに鑑み、その実態を反映した財政需要の算定を望みます。

また、「地域自主戦略交付金」の制度拡充等を行う場合は、平成23年度に一括交付金化された補助金を含め交付金の対象となる事業が着実に実施できるようその総額を確保するとともに、格差是正の観点から、客観的指標に基づく配分算定においては、条件不利地域だけでなく、社会資本整備の遅れている地域や財政力の弱い地域などにも配慮されることを望みます。

【4について】

○西九州自動車道の整備促進とは

伊万里松浦道路の整備促進のため、予算確保がなされることを望みます。

特に、松浦～佐々間の調査促進及び早期事業化を望みます。

○島原道路、西彼杵道路の整備促進とは

事業中区間完成のために必要な予算の確保を望みます。また、未着手区間の調査促進や新規事業採択を望みます。

【5について】

○半島航路への公的支援のための予算の確保とは

社会資本整備総合交付金の予算確保を望みます。

13 港湾の整備促進について

【国土交通省】

【提案・要望の具体的な内容】

- 1 「長崎港貨物ふ頭再編事業」(直轄・補助事業)の着実な整備の進捗を図るために必要な財源を確保すること
- 2 「厳原港離島ターミナル整備事業」(新規)の、直轄事業及び補助事業の合同プロジェクトによる採択を行うこと



【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。――――――

1 長崎港貨物ふ頭再編事業

長崎港小ヶ倉柳ふ頭では、外貿及び内貿のバルク貨物やコンテナ貨物を取り扱っていますが、岸壁の老朽化対策や用地不足の解消のため、平成19年度より直轄事業と補助事業により再編事業をおこなっています。

2 厳原港離島ターミナル整備事業

厳原港は、国家戦略上重要な「国境離島・対馬島」の人流・物流の拠点港ですが、博多航路のフェリー岸壁は、老朽化が著しく、この施設が損傷等により使用不能となる危険性が高まっています。また、韓国釜山港との国際航路の利用者が大幅に増加したことにより、国際ターミナル機能が不足し、さらに背後用地は狭隘で慢性的な駐車場不足が続いている状況です。

このため、早急な老朽化対策と国際ターミナル機能不足や駐車場不足の解消など、人流関連ゾーンの再編による、対馬の「海の玄関口」としてのターミナル機能拡充が強く求められています。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。――――――

1 長崎港貨物ふ頭再編事業

当事業は、既存施設を供用しながらの整備であるため、利用者などの関係者と十分に調整を行い整備を進めており、平成24年度初めに一部を供用し、平成26年度初めに全面供用の予定があります。全面供用が遅れた場合は関係者に多大な影響が及び損害が生ずる恐れがあります。

2 厳原港離島ターミナル整備事業

博多航路のフェリー施設が損傷等により、使用不能となった場合などには、その復旧に時間を要するため、市民生活への影響は図り知れない状況となっています。また、釜山国際航路を利用する韓国人観光客の増加によるターミナル機能不足や、慢性的な駐車場不足により、出入国手続きや一般的な港湾活動などに支障をきたしており、早急な対応が必要です。

さらに地元市は、観光客の誘致拡大を図り観光分野の発展による市の再生・活性化を望んでおり、更なる交流拡大を図るために、緑地などを含めた人流関連ゾーンの早急な再編整備が必要です。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。――――――

1 長崎港貨物ふ頭再編事業

平成25年度完了に必要な平成24年度予算の確保を望みます。

2 厳原港離島ターミナル整備事業

韓国人観光客や大型クルーズ客船などの観光産業による経済及び雇用効果は、産業が少ない離島対馬にとって、非常に重要なものです。今後、観光産業の拡大を図るために、厳原港の早期な再編整備は必要不可欠です。

なお、厳原港は「重点港湾」には選定されませんでしたが、離島の対馬にとって離島ターミナル機能施設の整備は、老朽化への対応を含め必要最低限の整備と考えており、直轄事業での整備を望みます。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。――――――

1 長崎港貨物ふ頭再編事業

現在、当ふ頭が狭隘であるために、貨物梱包は他地区のふ頭へ転（はしけ）輸送後に行っていますが、ふ頭用地の拡張により当ふ頭での梱包作業が可能になるなど、荷役作業などの効率化及び輸送コストの縮減が図られます。

また、岸壁（-7.5m）を耐震強化しているため、大規模な地震発生時に防災拠点港として被災者の救援や緊急物資の輸送に重要な役割を担います。

2 厳原港離島ターミナル整備事業

施設整備により、島内経済及び島民生活の基盤である定期フェリー及び高速旅客船の安定的な係留が確保でき、島民の生活の安定が確保できます。

また、国際航路などに対応した施設整備及び用地確保により、対馬島の観光産業の拡大が促進されます。

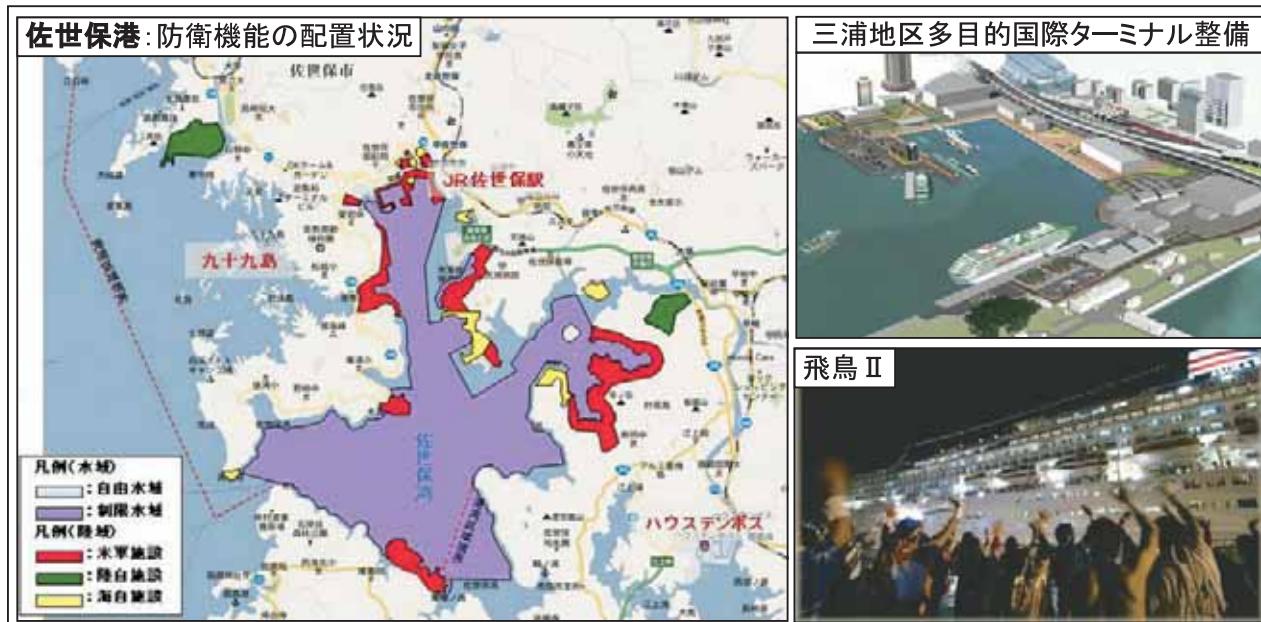
14 「日本海側拠点港」の選定について

【国土交通省】

【提案・要望の具体的な内容】

長崎港と佐世保港は、東アジアとの交易において地理的に優位にあり、人・物の国際交流拠点として極めて重要であるため、「日本海側拠点港」に選定すること





【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

- 長崎港及び佐世保港は、中国・韓国など日本海周辺の対岸諸国との交流の核となる「日本海側拠点港」の選定を受けるため、拠点機能強化に向けた提案を行っています。
今後、両港の拠点機能の強化を行い、東アジアとの交易を推進するためには、拠点港に選定される必要があります。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

- 長崎港は、全国有数の外国籍クルーズ客船の寄港地であり、平成18年と19年は全国一の寄港実績があります。また、本年、上海航路が復活し、11月の第1便（1往復）から翌年3月には週3便が定期就航する予定であり、将来的にはデイリー運航を計画しています。しかし、大型クルーズ客船用係船施設が1バースしかないため、客船と定期船が重複した場合や客船の母港化のためには、新たなバースの整備などが必要です。
- 佐世保港は、海軍鎮守府が置かれた明治期より国防上極めて重要な役割を担っているため日米海軍、海上自衛隊による防衛施設機能が所在し、港内水域の80%以上が在日米海軍による利用制限を受け、港湾機能を十分に発揮できない状況ですが、県北部の交流の拠点港として、今後東アジアへ向けたサブゲートウェイ機能の構築を目指しています。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

- 長崎港及び佐世保港が「日本海側拠点港」に選定され、拠点機能の強化のための港湾整備への重点投資を受けることを望みます。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

- 「日本海側拠点港」に選定されることにより、
- 長崎港は、クルーズ客船及び上海航路などに対応した施設整備の促進が可能となることで、県が目指すクルーズ客船の母港化を含む「日本一のクルーズ県」や上海航路のデイリー就航が実現し、「国際ゲートウェイ機能」の再構築が図られ、アジアと我が国を結ぶ新たな交流の国土軸「新アジア軸」の構築につながります。
 - 佐世保港は、東アジア諸国に近い地理的有利性を生かし、韓国・中国をはじめとする東アジア地域との国際貨客フェリーによる定期航路開設と大型クルーズ客船の誘致を目指し、三浦地区に多目的国際ターミナルの整備を進めていますので、平成26年度予定の供用開始が確実なものになります。

15 幹線道路(地域高規格道路・国道・県道)の整備促進について

【国土交通省】

【提案・要望の具体的な内容】

1 地域高規格道路の整備促進を図ること

(1) 島原道路

- 島原中央道路、森山拡幅、吾妻愛野バイパス、愛野森山バイパス、鷺崎～栗面工区、諫早インター工区の整備促進
- 出平～有明間の新規事業化

(2) 西彼杵道路

- 小迎バイパスの整備促進

(3) 東彼杵道路の計画路線への格上げ

(4) 島原天草長島連絡道路の計画路線への格上げ

(5) 有明海沿岸道路の候補路線指定

2 国道の整備促進を図ること

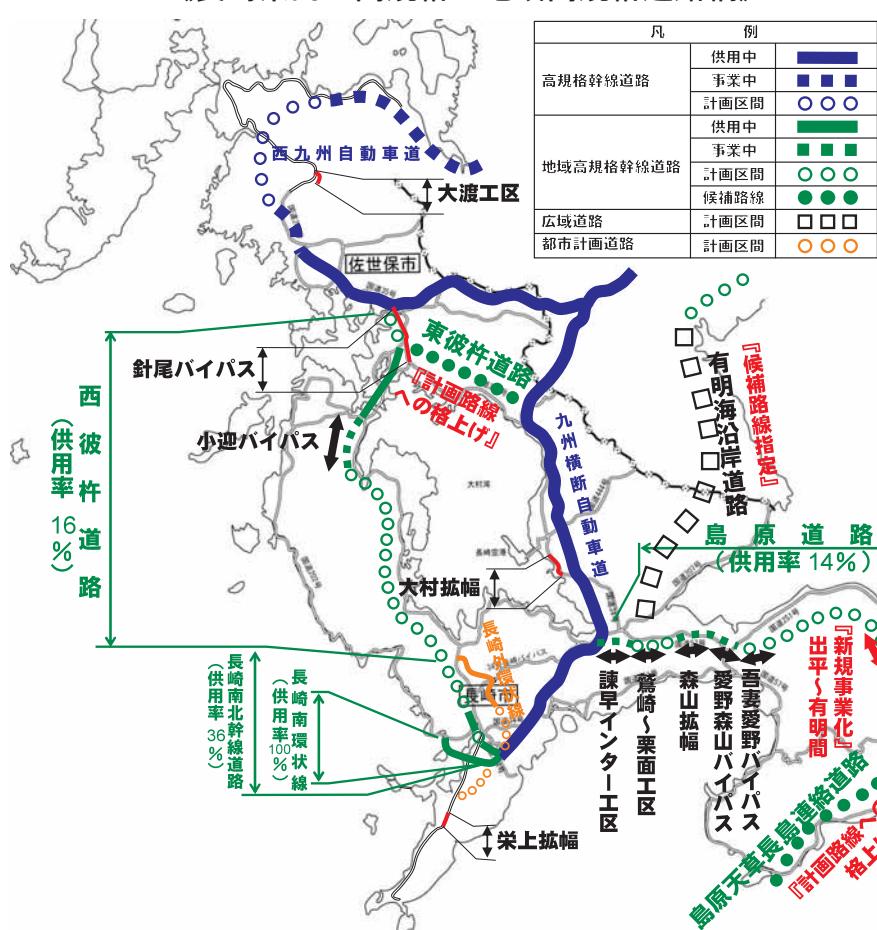
(一般国道34号大村拡幅、205号針尾バイパス、499号栄上拡幅等)

3 県道の整備促進を図ること

(佐世保吉井松浦線大渡工区、桟原小茂田線上見坂工区、青方港魚目線奈摩工区等)

4 長崎～福江港～富江間を国道に指定すること

《長崎県内の高規格・地域高規格道路網》





【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

- 本県は、離島・半島地域を多く抱え、山間部が多く平坦地に乏しいといった地形的な制約により、道路の整備が全般に立ち遅れています。
(平成21年4月1日現在の道路改良率 長崎県:69.9%、全国:75.0%)
- このため、産業や地域が輝く長崎県づくりを実現するためには、観光の振興、企業立地の促進や物流の効率化などを支援する地域高規格道路をはじめとした広域的な幹線道路の整備が必要です。
また、九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）整備による離島への交流機能の拡大が期待され、その効果を高めるための長崎～福江港～富江間の国道指定が求められています。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

・島原道路、西彼杵道路

島原道路、西彼杵道路は、高速交通体系から取り残されている島原半島地域、西彼杵半島地域において、県内外の主要都市間の時間短縮や定時性の確保により、地域間の連携強化や交流促進を図り、観光の振興、企業立地の促進や物流の効率化などを支援するために不可欠な地域高規格道路ですが、供用率はそれぞれ14%、16%と低く、地域からも早期整備を強く求められています。

・東彼杵道路、島原天草長島連絡道路の計画路線への格上げ、有明海沿岸道路の候補路線指定

東彼杵道路、島原天草長島連絡道路、有明海沿岸道路は、地域からの早期整備に関する要請も強く、交流人口の拡大等による地域振興を図るために、早期に格上指定を行う必要があります。

・国道、県道の整備促進

交通混雑の解消及び地域住民の利便性向上のための都市内幹線道路、離島・半島内道路、バス路線、狭隘区間等について、早期整備を図ることが緊急の課題となっております。

・長崎～福江港～富江間の国道指定

長崎と五島列島を国道で結ぶことにより、豊かな観光資源を活用した新たな観光ルートの展開、地場産業の育成・強化を支援する必要があります。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

- 地域高規格道路については、事業中区間の完成のために必要な予算の確保を望みます。また、未着手区間の調査促進や新規事業採択へのご配慮をお願いします。さらに、計画路線への格上げや候補路線の指定が早期になされることを望みます。
- 国県道についても、本県の道路整備が遅れることが無いよう、必要な予算の確保を望みます。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

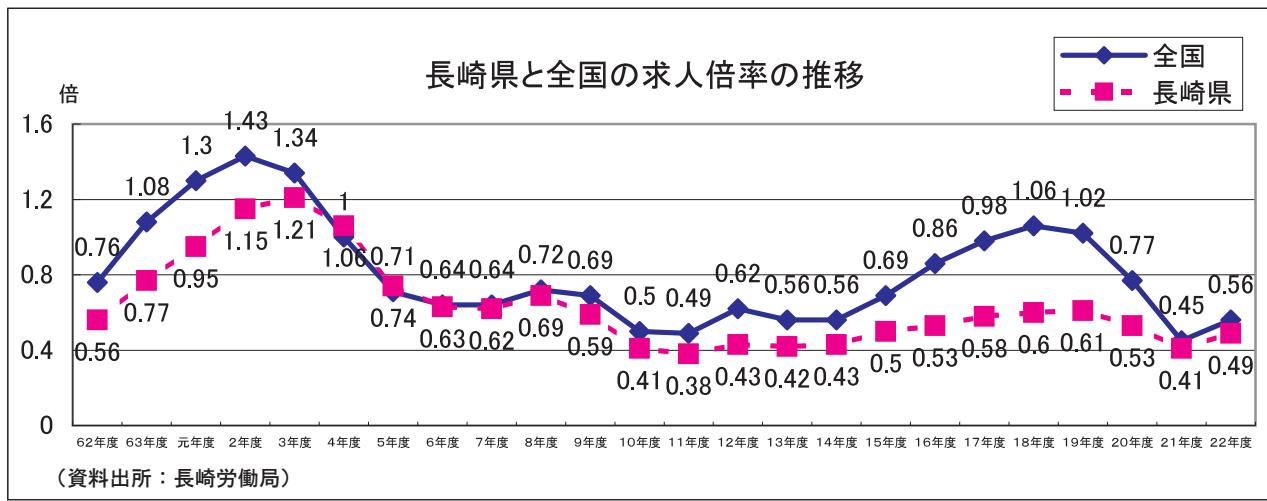
- 幹線道路の整備促進により、交流人口の拡大、社会経済活動の活性化、救急医療体制の強化などが図られ、活力にあふれた、安心で快適な地域づくりの実現に寄与します。

16 経済・雇用対策について

【厚生労働省、経済産業省】

【提案・要望の具体的な内容】

- 1 景気の確実な回復のため、「新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策」の実施はもとより、東日本大震災も踏まえた、中長期的視点に立った的確な経済対策の実施を図ること
- 2 「ふるさと雇用再生特別基金事業」及び「緊急雇用創出事業臨時特例基金事業」について、事業実施期間の延長等の要件緩和及び増額を行うこと
- 3 「雇用調整助成金」及び「中小企業緊急雇用安定助成金」について、雇用のセーフティーネットとして、雇用の維持が図られるよう現行の助成内容等の継続を講じること
また、建設業以外の業績の厳しい企業の労働者が円滑に他の企業へ就職できるように、当該労働者を新たに雇い入れた事業主に対する支援措置を講じること
- 4 新卒者の厳しい就職環境を踏まえ、就職支援策の拡充を図ること
- 5 就職を希望する離職者等に対する職業相談機能の充実を図ること
特に、3年以内の既卒者をはじめとする若年者に対する就職促進施策の推進を図ること
- 6 公的職業訓練施設及び民間機関を活用し、企業ニーズや地域の実情に合った職業訓練機会の充実を図ること
特に、ポリテクセンター及び情報処理技能者養成施設については、地方移管後の地方の財政負担等の影響を十分に考慮すること
加えて、青少年に対する技能啓発の推進、及び熟練技能者の大量退職を踏まえて優れた技能の維持・継承のための技能向上対策を各省連携して充実強化を図ること
- 7 雇用情勢が極めて厳しい離島地域において、地理的特性に配慮した雇用対策の拡充、また、障害者就業・生活支援センター事業の障害者就業に関する支援活動の実績要件（就職者数及び職場実習件数）を緩和すること
- 8 雇用保険の失業給付について、雇用情勢が厳しい地域において給付日数延長対象者の拡充、離島地域の厳しい雇用環境の実情を勘案し、循環的離職者の受給要件を緩和すること



【1について】

○中長期的視点に立った的確な経済対策の実施とは

これまで各種の経済対策が実施されてきたところですが、景気は、東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にあるなかで、このところ上向きの動きがみられるものの、先行きについては、電力供給の制約や原子力災害の影響等により景気が下振れするリスクが存在し、雇用情勢の悪化懸念が依然残っている状況にあるため、中長期的に景気が安定する経済対策を実施していただこうと望みます。

【2について】

○事業実施期間の延長等の要件緩和及び増額を行うこととは

雇用創出の2基金事業により一定の雇用維持が図られ、本県の厳しい雇用情勢の下支えとなっているところです。本県の経済・雇用情勢は、全国と比較して、中小企業の割合が相対的に高く、有効求人倍率もやや持ち直しつつあるものの、全国と比べて低い状況が続いているため、雇用創出のための基金事業の必要性は依然として高い状態です。このため、雇用情勢が好転するまでの間、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業及びふるさと雇用再生特別基金事業について、事業実施期間の延長等の要件緩和とそれに伴う交付金の増額を望みます。

【3について】

○雇用のセーフティーネットとは

数次にわたる助成内容等の拡充により雇用維持が図られ、本県の厳しい雇用情勢の下支えとなっているところです。本県の経済・雇用情勢は、全国と比較して、中小企業の割合が相対的に高く、有効求人倍率もやや持ち直しつつあるものの、全国と比べて低い状況が続いているため、助成金の活用状況は依然として高い状態であることから、「雇用調整助成金」及び「中小企業緊急雇用安定助成金」において現行の助成内容等の継続を望みます。

【現行の助成内容等】

●支給要件

- ・最近3ヶ月の生産量、売上高等の指標がその直前3ヶ月又は前年同期と比べて5%以上減少（中小企業で前期決算等の経常利益が赤字の場合、5%未満の減少でも可）
- ・東日本大震災の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた企業の場合、通常、直近3ヶ月の状況を基準に判断する生産量等の減少要件を1ヶ月に短縮

●助成率

大企業2/3（解雇等を行わない場合3/4）、中小企業4/5（解雇等を行わない場合9/10）

●職業訓練費

大企業4,000円、中小企業6,000円

●支給限度日数

3年間300日

○当該労働者を新たに雇い入れた事業主に対する支援措置とは

現在、建設業を離職した45歳以上の方を新たに雇い入れた企業に対し、中小企業へは1人当たり1年間90万円、大企業へは1人当たり1年間50万円を支援する制度（建設業離職者雇用開発助成金）がありますが、建設業以外の企業において倒産などにより解雇者が発生した場合に、解雇者が円滑に他企業へ就職できるよう、当該解雇者を新たに雇い入れた事業主に対して、類似の支援制度の創設を望みます。

【4について】

○新卒者の厳しい就職環境とは

長崎労働局によると、平成23年3月末日現在、大学の就職内定率は87.3%、高校の就職内定率は94.2%と厳しい状況となっています。

○就職支援策の拡充とは

本県は、厳しい就職環境を踏まえ、平成22年度は高校の就職支援を重点に、県内企業に対して求人票の早期提出要請、高校へ就職支援専門員の配置、緊急合同企業説明会の実施、応募前職場見学の集中的実施、追加求人により採用内定した企業へ1人当たり50万円の一時金支給など、県と国がそれぞれの施策の連携を図り支援したところです。さらに新卒者の早期就職を促進するため、各高校・大学等への担当制による支援が可能となるよう、ジョブサポーターの増員や新卒応援ハローワークの増設など就職支援策の拡充を望みます。

【5について】

○職業相談機能の充実とは

本県では、若者向け就業支援施設「フレッシュワーク」や中高年者向け就業支援施設「再就職支援センター」を設置して、就職に関する悩み相談、適職診断、応募書類の書き方や面接の受け方等のセミナーを実施しており、職業相談機能について、人的支援を含めた予算の確保を望みます。

○3年以内の既卒者をはじめとする若年者に対する就職促進施策の推進とは

厳しい雇用環境の中、職業経験の少ない若者に対しては、きめ細やかなカウンセリング、就職に関する情報提供など、県（フレッシュワーク）と国（ハローワーク）がそれぞれの施策の連携を図り支援しており、引き続き若年者に係る就職促進施策予算の確保を望みます。

【6について】

○公的職業訓練施設及び民間機関の活用とは

離職者等の就職支援を行うため、国や県などが設置する公的職業訓練施設や専門学校等の民間教育訓練機関を活用した職業訓練のさらなる充実を望みます。

○企業ニーズや地域の実情に合った職業訓練機会の充実とは

ものづくり分野における人材育成の推進をうたっている国の職業能力開発基本計画の内容を具体化するために、本県の基幹産業である造船業にかかる溶接技術の習得支援など、地域のニーズに応じた職業訓練受講機会の確保と充実に向けてより一層の支援を望みます。

○ポリテクセンター等に関する地方の財政負担等の影響とは

ポリテクセンターについては、(独)雇用・能力開発機構の廃止後においても、現行の職業能力開発機能が維持されることを望みます。また、情報処理技能者養成施設（ＩＣＣ）については、本県の諫早市が譲渡を受けており、必要な施設の修繕費等について、来年度も今年度と同様、確実に予算措置されるよう望みます。

○技能啓発の推進・優れた技能の維持・継承のための技能向上対策の充実強化とは

- ・就労前の早い段階からのキャリア教育や児童・生徒のものづくり体験、イベントの実施など、技能の魅力や重要性の啓発を行い、ものづくり人材の裾野の拡大を図る施策の充実を望みます。
- ・熟練技術者の技能継承や若年技能労働者の育成・確保は喫緊の課題となっており、技能の振興や技能労働者のより一層の活用促進など技能者の社会的評価の向上を図る技能向上対策について、各省（厚生労働省、経済産業省、文部科学省、国土交通省）連携した取組みの充実強化やそれに伴う財政措置の拡充を望みます。

【7について】

○地理的特性に配慮した雇用対策の拡充とは

離島地域において、ハローワークへの交通が不便な地域住民に対し、巡回相談などにより職業相談等のサービスが実施されていますが、巡回相談回数を増やすなど、雇用対策の拡充を望みます。

○障害者就業・生活支援センター事業とは

社会福祉法人が受託するセンターでは、障害者の方の就職の促進や職場定着を目的に、関係機関と連携しながら、就業による自立とそれに伴う日常生活や社会生活に必要な指導・助言などの支援を行っています。

(参考) 年間委託料（平成22年度）厚生労働省 就業支援約1,100万円 生活支援 約500万円

○障害者の就業に関する支援活動の実績要件の緩和とは

センターへの国の主な委託（実績）要件は、障害者の就業に関する支援活動が

- ・過去3年間で就職者10名以上
- ・過去3年間で職場実習のあっせんが20件以上

となっていますが、新たにセンターの設置を計画している離島地域において、就業機会が少ないなどにより該当する法人が無いため、同センター設置のために実績要件の引下げを望みます。

【8について】

○給付日数延長対象者の拡充とは

事業主の都合により解雇された方または雇止めの方を対象とした給付日数の延長措置を自己都合退職者まで拡充し、失業者が安心して求職活動に専念できるよう全ての受給者に一律に支援する制度を望みます。

○循環的離職者の受給要件の緩和とは

雇用の場が限られている離島地域において、同一事業所に就職、離職を繰り返し、その都度雇用保険を受給する循環的離職者に対し、全国一律に受給を制限する取扱いを実施するのではなく、求職者本人の再就職に向けた就職活動等をもって判断するなど、地域の実情を勘案した取扱いを望みます。

17 農林水産物の国際貿易交渉に対する慎重な対応について

【外務省、農林水産省、経済産業省】

【提案・要望の具体的な内容】

- 1 国際貿易交渉に当たっては、「多様な農林水産業の共存」を基本理念として、農山漁村の多面的機能の発揮や食料安全保障の確保を図るなどの食の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内の農林水産業の振興などを損なわないよう対応すること
- 2 TPPを含め包括的経済連携においては、米や小麦、牛肉、乳製品、水産物等の重要品目を関税撤廃の対象から除外すること
- 3 WTO農業交渉においては、上限関税の設定は断固阻止し、重要品目の十分な数を確保するとともに、その取扱いの柔軟性を確保すること
- 4 WTO非農産品交渉においては、国内の水産業を維持、発展させるための貿易ルールを堅持すること
- 5 農林水産物の貿易自由化や国際的なルールづくりに当たっては、農水商工連携による第1次産業の6次産業化の促進をより一層図ることや、完全自由化等に対応できる農林水産業への構造改革の道筋を示し、国民合意を取るなど十分な時間をかけて慎重に検討すること

◎国境措置撤廃による農林水産物生産等への影響試算について

1. 国試算結果

- 農林水産物の生産減少額 4兆5千億円程度
- 食料自給率（供給熱量ベース） 40%→13%程度
- 農業の多面的機能の喪失額 3兆7千億円程度
- 農林水産業及び関連産業への影響
 - ・国内総生産（GDP）減少額 8兆4千億円程度
 - ・就業機会の減少数 350万人程度

2. 長崎県への影響額試算結果

- H20農業産出額減少額 497億円
- H20漁業生産額減少額 180億円

※国の算定方法を用いて試算

【1について】

○多様な農林水産業の共存を基本理念としてとは

国は、昨年3月に策定した「食料・農業・農村基本計画」の中で、国際交渉への対応については、「今後とも、『多様な農業の共存』という基本理念を保持し、各国の農業が相互に発展することができる貿易ルールの確立を目指す。」及び「食の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内農業・農村の振興等を損なうことは行わないことを基本に取り組む。」と明記しており、TPPへの参加を含めた国際貿易交渉に当たっては、この従来からの交渉方針を踏まえた対応を望みます。

【2について】

○重要品目を関税撤廃の対象から除外することとは

TPPについては、貿易や投資、人の移動など幅広い分野での自由化を目指しており、全ての物品の関税を即時または段階的に撤廃することが原則となっていることから、我が国の農林水産業の重要な地位を占めている重要品目の関税が撤廃された場合、安価な輸入農水産物が大量に出回り、国内農水産業は大打撃を受けるため、関税撤廃の対象から除外することが必要です。

【3について】

○上限関税の設定とは

関税の高いものについては上限を設け、その水準まで関税を引き下げるという考え方で米国が強く主張しています。例えば、上限関税100%の場合は、関税率が100%を上回る関税は100%以下に引き下げる必要があります。

上限関税が設定されれば、輸入農産物の価格が下がることから、本県の主要品目である肉用牛、牛、豚、ばれいしょも大打撃を受けるため、関税の上限設定には断固反対されることを望みます。

○重要品目の十分な数を確保とは

重要品目とは、輸入の増加によって国内経済・社会に悪影響のおそれがある品目のことであり、一般品目より高い関税をかけることで輸入が制限されていますが、国内農業の保護のためにも十分な品目の数の確保を望みます。

○取扱いの柔軟性を確保とは

重要品目については一般品目と異なり、関税の大幅削減は国内農業に大きな影響があることから、小幅の関税削減と一定の数量での低税率の輸入枠（関税割当枠）の拡大を組み合わせるといった関税削減方法に十分な柔軟性の確保を望みます。

【4について】

○国内の水産業を維持、発展させるための貿易ルールとは

世界の水産資源が悪化している中、貿易の一元化は、輸出国における乱獲が助長され、中長期的には資源の枯渇をもたらし、貿易の持続的発展を損ないかねないため、有限天然資源である水産物の関税引き下げ方式は、品目毎の柔軟な対応を望みます。

【5について】

○完全自由化等に対応できる農林水産業への構造改革の道筋を示すとは

完全自由化により関税が撤廃又は上限関税が設定されれば、輸入農水産物の価格が下がり、輸入の増加によって国内農水産業に大きな影響があるが、本県農林水産業は現在でも厳しい生産条件、環境下にあり、さらに輸入農水産物との競争に耐えられるような体力は現時点ではないことから、地域そのものの存続にもかかわるような計り知れない影響が考えられます。

そのため、貿易自由化や国際ルールづくりの検討に先行して構造改革の道筋をきちんと示したうえで、生産者や国民の合意を得ることが必要であり、慎重に検討していただくことを望みます。

18 学校施設の耐震化に係る財源の拡充について

【文部科学省】

【提案・要望の具体的な内容】

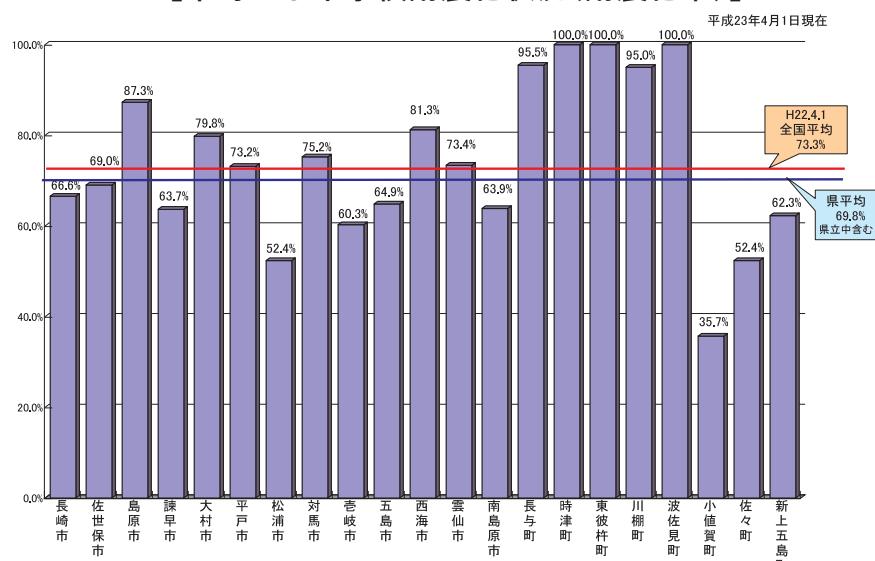
1 耐震化事業に係る国庫補助の充実

- (1) 学校施設の耐震化に係る予算については、公立・私立にかかわらず十分に確保すること
- (2) I_s 値0.3以上0.7未満の施設に係る補強工事についても、 I_s 値0.3未満と同様の国庫補助率の嵩上げを図ること
また、私立学校の補助率については公立学校よりも低く設定されているので、公立学校と同率の補助とすること
- (3) 私立の小中高等学校について、改築工事を補助対象とすること
- (4) 非構造部材の耐震化を促進するため、必要な財源を確保するとともに補助対象事業の下限額を引き下げるのこと
- (5) 貯水槽、自家発電装置等設備の整備による防災機能の強化を図ること

2 耐震化のための地方財政措置の充実

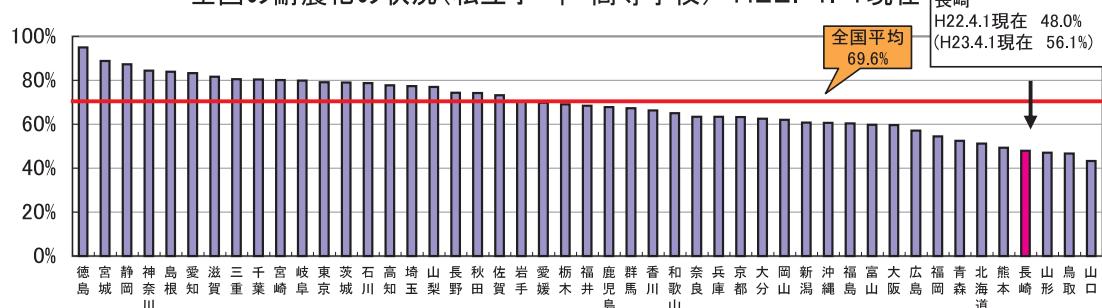
- 公立の小中学校及び高等学校等の耐震化に必要な財源確保のため、地方債及び地方交付税措置の充実を図ること
私立学校施設に対して地方が単独で行っている補助に対しても、地方財政措置の対象とすること

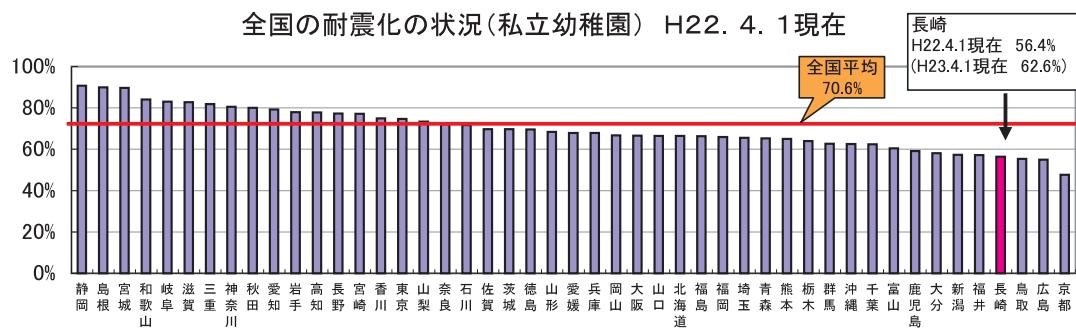
【市町立小中学校耐震化状況(耐震化率)】



【私立小・中・高等学校および幼稚園耐震化状況(耐震化率)】

全国の耐震化の状況(私立小・中・高等学校) H22. 4. 1現在





【1 国庫補助について】

◆ I s 値0.3未満と同様の嵩上げ措置について

○ I s 値0.3以上0.7未満の施設とは

I s 値とは、建物の地震に対する強さを表す指標とされており、数値が低いほど耐震性能が低いとされています。国土交通省によると、I s 値0.3未満である建物は、震度6強の地震で倒壊または崩壊する危険性が高いとされ、I s 値0.3以上0.6未満の建物は、震度6強の地震で倒壊または崩壊する危険性がある建物とされています。

なお、文部科学省では、I s 値0.7未満の建物の耐震改修を補助対象としています。

○ I s 値0.3未満と同様の嵩上げとは

地震防災対策特別措置法の改正（平成23年3月22日施行）により、I s 値0.3未満の校舎・体育館については、公立の場合は耐震補強の国庫補助率の1/2が2/3に、改築の国庫補助率の1/3が1/2に嵩上げすることが継続されました。I s 値0.3以上0.7未満の施設の耐震補強については、嵩上げ措置が1/3から1/2であるため、耐震化を加速するためにはI s 値0.3未満と同様の嵩上げが必要です。

○私立学校施設の補助率について、公立学校と同率の補助とは

私立学校・幼稚園においては、耐震補強の国庫補助率が、I s 値0.3未満の場合は1/2、I s 値0.3以上0.7未満の場合1/3と、公立に比べ低く措置されており、工事にかかる設置者負担が大きいことから思うように取組が進まない状況です。耐震化を加速するために公立学校と同率の補助が必要です。

◆改築工事について

○私立の小中高等学校の改築工事とは

私立小中高等学校の老朽校舎等の改築は補助対象外となっています。

私立学校・幼稚園においては、工事にかかる設置者負担が大きいため、県独自の耐震補強工事の補助制度に加え、平成23年度より私立小中高等学校の耐震改築も県独自補助の対象とする拡充を行ったところです。更に耐震化を加速するためには、国の財政支援が必要です。

◆非構造部材の耐震化について

○非構造部材の耐震化とは

耐震化にあたっては、建物自体のみならず、天井材や照明器具の落下防止など非構造部材の耐震化の推進も必要です。耐震補強工事に伴い必要となる非構造部材の耐震化については、関連工事として認められていますが、非構造部材の耐震化を進めるためには、国の更なる財政支援が必要です。

○補助対象事業の下限額引き下げとは

非構造部材のみの耐震化を実施する場合、公立学校では補助対象事業費が1校あたり1,000万円以上となっています。非構造部材の耐震化をより取り組みやすくするためには、下限額を引き下げる必要があります。

◆防災機能について

○防災機能の強化とは

学校等施設は、地震等の災害発生時には応急避難場所としての役割を果たすこととなるため、耐震化のみならず設備等の防災機能の強化が必要です。

【2 耐震化のための地方財政措置について】

○公立の小中学校及び高等学校等の耐震化に必要な財源とは

公立小中学校の施設整備は、国の補助を受けて設置者である市町が実施していますが、耐震化には多額の経費がかかるため、国庫補助以外の市町の財政負担も大きくなります。

県立学校など単独事業で実施する耐震補強工事を含め、設置者負担の一定割合には地方債を充当し、交付税措置も受けていますが、耐震化促進のためには一層の充実が必要です。

○地方債及び地方交付税措置の充実とは

実質的な地方負担額の縮小のため、地方債の充当率及び地方交付税充当率の拡充により、一層の耐震化の促進が図られます。

○私立学校施設の地方単独補助に対する、地方財政措置の対象とは

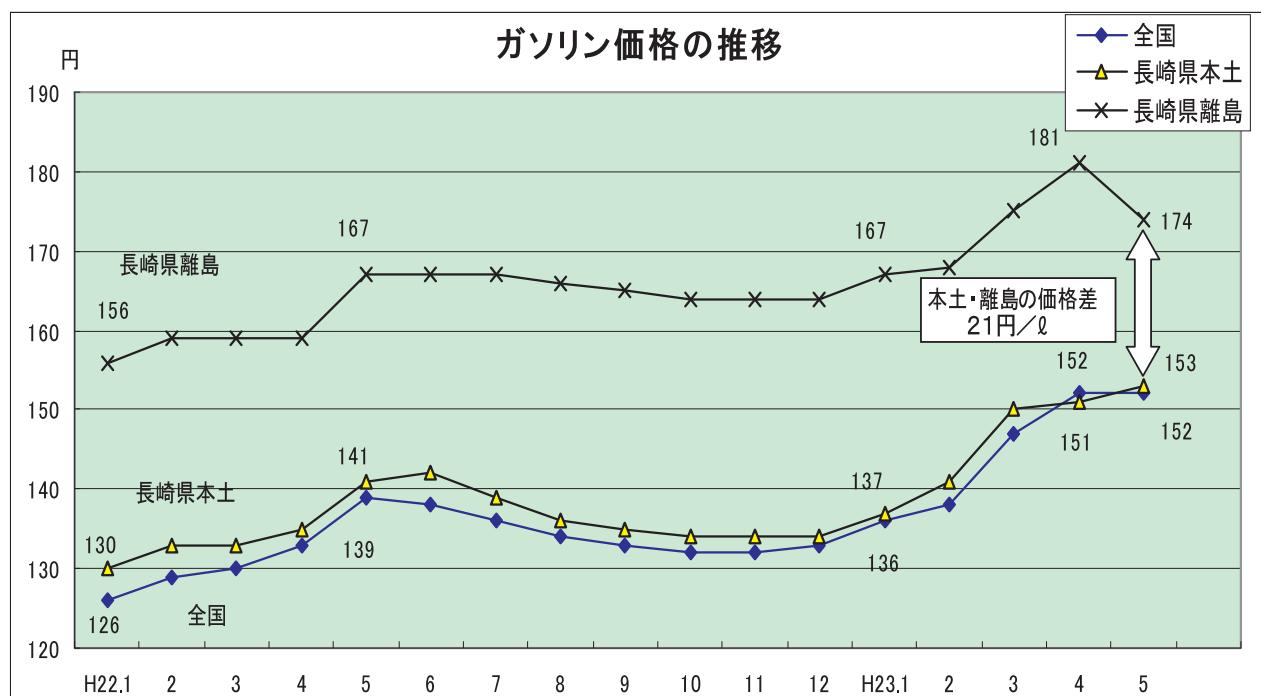
児童生徒の安全・安心な教育環境づくりは、公私の区別なく進める必要があります。私立学校の耐震化にかかる地方単独補助へ財政措置を講じることで、私学耐震化の一層の促進が図られます。

19 離島地域における揮発油税の減免について

【経済産業省、国土交通省】

【提案・要望の具体的な内容】

離島のガソリン価格は、流通コスト等により本土と比較して割高となっており、この解消のため、離島地域における揮発油税の減免措置を講じること



※「全国」は石油情報センター調査
「長崎県本土」は、県石油商業組合発表
「長崎県離島」は県独自調査

【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。――――――

- ・ 本県ガソリン1リットルあたりの価格は、平成23年5月では、本土平均は153円で全国平均とほぼ同額ですが、離島の平均は174円となっており、本土と離島の価格差は21円もあります。
本県離島の公共交通機関は、路線バスが主として運行されていますが、地形的条件や交通ダイヤ及び所要時間等を考えた場合、通勤通学などの移動を伴う活動は自家用車に頼らざるを得ない現状です。
このため、島民生活は本土に比べ割高なガソリンを利用することでしか成り立たない状況であり、社会・経済活動全てにおいて長年高いコストを強いられてきました。
さらに入人口の流出や過疎化の進行はとどまる兆しも見えず深刻で、本土との経済的格差の広がりは、島民生活の疲弊に拍車をかけるものです。
- ・ 国におかれでは、本年度新たに、離島と本土とのガソリン価格差是正のため、「離島ガソリン流通コスト支援事業」を創設されたところですが、流通コスト削減のみでは本土との十分な価格差是正には至っておりません。
このようなことから、地方財政に影響を及ぼさないように十分に配慮した上で、住民生活の安定と産業の振興を図り、離島が自発的かつ持続的に発展できるように、離島地域における揮発油税の減免措置を講じていただくよう求めるものです。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。――――――

- ・ 挥発油税の減免によって地方財政に影響を与えないよう配慮していただく必要があります。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。――――――

- ・ 離島地域における揮発油税の減免を実施していただくよう望みます。
- ・ 挥発油税の減免措置が実施されるまでの間、暫定策として本年度実施されている離島と本土のガソリン価格差是正のための「離島ガソリン流通コスト支援事業」を継続していただくよう望みます。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。――――――

- ・ 挥発油税が減免されることにより、本土とのガソリン価格差が是正され、離島住民の生活安定と産業の振興が図られます。

20 合併後の新市町への支援策の充実強化について

【総務省】

【提案・要望の具体的な内容】

- 1 合併特例債について、適用期間の延長など弾力的な対応を図ること
- 2 普通交付税の合併算定替期間終了後の更なる財政支援措置を講じること
 - (1) 合併団体であるが故に削減出来ない経費の財政需要を捉えた新たな補正の創設を行うこと
 - (2) 一島一町村について、合併後も医療や交通対策等住民生活に密着した行政サービスの維持・向上が図られるよう、隔遠地補正の継続を行うこと
- 3 合併後の新市町への支援に積極的に取り組んでいる都道府県に対し、さらなる財政支援を行うこと

合併新法分を加えた
市町村数減少率
(H11. 3. 31～H22. 3. 31)

合併13市町の合併特例債の
活用状況
(H16～H22)

(単位：千円)

順位	都道府県名	減少率
1	長崎県	73. 4%
2	広島県	73. 3%
3	新潟県	73. 2%
4	愛媛県	71. 4%
5	大分県	69. 0%

種類	起債限度額	発行額	発行済額
ハード	321, 192, 400	119, 032, 400	37. 1%
ソフト	38, 276, 000	26, 920, 300	70. 3%
合計	359, 468, 400	145, 952, 700	40. 6%

【1について】

○合併特例債について、適用期間の延長など弾力的な対応とは

合併市町においては、合併の時期と三位一体改革の時期が重なったことで、投資事業の抑制を余儀なくされ、平成22年度末の合併特例債の発行額は、発行限度額の40%程度となっています。また、その後に施行された財政健全化法の施行に伴い、より健全な財政運営を図るために、長期間の施設整備が求められる状況となっています。今後、市町の建設設計画に基づいてまちづくりを着実に行っていくためには、合併特例債の弾力的な運用や現行の適用期間（合併後10年間）の延長が必要となります。

※合併特例債の発行限度額（13市町の合計） 3,594.7億円

平成22年度末の発行済額（13市町の合計） 1,459.5億円（40.6%）

＜南島原市（合併6年目）23.2%～諫早市（合併7年目）57.6%＞

※仮に、合併特例債の適用期間を5年間延長した場合（県内13合併市町合計）

	発行限度額	発行予定額	発行割合
①現発行可能期間内	3,594.7億円	2,706.0億円	75.3%
②5年間延長の場合	3,594.7億円	3,332.1億円	92.7%
③効果（②-①）		626.1億円	17.4%

※対馬市・壱岐市（H16.3.1合併）は、現行制度では平成25年度までしか活用出来ません。

※仮に合併特例債の適用期間の延長が困難な場合には、未発行額について基金への積み立てを認めていただくことを望みます。

【2について】

○普通交付税の合併算定替期間終了後の更なる財政支援措置とは

① 合併市町においては、合併後も旧市町村単位で一定の規模の支所の設置を継続しなければいけないことなど、合併後に行財政改革を実施しても、削減が困難な経費があります。

また、一方では普通交付税による合併算定替は、合併後10年間となっており、その後5年間の経過措置（段階的に縮減）を経て一本算定となります。その際には合併を起因とした財政需要は考慮されなくなることから、合併市町の実質的な財政需要を反映した新たな補正の創設を望みます。

※合併算定替え終了による影響額 △約389億円

＜南島原市△47.4億円、対馬市△41.5億円、雲仙市△40.8億円外＞

② 一島一町村については、合併後も生活関連施設（ごみ処理やし尿処理など）や一定の役場機能を残す必要があるため、行財政の効率化には限界があり、また医師確保や交通対策などへは増嵩経費が生じるため、国レベルの支援策が必要であると考えます。

合併算定替期間中（15年間）は、普通交付税の隔遠地補正で措置されていますが、その後、仮に属島補正となると、措置額が激減することとなるため、合併算定替期間終了後も隔遠地補正による特別の財政支援の継続を望みます。

※合併算定替え終了による影響額 △約23億円

＜対馬市△10.7億円、新上五島町△4.7億円、壱岐市△3.8億円外＞

【3について】

○合併後の新市町への支援に取り組んでいる都道府県に対する、さらなる財政支援とは

長崎県では、市町村合併の推進を図るため、各種啓発や各地域の合併協議会への助成を行ってきたほか、合併市町のまちづくりを支援するために、県単独の合併支援特別交付金や合併市町への県職員の派遣、市町職員の人材育成の支援などを行っており、その総額は約188億円となります。しかしながら、国からの普通交付税や特別交付税などによる財政支援措置額は約96億円であるため、本県の厳しい財政事情にご配慮いただき、特別の財政支援を望みます。

※長崎県市町村合併支援特別交付金 総額157億円

※合併市町への県職員の派遣

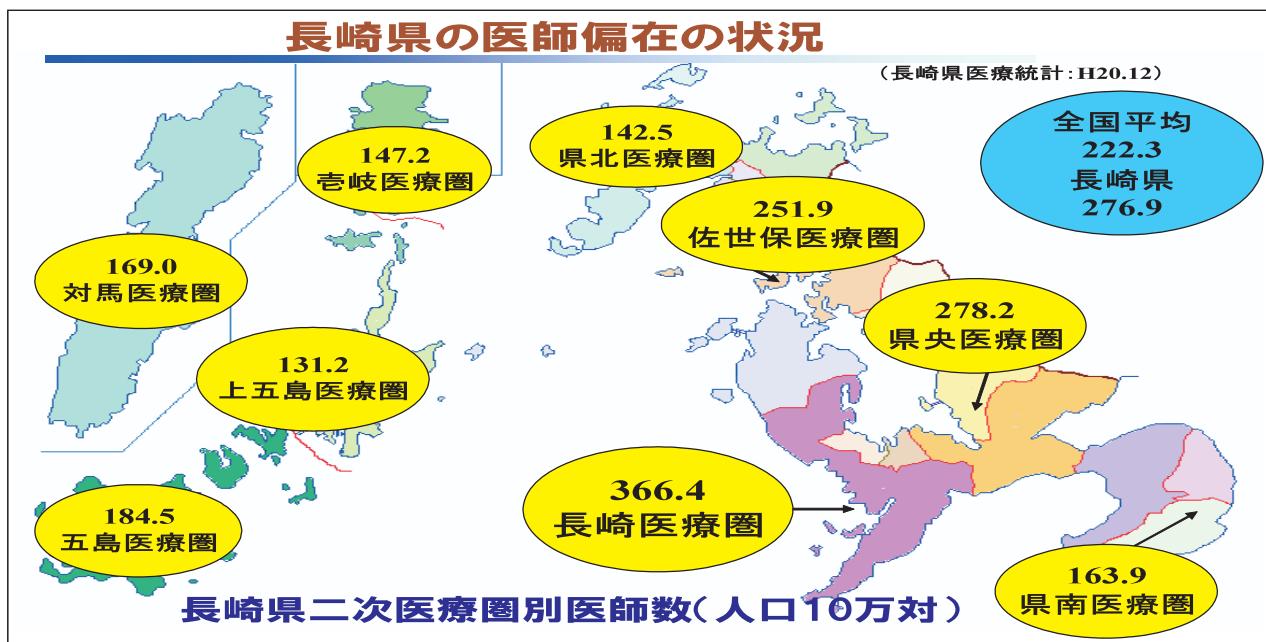
H15～H22 延べ186名（うち、140名については、給与費を県負担）

21 離島・へき地における医師・看護師確保対策の充実について

【厚生労働省】

【提案・要望の具体的な内容】

- 1 離島・へき地における医師確保のため、一定期間、離島・へき地病院等への勤務を誘導するなどの新たな制度構築を行うこと。また、同地域に勤務する医師が専門医資格を取得しやすくなるように、医師養成システムについて早急な見直しを行うこと
- 2 離島・へき地住民の専門医療へのニーズを満たし、安全安心な医療体制を構築するために、都市部の専門医との連携を密にし、離島・へき地の患者が専門的な医療へ容易にアクセスできるような体制の整備を行なうこと
- 3 離島・へき地における医療提供体制整備等のため、特定看護師（仮称）の資格要件に「一定期間の離島・へき地病院等への勤務」を設定すること



離島の公立病院等の看護職員数及び資格取得状況 H22.12.1現在 長崎県病院企業団

病院名	看護職員数	職種				資格等		
		保健師	助産師	看護師	准看護師	専門	認定	備考
五島中央病院	148	8	6	114	20	0	1	H21受講 (栄養士下層看護)
富江病院	21			19	2	0	0	
奈留病院	17			13	4	0	0	
上五島病院	86		6	69	11	0	0	H22受講中(1名)
有川医療センター	8			8		0	0	
奈良尾病院	20			14	6	0	0	
壱岐市立市民病院	108		3	85	20	0	2	呼吸器・管理
対馬いづはら病院	102	4	7	73	18	0	0	
中対馬病院	64	1		50	13	0	0	
上対馬病院	42		3	33	6	0	0	
計	608	13	22	474	9	0	3	

【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。――――――

- 我が国の医師数は、数のうえでは増え続けている一方で、医師や患者の専門医指向などにより診療科目が細分化され、必要とされる医師数も増加したため、全国的に医師不足の状況にあります。
本県内においても、医師の都市部への集中などにより、地域内の偏在が顕著になっており、特に、離島・へき地における医師不足は、大変厳しい状況となっています。
加えて、離島・へき地では、都市部に比べ、研修施設、症例数などの要件のため専門医の資格取得が難しくなり、医師の都市部への集中、地域偏在の一因となっています。
今後、大学医学部の地域枠の設定などにより、医師の供給数は増えていくものと思われますが、効果が現れるまでは長期間を要し、速効性は期待できないと思われ、また、現行のままで、供給増分が離島・へき地の医師数の増加に繋がる保証もありません。
そこで、現段階で医師の地域偏在を是正するためには、離島・へき地への何らかの誘導策や専門医を指向する医師に対する離島・へき地の経験を評価する方法などが必要となります。
また、離島地区の住民も本土地区と同じように、特殊診療科目や専門的医療の受診を望んでいるが、そのような医療を受診するのは容易ではありません。
- 医師不足は、看護職を初めとした多職種が関わり合う医療提供体制にも影響を与えており、特定の医行為を行えるとされている「特定看護師」の導入をはじめとしたチーム医療の推進は、少ない人材や特有の環境に置かれている離島・へき地における医療提供体制の整備には欠かすことの出来ないものと考えられます。
- 国の試行事業において、認定看護師3分野（救急看護・感染管理・皮膚排泄ケア）については、240時間の追加教育受講により特定看護師への道が開かれていますが、離島の認定看護師はわずかな状況にあります。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。――――――

- 離島・へき地の勤務が要件とされていない現在の医師養成システムでは、都市部への医師集中を是正することは困難であるため、離島・へき地病院等での勤務を評価するインセンティブを与えるなどの方法により、それらの地区への勤務を誘導するような国家レベルでのシステムの構築が必要であると考えます。
- 離島・へき地に勤務する医師が専門医資格を取得しやすくするために、指導のIT化の推進などによる離島・へき地における指導体制や症例数の確保などに関する取得条件について、学会への働きかけが必要であると考えます。
- 離島地区の住民も本土地区と同じように、がん治療（放射線治療など）や先進医療などの高度な専門診療を受けることを望んでいます。
- そこで、離島地区の住民がこれらの治療を受けられるよう、住民に対する交通費などの支援や、都市部の特殊診療科目（眼科、耳鼻科、泌尿器科など）の医師が離島地区の病院において診療する場合の財政的支援が必要であると考えます。
- 今年度、厚労省の「チーム医療の推進のための看護業務検討ワーキンググループ」において、特定看護師の要件、養成課程の認定基準などが、検討される予定となっていますが、特に離島・へき地においては、医師不足等に対応できるチーム医療が求められていることから、特定看護師の資格要件について「離島・へき地の勤務」を組み込んだ養成システムの構築が必要と考えます。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

- ・ 離島・へき地地域の医師確保のため、医師不足地域における一定期間の診療経験を病院・診療所の管理者となる要件として医療法に位置づけるなどの制度構築。
- ・ 離島・へき地に勤務する医師が専門医資格を取得しやすくするための国から学会への働きかけ。
- ・ 離島地区の住民が本土地区で専門医療を受ける際の交通費に対する助成。
- ・ 離島地区病院で都市部の専門医が診療する場合の財政支援の拡充。
- ・ チーム医療の担い手となる特定看護師の資格要件として、一定期間の「離島・へき地の勤務」を組み込んだ養成システムの構築。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

- ・ 医師の地域偏在の是正につながり、離島・へき地の医療が確保されます。
- ・ 離島・へき地の診療経験が医師のキャリアパス上不利とならなくなり、地域医療を志向する医師が増えます。
- ・ 離島地区の住民が専門的医療へ容易にアクセスすることができます。
- ・ 特定看護師をめざす看護師が、離島・へき地で臨床経験を積むことで、より自律的で的確な判断力と習熟した技術を修得でき、医師不足地域での医療提供体制を充実させることができます。
- ・ 産科・外科等の医師不足が顕著な離島・へき地の病院においては、特定看護師の果たす役割が他の地域よりも大きくなると考えられ、緊急応変的な判断や処置により、住民へ早期治療(特定の医行為)が可能になります。

長崎県の離島【五島】



10月の第1土・日に行われる福江港まつり

本州最北の青森ねぶたが、はるか西の五島の夜に映える。バラモン凧や紋九郎鯨の伝説などがテーマとされ、色鮮やかで温かい光を放つねぶたの姿に、島内外の大勢の人が魅了される。

22 地域公共交通確保維持改善のための制度の充実等について

【国土交通省】

【提案・要望の具体的な内容】

- 1 国において創設された「地域公共交通確保維持改善事業」において各種補助事業が実施されるにあたり、県・市町の財政負担が増加することがないよう支援制度の充実を図ること
- 2 「地域公共交通確保維持改善事業」の実施にあたって県・市町等での設置が必須となる地域協議会にかかる設置・運営経費については、国による財政支援措置を講じること
- 3 地域公共交通の確保維持改善のため、以下のとおり制度の拡充等を図ること
 - (1) 離島航空路の維持・改善
 - ・「離島空路整備法（仮称）」の制定
 - ・航空機燃料税の軽減措置の拡充
 - ・航行援助施設利用料の料金区分の見直し
 - ・地方自治体が実施する離島航空路線支援への地方交付税措置の拡充
 - (2) 離島・半島航路の維持・改善
 - ・ジェットフォイル航路への新たな支援制度の創設
 - ・本土と離島を結ぶ基幹航路及び有明海等半島航路への公的支援のための継続的な予算の確保
 - (3) 第三セクター鉄道及び地方民営鉄道の施設整備
 - ・地域公共交通バリア解消促進等事業における車両設備など重要施設整備の補助率嵩上げ
 - ・地域協議会で策定する生活交通ネットワーク計画に従って計画的に実施される施設整備にあっては、確実な事業採択及び補助率どおりの補助金交付
 - ・同事業における地方負担に係る財源措置
 - (4) 生活交通（乗合バス等）の維持確保
 - ・地域間幹線系統補助制度について、輸送量の基準を引下げること
 - ・地域内フィーダー系統補助制度について、市町が現在支援を行っている系統についても補助対象とすること
 - ・補助対象系統を主に運行する車両の購入に係る経費について一括で補助を受けられる制度を創設すること
 - (5) 輸送事業についての燃油費高騰に対する支援制度の創設



長崎県内の離島航空路線を運航しているダッシュ8



島原鉄道（地方民営鉄道）



松浦鉄道（第三セクター鉄道）



車両購入補助の対象となるノンステップ型車両

【1について】

○国において創設された「地域公共交通確保維持改善事業」とは

国において、平成22年度まで航空路や航路などのモードごとに実施されていた補助制度が統合され、平成23年度から「地域公共交通確保維持改善事業」として実施されることになりました。

○県・市町の財政負担が増加する事がないよう支援制度の充実を図ることとは

補助制度の改正により、離島航路にかかる補助については、従来の効率化された標準的な事業費等を前提とした運航欠損額の補填方式から補助対象経費の2分の1を補助する事前算定方式へ変更されたところですが、今回の改正によって、国における航路支援の考え方が後退したことにならないよう、補助率の嵩上げを望みます。

また、航路やバス事業においては、燃油価格の高騰や荒天などにより欠損額の増加があり得ることから、事業者や地方自治体の負担の増加とならないよう、実績をふまえた補助制度の実施と必要な予算の確保を望みます。

【2について】

○地域協議会にかかる経費についての国による財政支援とは

国の「地域公共交通確保維持改善事業」においては、県や市町等により地域協議会を設置することが必須となります。当該協議会の設置・運営経費については支援措置が講じられていないことから、当該経費に対する財政支援措置を望みます。

【3について】

○「離島空路整備法（仮称）」の制定とは

平成11年度から運航費補助制度の制定及び公租公課の減免・軽減措置等の支援措置が講じられていますが、離島航空路線が将来にわたり安定して確保されるためには、法制度のもとでの支援策の確立が必要です。

○航空機燃料税の軽減措置の継続拡充とは

特定離島航空路線にかかる航空機燃料税が本則の4分の3に軽減される特別措置が講じられていますが、将来においても継続するとともに、本土との交流を図るため、沖縄と同様の軽減措置（2分の1）まで拡充することが重要です。

○航行援助施設利用料の料金区分の見直しとは

航行援助施設利用料については、現在、15トン未満が小型航空機と区分され、1機あたり120円の定額制が適用され低廉である一方、15トン以上については1トンあたり950円と大幅に高くなっています。

採算の厳しい離島航空路線を運航するダッシュ8の機材性能的に可能な範囲（16.5トン）まで小型航空機の料金区分を拡大することが必要です。

○地方自治体が実施する離島航空路線支援への地方交付税措置の拡充とは

本県では、平成21年度から新たに「離島航空路線確保対策補助金」として、安全整備や利用率保証の制度を創設していますが、これに際し、県・市で年間2億8千万円を超える負担増となり、その軽減が課題となっていることから地方交付税による支援を望みます。

○ジェットフォイル航路への新たな支援制度の創設とは

燃油価格は落ち着きを取り戻したものの、再び燃油価格が高騰すれば運航コストが高いジェットフォイルは運航事業者の経営を直撃し、減便等を余儀なくされ、離島住民にとって有効な交通手段の確保に支障が生じる恐れがあります。ジェットフォイルはすでに国境離島・外洋離島の住民の一般的な足として確保されなければならないものであり、ジェットフォイル航路の安定的な運航を維持するために、欠損額を支援するなど、国と地元自治体が一体となった支援制度の構築を望みます。

○離島基幹航路及び有明海等半島航路への公的支援のための継続的な予算の確保とは

本県では、航路は海の国道であるとの観点から社会资本整備総合交付金を活用して、老朽船舶更新や長寿命化に要する経費を全額補助することにより、運賃低廉化に取り組んでいます。今後も引き続き公的支援が可能となるよう必要な予算の確保を望みます。

○地域公共交通バリア解消促進等事業における車両設備など重要施設整備の補助率嵩上げとは

本事業は、鉄道事業者が行う安全性の向上のための設備の整備等に対して補助を行うものですが、一律1／3の補助率となっています。安全運行維持のためには、老朽化した車両設備や線路設備などの重要施設の整備を優先的に行う必要がありますが、現行の補助率での実施は、経営が苦しい事業者には大きな負担となっているため、これらの施設の整備についての補助率を嵩上げしていくことを望みます。

○地域協議会で策定する生活交通ネットワーク計画に従って計画的に実施される施設整備にあっては、確実な事業採択及び補助率どおりの補助金交付とは

事業の実施にあたっては、協議会において整備の目的・内容・効果、費用負担、整備順位等を議論し、「生活交通ネットワーク計画」を策定し、国土交通大臣に提出する必要があります。鉄道施設は、安全運行を維持するために常にメンテナンスが必要で、鉄道事業者は計画的に施設設備を更新していますが、計画どおりの補助が受けられないと脆弱な地方鉄道事業者では安全整備が遅れ、運行に支障が生じるため、十分な予算措置を講じられることを望みます。

○同事業における地方負担に係る財源措置とは

本事業の実施にあたっては、地元自治体の協調補助の必要はありませんが、協調補助の有無・規模が事業採択・補助金配分に大きく影響することとされており、財政力が弱い沿線自治体の一般財源での支援には限界があります。このため、地方バス路線や離島航路等の維持に要する経費と同様に、地方負担額を地方交付税の対象とするなどの財源措置を講じられることを望みます。

○地域間幹線系統補助制度について、輸送量の基準を引き下げるとは

本県の乗合バスの輸送人員はピーク時の約4割まで減少しており、特に、補助系統が多い離島・半島地域に存在する系統は要件の輸送量（15～150人）に満たない系統が多数存在します。このような実態に即した支援制度となるよう、輸送量の基準を本県単独補助の要件である9～150人未満へ引き下げるなどを望みます。

○地域内フィーダー系統補助制度について、市町が現在支援を行っている系統についても補助対象とすることとは

本事業では、新規に公的支援を開始する系統であることが補助の要件ですが、現在でも市町が住民の生活交通の維持確保のために支援を行っている系統が多数存在し、財政力が弱い市町にとっては大きな負担です。既に市町が補助を行っている系統についても、国の補助を受けることができるよう要件が見直されることを望みます。

○補助対象系統を主に運行する車両の購入に係る経費について一括で補助を受けられる制度を創設することとは

補助対象系統を運行するバス事業者が保有する車両の平均車齢は法定耐用年数の5年を大きく超えており、車両の老朽化による安全性の低下や修繕費の増加、燃費効率の低下が懸念されています。現在、「車両減価償却費等補助制度」がありますが、この制度は5年間に分割して補助されるものです。このため、事業者は車両購入資金を全額準備する必要がありますが、経営状況が厳しく、資金繰りの厳しい事業者は金融機関からバス購入のための資金を借り入れることができず、車両を更新することが難しいことから、車両の購入に係る経費について一括で補助を受けられる制度が創設されることを望みます。

○輸送事業についての燃油費高騰に対する支援制度の創設とは

離島の輸送事業者については燃油費高騰の影響を受けやすく、運賃へのサーチャージの付加により対応せざるを得ない状況ですが、離島住民等利用者の負担が大きいため、基金による支援制度などの創設を望みます。

23 佐世保港におけるすみ分けの早期実現について

【外務省、防衛省】

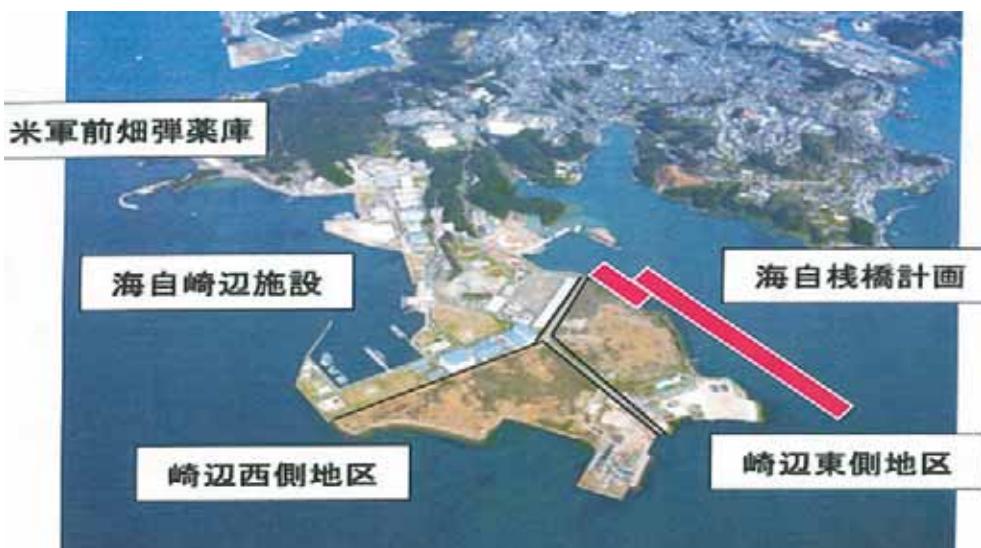
【提案・要望の具体的な内容】

- 1 佐世保弾薬補給所（前畠弾薬庫）の早期の移転・返還
- 2 佐世保市が計画している道路建設用地として特に必要な同弾薬補給所の一部敷地の早期の返還
- 3 立神港区第1号～第5号岸壁のすみやかな返還
- 4 抜本的解決にいたるまでの立神岸壁の民間企業の継続使用
- 5 旧米海軍専用鉄道側線（旧ジョスコ一線）の返還
- 6 制限水域全面の返還（但し、緩和を含む）
- 7 崎辺東側地区（LCAC跡地予定地）の海上自衛隊潜水隊群などによる利活用

佐世保港の全景



崎辺地区全景



【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。――――――

- ・ 佐世保港においては、在日米海軍、海上自衛隊、民間企業等の施設が混在していることから、岸壁の競合をはじめ様々な問題が発生しております。また、佐世保弾薬補給所のある前畠地区は、臨海地帯の中心部を占め、港湾施設が不足し、佐世保港の有効活用に支障をきたしております。
このため、新返還6項目を基調とする佐世保港におけるすみ分けを促進することが必要です。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。――――――

・ 経緯

佐世保市には多くの米軍提供施設が存在しており、これらが地域産業の振興発展やまちづくりを図るうえでの阻害要因となったり、地域住民に不安を与えていたりする面もあります。このため、昭和45年2月の基地縮小を内容とするニクソン・ドクトリンを背景に、昭和46年から米軍提供施設等の返還要望がなされましたが、従来の返還要望項目について緊急性・実現性の観点から整理・検討が行われ、平成10年に「新返還6項目」としてまとめられており、現在、赤崎貯油所に関する2項目が完結しております。

- ・ 佐世保弾薬補給所については、平成21年6月19日の第4回日米合同委員会施設調整部会において移設先である針尾島弾薬集積所の整備及び前畠弾薬庫の返還について日米双方の認識が一致し、平成23年1月17日の日米合同委員会で合意がなされました。今後なお一層の進捗を図る必要があります。
- ・ 立神岸壁等の返還についても、条件である新岸壁の整備は平成22年3月に完了していますが、今後、立神港区第3号～第5号岸壁の一部の返還に向けた一層の促進を図る必要があります。
- ・ 崎辺東側地区のLCAC施設

崎辺東側地区については、現在、エアクッション型揚陸艇（LCAC）の駐機場として在日米海軍が利用しておりますが、国においては、西海市横瀬地区に新駐機場の整備が実施されており、平成23年度までには完成予定となっております。

一方、海上自衛隊では、平成元年、崎辺東側地区に係留施設総延長950mの大型桟橋の建設を計画され、佐世保市としても港湾計画に位置付けていますが、20年を経過する今日においても、手つかずの状況にあり、その利活用を図る必要があります。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。――――――

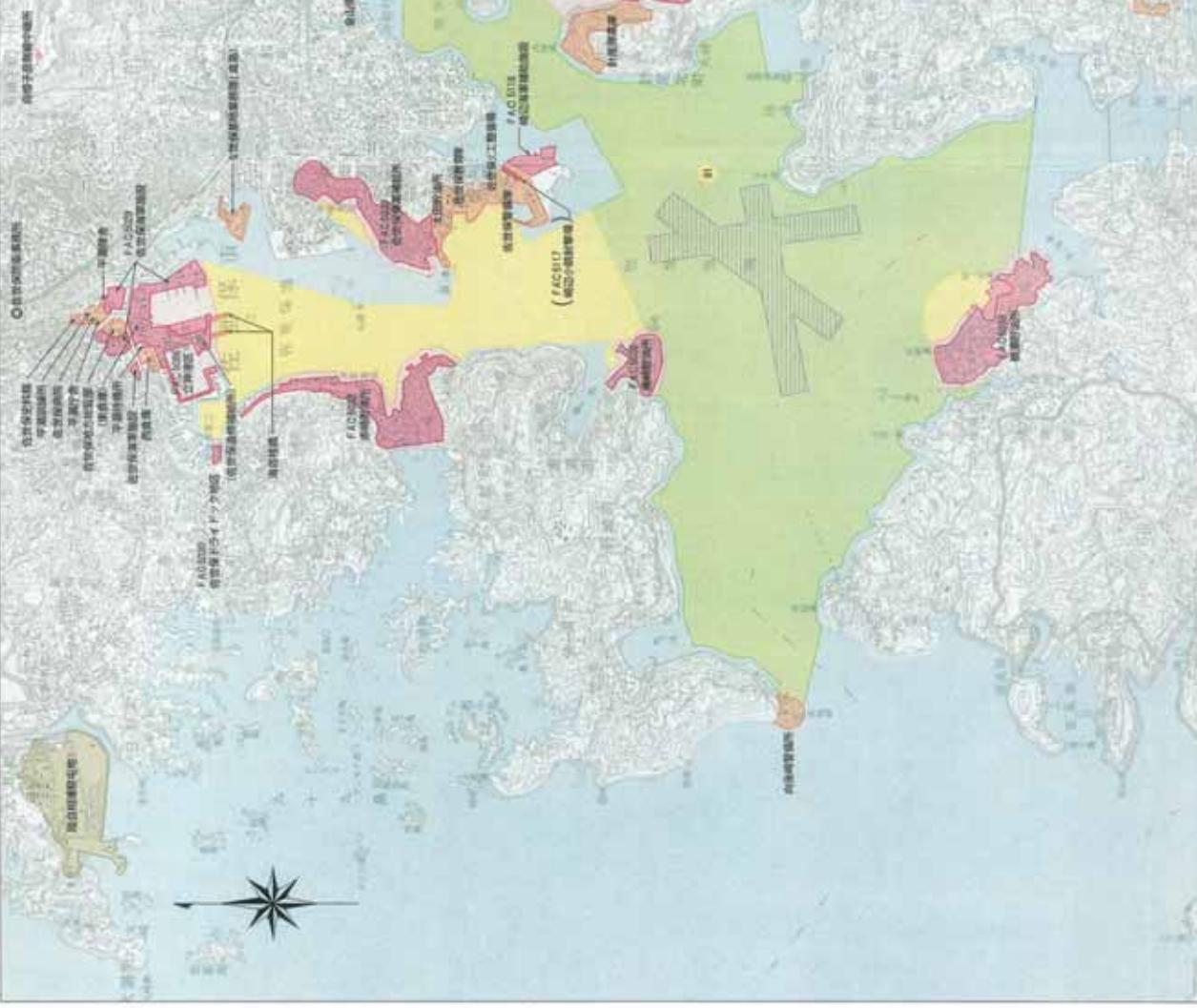
- ・ 佐世保弾薬補給所については、平成23年1月17日に日米合同委員会で合意されたことにより、弾薬庫の移転・返還の促進が望まれています。また、同弾薬補給所の一部敷地は、佐世保市が計画している道路建設用地として特に必要であり、早期の返還を望みます。
- ・ 立神岸壁等の返還については、条件である「ジュリエット・ベイスン」の新岸壁も完成したことから、今後は返還に向けたすみやかな対応を行うことが望されます。また、抜本的解決にいたるまでの間における立神岸壁の競合問題については、その地域経済に及ぼす影響の大きさに鑑み、現在使用している民間企業の継続使用を望みます。
- ・ 佐世保港の有効活用を図るうえで、崎辺地区の利活用は基地政策の重要課題であると認識しており、そのため、大型桟橋を早期に建設していただくとともに、エアクッション型揚陸艇（LCAC）の駐機場の跡地利活用の一つとして崎辺東地区へ海上自衛隊潜水隊群の佐世保港への配置等を望みます。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。――――――

- ・ 佐世保港のすみ分けを実現することで、地域産業の振興、佐世保港の計画的な活用による佐世保市の発展、さらには、地域住民の安全・安心の確保に寄与します。

佐世保地区所在防衛施設配置図

1 : 50,000



平成二十一年十月

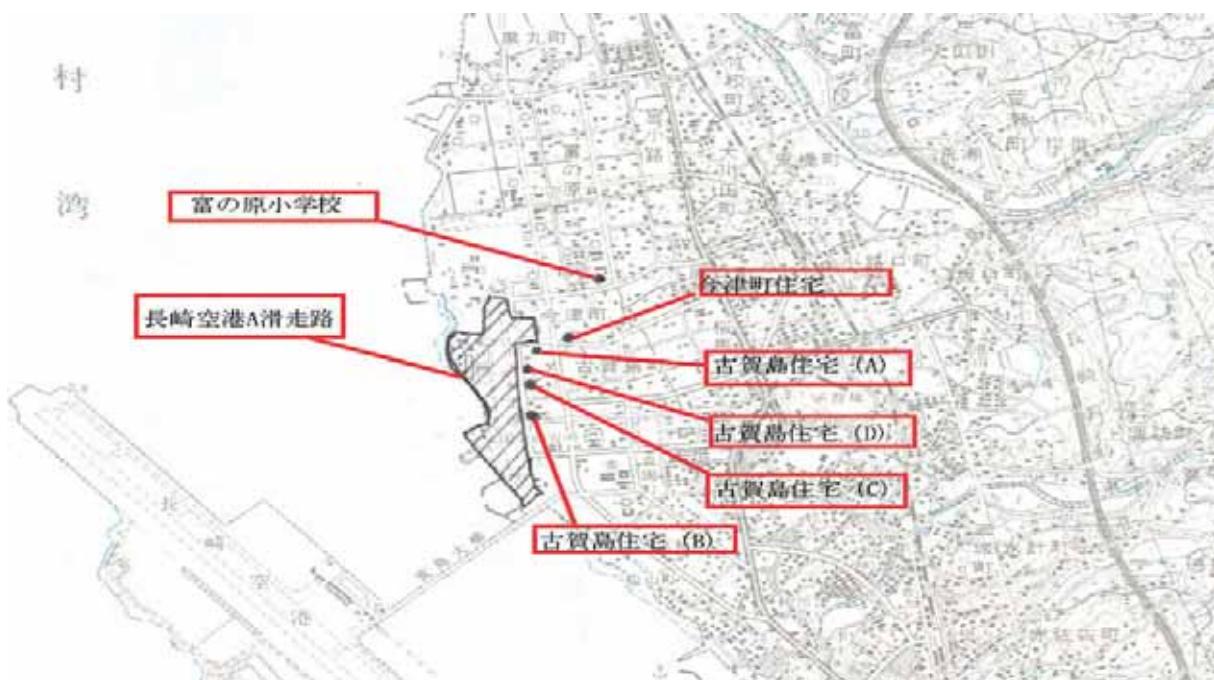
この地図は、園子町御旗山の構造等で、昭和四〇年九月廿一日に測量したものです。(測量番号 平21九旗、第90号)

24 長崎空港A滑走路周辺地域の航空機騒音対策について

【国土交通省、防衛省】

【提案・要望の具体的な内容】

長崎空港A滑走路周辺地域における速やかで実効性のある航空機騒音対策の実施を行うこと



調査地点、調査期日及び調査結果

市名	調査地点	A滑走路 中心点より の方針 及び距離	調査期日 平成21 年度	環境基準		調査期間内の WECPNL	
				類型	基準 (WECPNL)	1日間	7日間
大村市	富の原小学校	NE 1,200m	2.12～ 2.18	I	70	52.1～ 66.7	62
	今津町住宅	NE 650m	3.11～ 3.17			60.1～ 69.7	66
	古賀島町 住宅(A)	NNE 180m	2.23～ 3.1			63.6～ 74.3	70
	古賀島町 住宅(B)	SE 90m	3.3～ 3.9			66.5～ 80.3	78
	古賀島町 住宅(C)	NE 160m	1.23～ 1.29			68.4～ 78.3	76
	古賀島町 住宅(D)	NE 90m	2.2～ 2.8			72.0～ 84.0	81

【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。――

- ・ 長崎空港A滑走路周辺地域においては、長年、航空機騒音が環境基準を超過し、周辺住民の生活に多大な影響を与えており、その対策は大村市政及び県政の重要な課題となっています。
- ・ 海上自衛隊大村航空基地は主な騒音源である一方で、これまで4,300回を超える本県離島からの救急患者の搬送に昼夜を問わず尽力いただき、本県離島住民の安全・安心になくてはならないものとなっています。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。――

- ・ 平成21年度における騒音度は、調査対象地区のうち3地区において環境基準を超えるものとなっております。
- ・ 平成23年度の防衛省予算において、長崎空港A滑走路地区の所管替を国土交通省から防衛省に行うとともに、騒音対策に係る調査の実施についての予算化がなされていますが、具体的な騒音対策はこれからとなっております。

※平成23年度防衛省の予算の状況

- ①騒音対策工事に係る経費 約20百万円
- ②海上自衛隊大村航空基地整備のための埋め立てに係る経費として
約8億81百万円（契約ベース（3か年分））
- ③国土交通省から防衛省への所管替えに係る経費 約3億48百万円

【3】本県が望むことは以下のとおりです。――

- ・ 課題となっております航空機の騒音低減が図られるよう、環境基準を超えていたる地域での住宅防音工事を着実に行っていただくなど、実効性のある対策を速やかに講じていただくことを望みます。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。――

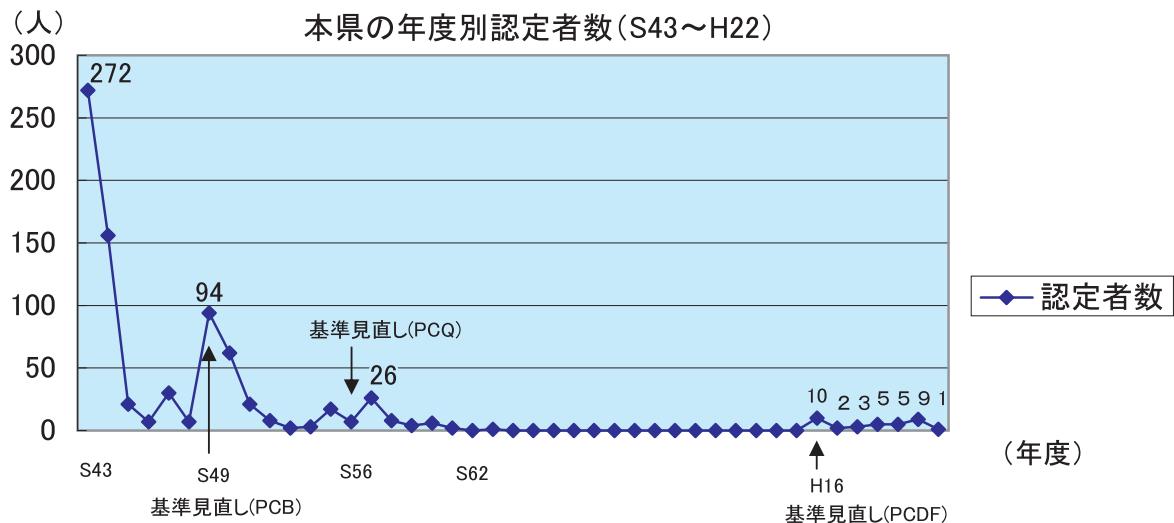
- ・ 実効性ある航空機騒音対策を実施することで、周辺住民の生活環境を保全し、住民の健康の保護に寄与することができます。

25 カネミ油症被害者の救済について

【厚生労働省】

【提案・要望の具体的な内容】

国が実施した油症患者健康実態調査の結果を踏まえ、カネミ油症が原因であると認められる疾患を客観的に評価して診断基準に加えるなど、基準の見直しを検討すること



【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

- カネミ油症事件は、昭和43年に本県及び福岡県を中心に西日本の広い範囲で発生し、ダイオキシンやPCBなどが混入した米ぬか油を摂取した約1万4千人が健康被害を訴えた食中毒事件です。平成16年9月にはカネミ油症診断基準の見直しが行われた結果、認定患者は全国で1,955名、本県においては789名となっています。
- また、本事件は、これまで損害賠償の仮払金返還免除や、生存する認定患者への一時金支給など被害者救済の道が開かれてきました。
- しかしながら、その一方で認定患者と同じ米ぬか油を摂取し、健康被害を訴えている未認定者については、原因企業から一切の補償もなく、高齢化が進む中、医療費の負担も増大しており、さらなる被害者救済のため、診断基準の見直しを求める声が高まっています。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

- 事件発生から40年以上が経過し、被害者の高齢化が進んでおり、未認定者が訴えている自覚症状等がカネミ油症に起因するものか判断がつかない事例が多く、現在の診断基準は血液中のダイオキシン類濃度を重視せざるを得ない状況です。
- よって、血液中のダイオキシン類濃度の数値が低い被害者は現在の診断基準では認定されない場合が多く、そのためカネミ油症が原因と認められる疾患を客観的に評価し診断基準に加えることが医学的に可能であるか検討を要します。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

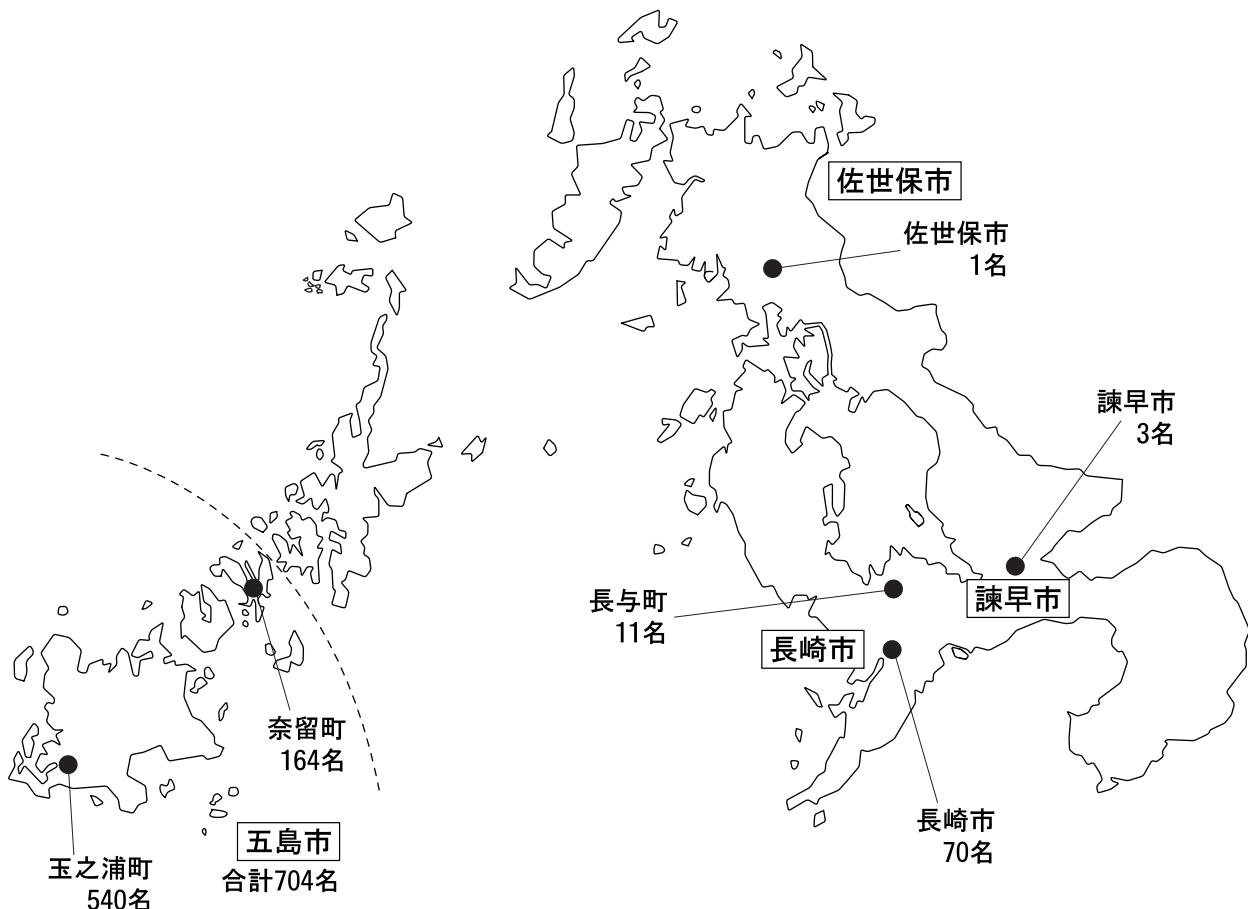
- ・ カネミ油を摂取したことにより健康被害を訴えている未認定者については、カネミ油症が原因であると認められる自覚症状等の疾患を客観的に評価し診断基準に加えるなど、基準の見直しの検討を図り、より幅広い救済の道が開かれることを望みます。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

- ・ 油症診断基準が見直されることにより、健康被害を訴えている未認定者が新たに油症患者と認定され、現在よりも幅広い被害者の救済が図られます。

【参考】

長崎県におけるカネミ油症認定状況（平成23年3月末現在789名）



全国および長崎県のカネミ油症被害状況（平成23年3月末現在）

	被害届出者数	認定患者数	生存認定患者数
全 国	約 14,000 名	1,955 名	1,375 名
長 崎 県	約 1,400 名 (全国比約 10 %)	789 名 (全国比約 40 %)	577 名 (全国比約 42 %)
内 訳	五島地区 約 560 名 長崎地区 約 350 名 その他 約 490 名	・ H 16. 9 診断基準見直し前 754 名認定 ・ H 16. 9 診断基準見直し後 35 名認定	本県在住 365 名 他県在住 207 名 不明 5 名

※被害届出者数は昭和44年7月1日現在

26 漂流・漂着ごみの対策について

【総務省、外務省、農林水産省、国土交通省、環境省】

【提案・要望の具体的な内容】

漂流・漂着及び海底ごみ対策に関する下記対策を確実に実施すること

- (1) 地域グリーンニューディール基金事業後の新たな財政支援措置の創設
- (2) 漂流・漂着及び海底ごみの一体となった処理体制の確立
- (3) 国外からの漂着ごみに対する外交上の適切な対応の実施

1) 平成22年度における海岸漂着物の回収・処理費用（当初及び6月補正予算額）

・県管理海岸	3,750m ³	89,045千円
・市町管理海岸	21,916m ³	529,066千円
合 計	25,666m ³	618,111千円
・財 源	地域グリーンニューディール基金（環境省所管）	
	補助率 10/10	



対馬地区の海岸

2) 対馬における外国由来の海岸漂着物

回収された漂着ごみの外国製品の占める割合

- ・ペットボトル 約70%（韓国52%，中国13%，その他3%）
- ・ライター 約40%（韓国21%，中国16%，その他2%）

（環境省：「漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査」結果）



3) 危険物の漂着

- ①医療系廃棄物（注射器、薬瓶等）
 - ・H22年度回収量：全国総数28,830個、長崎県沿岸3,717個（全国3位）
※うち1,685個に外国語の表記（国籍不明の物あり）
 - ・H18年度回収量：全国総数26,643個、長崎県沿岸5,369個（全国1位）
※うち17個に外国語の表記（国籍不明の物あり）
- ②廃ポリタンク
 - ・H22年度漂着量 全国総数13,327個、長崎県沿岸2,383個（全国1位）
 - ・H21年度漂着量 全国総数22,194個、長崎県沿岸4,854個（全国1位）



注射器等（一部に注射針あり）



点滴パック（中国語表記）



廃ポリタンク

4) 流木の漂流・漂着（平成18年度）

回収された流木（県下14市町に漂流・漂着）
流木数 77,909本 撤去・処理量11,082m³
(大きい流木は直径1m、長さ5~6m)

【漂流・漂着及び海底ごみ対策について】

○地域グリーンニューディール基金事業後の新たな財政支援措置とは

地域グリーンニューディール基金の事業期間は平成21年度から平成23年度の3カ年となっています。

漂着ごみ（海岸漂着物等）は繰り返し漂着することから、回収事業、発生抑制対策事業は、平成24年度以降も継続して長期的に取り組む必要があります。

海岸漂着物処理推進法に基づいた長崎県海岸漂着物対策推進計画（地域計画）の回収事業等を実施するにあたり、恒久的な財政支援措置をしていただくことを望みます。

○その創設とは

平成24年度以降の漂着ごみの回収事業費等について、地域グリーンニューディール基金事業（地域環境保全対策費等補助金：補助率10/10）の継続、若しくは同等の交付税措置を望みます。

○漂流・漂着及び海底ごみの一体となった処理体制の確立とは

漂着ごみについては、海岸漂着物処理推進法の規定により、海岸管理者等において海岸が清潔に保たれるよう必要な措置を講じるとされていますが、漂着ごみの発生原因となる漂流ごみ、海底ごみについては、処理責任が明確になっていません。

現在、主に市町や漁業者等が回収している漂流ごみ、海底ごみの処理責任の明確化と地方公共団体が漂着ごみと一体的に回収・処理等できる制度の確立を望みます。

○外交上の適切な対応の実施とは

本県の漂着ごみ等は外国由来のものが多く、また、繰り返し漂着していることから、漂流ごみが発生しない対策が必要です。

関係国に対して、早急に発生抑制対策を講じるように要請等を行うことを望みます。

27 沖合漁業等に係る支援・措置対策について

【農林水産省、国土交通省】

【提案・要望の具体的な内容】

1 漁船保険制度について

- (1) 厳しい経営環境の中で使用漁船の船齢が高くなってしまっており、転覆沈没事故が起こった場合、現在の評価基準では新たに漁船を入手または建造することが非常に難しいため、評価基準の改善や100トン以上の漁船が加入する場合の保険料の一部国庫負担などの制度の見直しを図ること
- (2) 沈没した漁船の引き揚げあるいは撤去には多額の費用が必要となることから、漁船船主責任保険における最大保証額までを義務加入とする制度改正及びそのための国の助成措置を創設すること

2 雇用対策について

- (1) 漁船漁業については、国際競争力があり、厳しい経営環境のもとでも操業できる経営体の育成のため、水産業体质強化総合対策事業が行われているが、平成23年度で終了する「もうかる漁業創設支援事業」の継続と事業者が取り組みやすくなるよう条件の緩和や内容の充実を行うこと
- (2) 今後、安心かつ継続して船員の雇用を確保できるよう、海難事故防止策の徹底を図ること

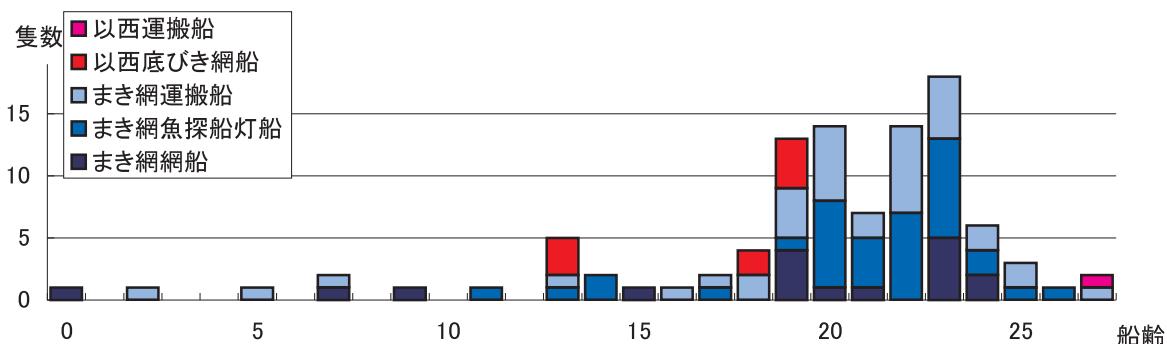
3 適正操業指導について

沖合漁業の持続的な振興を図るために、適切な資源管理や他漁業と調和した操業が必要であることから、これらを確実に推進するため、大臣管理漁業に対する適正操業指導の徹底を図ること

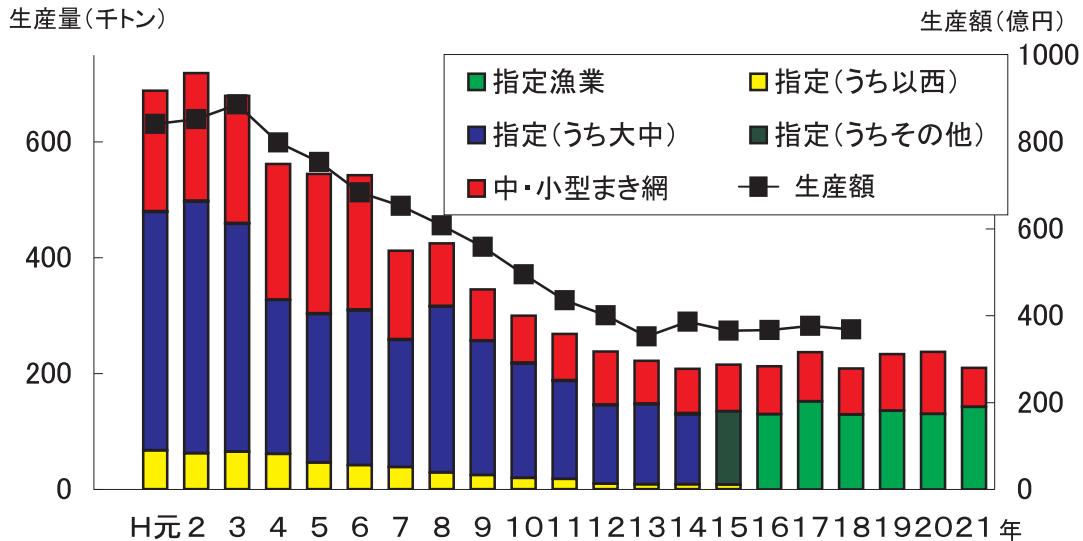
4 日本政策金融公庫資金について

- (1) 漁業改革推進集中プロジェクトにより認定された計画に参加する漁業者の要件を緩和すること（漁業経営改善支援資金の貸付要件）
- (2) 漁船や漁具の更新に必要な漁業経営改善支援資金等にかかる貸付限度額の拡充及び償還期間を延長すること

長崎県における大中型まき網漁船・以西底びき網漁船の船齢



長崎県における指定漁業および中・小型まき網漁業の生産量・額の推移



注) 統計調査項目の変更、及び経営体数の減少による秘匿処置により平成15年から大中型まき網漁業、平成16年から以西底曳網漁業の区分が不可能となった。平成19年より、漁業種類別精算額は公表されなくなった。

【1 漁船保険制度について】

(1)について

○使用船舶の船齢とは

使用船舶の船齢とは、船舶が進水した年月日からの経過年数を表すものです。大中型まき網漁業は、通常網船1隻、火船2隻、運搬船2隻の計5隻が船団を組んで操業していますが、本県大中型まき網漁船の平均船齢は、網船は18.3年、火船及び魚探船は20.8年、運搬船は19.7年、以西底びき網は、網船は16.7年、運搬船は27年（H23.1現在）となっており、船齢が高い漁船が多くなっています。

○現在の評価基準では新たに船舶入手または建造することが難しいとは

新造された漁船の保険価額（漁船の評価額（船価）のこと）は、原則としてその船の「建造価格」となりますが、中古船では水産庁長官が定める「評価標準」により算定しています。

これは、新たに同種同等のものを建造又は購入したときのトン当たりの価額を基準としたもので、進水年月日からの経過年数別に標準価額が定められており、経過年数が長いほどこれが低いことから代船の入手又は建造が難しくなります。

○評価基準の改善とは

標準価額の見直しです。

○100トン以上の漁船が加入する場合の保険料の一部国庫負担とは

漁船保険は「漁船損害等補償法」に基づき、漁業者が使用する漁船本体や漁獲物に不慮の事故があった場合、この損害を補填して経営の安定を支援するものです。

普通損害保険の加入漁船のうち100トン未満のもので、義務加入又は集団加入の場合は純保険料に対して国が保険料の国庫負担を行っています。この国庫負担を100トン以上の漁船にも適用できるよう制度改正が必要です。

(2)について

○船主責任保険における最大保障額までを義務加入とは

船主責任制限法の改正により、船主の責任制限額が約6億円に引き揚げられています。

また、沈没した漁船の引揚げあるいは撤去には多額の費用が必要となります。このため最大保障（100トン以上、漁船では20億円）まで義務加入とすることが必要です。

○そのための国の助成措置とは

船主責任保険の保険金額の大幅な増額には、船主が支払う保険料の負担が大きくなります。このため船主の負担軽減について国の助成措置が必要です。

【2 雇用対策について】

(1)について

○国際競争力があり、厳しい経営環境の下でも操業できる経営体とは

燃油高騰等による経営の悪化、漁船の老朽化、外国漁船等との漁場競合などの厳しい環境の下でも、改革型漁船の導入等により操業・水揚げ体制の合理化（コスト削減）を図っていける経営体です。

○平成23年度で終了するもうかる漁業創設支援事業の継続と、事業者が取り組みやすくなるよう条件の緩和とは

当該事業は、平成23年度で認定が終了となります。経営体質の強化に有効な事業であり、継続を要望します。なお、省エネ、省人、省力化は自助努力で既に行われていることから、ミニ船団化等の取組しか対応出来ない状況で、これは漁獲量の減少に繋がることから、現在の魚価安の状況では操業形態を大きく変えるような大胆な改革に取り組めない漁業者も少なくありません。そこで、安全性を重視した改革漁船の導入などの取組のみでも改革計画として認定できるように条件の緩和を望みます。

○同じく、内容の充実とは

当該事業においては、改革型漁船等の収益性改善の実証事業は3ヶ年、収益性回復の実証事業は2ヶ年を上限に用船料の助成があります。漁船漁業では天候不順による出漁日数の減少、漁獲対象魚の来遊の減少、魚価安等により、漁業者の努力にもかかわらず、やむを得ず改革計画どおりの水揚げ金額を達成出来ない場合があります。また、構造改革の効果を上げるためには、技術の習熟や流通の改革等に一定の期間を要します。そこで、例えば助成の期間の上限を延長できるような制度、また、水揚げ金額不足分の基金からの助成率においても状況により引き上げができるような制度となるよう事業の拡充を望みます。

【3 適正操業指導について】

○適切な資源管理とは

漁業の持続的な発展を図るには、水産資源の適切な管理が必要であることから、新たな「資源管理・漁業所得補償対策」に基づき、国、県、関係団体及び漁業者が連携した資源管理の取組が必要です。

○他漁業との調和とは

沖合域においては、大中型まき網漁業や沖合底びき網漁業と沿岸漁業との漁場競合が発生しています。沖合域の総合的生産力を發揮するためには、沿岸漁業と沖合漁業の相互理解を深め共存を図る対策が必要です。

○大臣管理漁業に対する適正操業指導とは

関連法令や認可の制限条件等の遵守に関する指導や違反操業に対する取締はもちろんのこと、沿岸漁業者に配慮した操業の徹底等、操業秩序の確立に係る指導を望みます。

【4 日本政策金融公庫資金について】

(1)について

○漁業改革推進集中プロジェクトにより認定された計画に参加する漁業者とは

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法に基づく改善計画の認定者のうち、次に掲げる要件のすべてを満たすものと認定された者を言います。

【要件】

- ①付加生産額又は従業員一人当たりの付加生産額のいずれかについて、5年間の伸び率が15%以上となることが確実と見込まれること。
- ②取得等にかかる漁船（船団を構成した場合にあっては船団単位）の償却前経常利益が借入金の償還額の120%以上を確保することが確実と見込まれること。

○日本政策金融公庫の漁業経営改善支援資金等を貸し付ける際の要件緩和とは

上記①及び②の要件について、経営環境の悪化により漁船の更新が進まず、船齢が耐用年数を超過するなど生産構造の脆弱化から要件を満たせなくなっているため、①の伸び率の緩和及び②の償却前経常利益率の要件緩和を望みます。

(2)について

○漁業経営改善支援資金等にかかる貸付限度額の拡充とは

まき網漁船の新規建造費用は本船で1隻13億円程度が必要となるため、現在の貸付限度額の8億5,000万円では不足することから13億円に拡充を要望します。なお、以西底びき網漁船の新規建造費用は1隻3～4億円程度が必要となりますが、現在の貸付限度額は5億5,000万円であることから充足しています。

まき網漁船の漁具（網）の新規購入費用は、1億3,000万円程度が必要となるため、現在の貸付限度額の1漁労体あたり1億円では不足することから、1億3,000万円への拡充を望みます。

○償還期間の延長とは

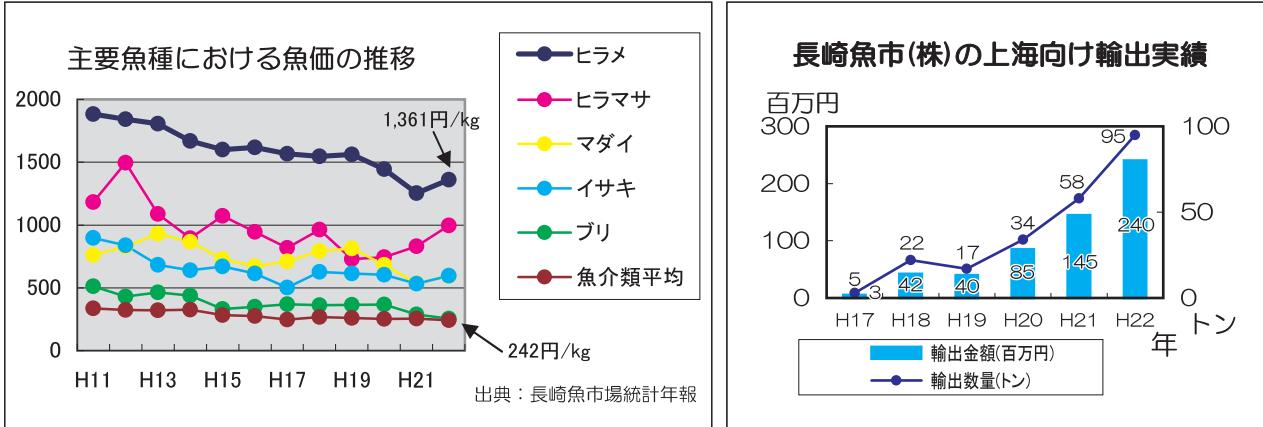
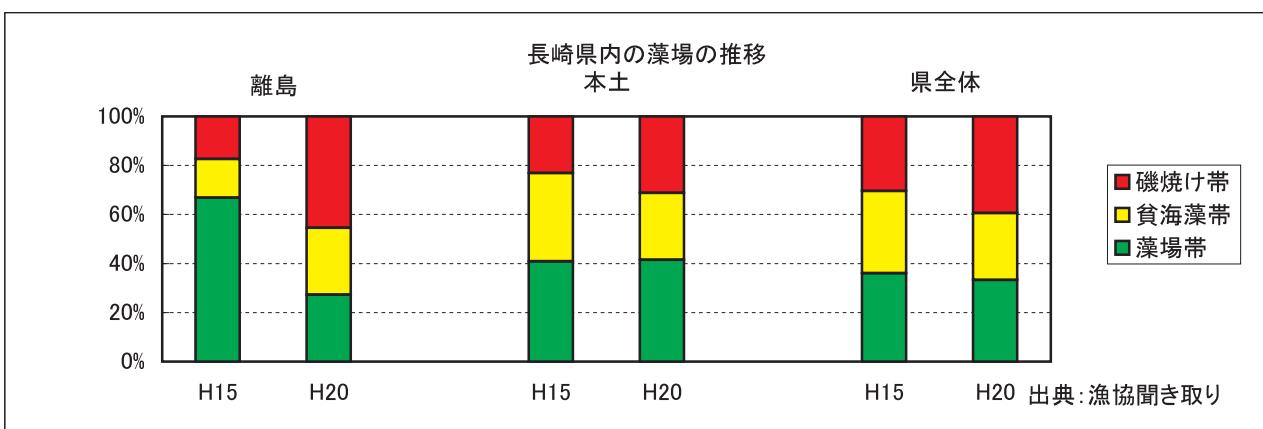
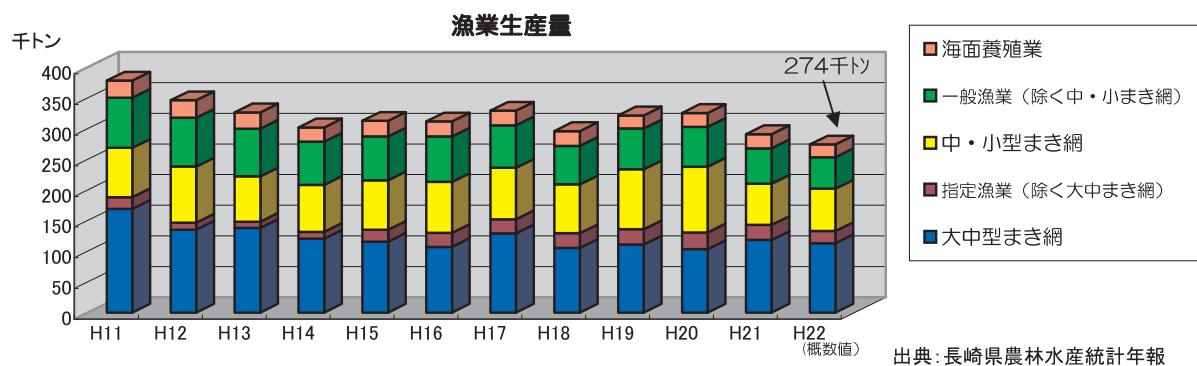
現在の償還期限は、15年以内（うち据置3年以内）となっているが、漁船の実耐用年数（20年）に合わせた償還期限の延長を望みます。

28 総合的な水産基盤整備の促進について

【農林水産省】

【提案・要望の具体的な内容】

- 1 総合的な水産基盤の整備を促進するための必要な財源を確保すること
 - ・水産資源の維持回復を図る藻場や増殖場の重点的な整備
 - ・特定第3種長崎漁港における高度衛生管理体制の早期確立
- 2 国直轄による大規模漁場整備の促進を図ること



【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。――――――

- ・ 長崎県は変化に富む長い海岸線と多くの離島・半島地域を有し、海域の特性に応じた多種多様な漁業が営まれており、生産量・額ともに全国有数の水産県です。しかしながら、磯焼けに象徴される漁場環境の変化、水産資源の減少、輸入水産物の増加等による魚価の低迷、就業者の減少と高齢化など、水産業と漁村をとりまく環境は一段と厳しさを増しています。
- ・ こうした中、水産資源を守り育てる藻場や増殖場の整備、効率的な漁獲を行う魚礁漁場の整備、防暑施設や浮体式係船岸の整備など高齢者や女性にも配慮した就労環境の整備、高度衛生管理対策の実施など、生産基盤の整備や水産物流通機能の高度化を推進し、漁業の生産性向上及び所得の向上を図る必要があります。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。――――――

- ・ 国における平成23年度水産基盤整備事業（国直轄漁場整備含む）の公共事業費予算は、対前年比88.0%であり、2年連続して大幅に削減されています。（H21比約6割）
→本県の事業継続地区、新規予定地区の計画的な実施に支障があります。
特に本県においては、平成24年度からの新たな特定漁場整備計画において、水産資源の回復を図るために行う沿岸の藻場や増殖場の整備を重点的に行う計画を策定しようとしています。
また全国有数の流通拠点漁港である長崎漁港においては、鳥インフルエンザや产地偽装問題等、国民の食の安全性に対する関心が高まっている中で、いかに新鮮かつ良質な水産物を全国の消費者へ提供するかが課題となっていることから、平成23年度から高度衛生管理対策に取り組み始めたばかりです。このような状況の中で、水産基盤整備事業の予算が大幅に落ち込んでおり、次年度以降計画的な整備が可能か不透明です。
- ・ 平成22年度に「農山漁村地域整備交付金」平成23年度には「地域自主戦略交付金」が創設されました。平成23年度の農山漁村地域整備交付金（地域自主戦略交付金への拠出額を含む）は対前年比94%と落ち込んでいます。
→より自由度の高い交付金へと移行されているものの、これについても落ち込んでいることから、次年度以降の必要な整備予算確保が可能か不透明です。
- ・ 国直轄による大規模漁場整備は、制度の創設及び本県周辺海域における事業実施を平成17年11月から継続して政府施策要望し、設置について関係者の調整が図られた五島西方沖の整備が平成22年度から着手されたもの。
→予算の確保による五島西方沖地区（H22～26年度）の着実な実施と、同地区に続く本県周辺海域での整備着手の遅れを懸念。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。――――――

- ・ 水産基盤整備予算として、必要な予算の確保を望みます。
- ・ 五島西方沖地区の直轄漁場整備にかかる必要な予算の確保と同地区に続く本県周辺海域の整備に向けた漁業調整などの取組促進を望みます。

(参考)

平成23年度政府予算額（国費）

水産基盤整備	72,367百万円	内、本県への交付額	6,117百万円
農山漁村地域整備交付金	318,000百万円	" " 配分額	777百万円 (うち水産基盤 412百万円)
地域自主戦略交付金	486,423百万円	" 本県への交付額	10,766百万円 (うち水産基盤 1,047百万円)

→この予算措置により、広域漁港整備事業など県内の水産基盤整備事業を実施。

五島西方沖地区の国直轄漁場整備予算は平成22年度6億円、平成23年度18億円であり、残3年で56億円（18.7億円／年）が必要。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。――――――

- ・ 次期漁港漁場長期計画に基づく、平成24年度新規地区的採択
- ・ 特定第3種長崎漁港における高度衛生管理体制の早期確立。またそれを通じた東アジア向け水産物輸出の増大。
- ・ 国直轄事業による大規模漁場整備の促進（五島西方沖に続く本県周辺整備候補地の具体化）

29 農業生産基盤整備予算の十分な確保について

【農林水産省】

【提案・要望の具体的な内容】

農業・農村の振興に必要な生産基盤整備を促進するための財源を確保すること

【基盤整備の効果】
生産性向上、農地集積による規模拡大
→ 扱い手農家の経営力強化

畑の基盤整備実施前



畑の基盤整備実施後



加津佐西部地区（南島原市）

各種交付金拠出額を含めても縮減前の平成21年度に比べ予算総枠の大幅縮減

【農林水産省公共事業予算】

平成21年度	平成22年度	平成23年度
9,760億円	6,370億円	6,092億円
100%	対H21比65%	対H21比62%

【強い農業づくり交付金予算】

平成21年度	平成22年度	平成23年度
24,416百万円	14,385百万円	3,138百万円
100%	対H21比59%	対H21比13%

事業実施地区、新規予定地区の計画的実施に支障が発生

【水田・畑の基盤整備】

H24～H27新規要望地区 14地区

【共同利用施設の整備】

H24～新規要望地区 14地区

【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。――――――

- ・ 本県は、離島・半島地域を多く抱え、平坦地に乏しく、水資源にも恵まれないという厳しい営農条件にあります。このため、土地利用型農業に加え、温暖な気候と新しい技術や品種を活かし、果樹や施設園芸・畜産などの付加価値が高く多様な作物の生産振興を図ってきました。
しかししながら、近年の経済低迷に加え、原油や飼料用穀物等の輸入価格の高止まりなどにより、農業所得は大幅に減少しており、加えて、高齢化や担い手不足等深刻な状況にあります。
- ・ このため、生産性の高い優良農地の確保や農産物輸送コストの縮減に資する農道の整備、施設園芸や畜産の生産性向上や生産体制強化につながる施設等整備などの生産基盤整備により、農業の規模拡大、生産性向上、高付加価値化を進め、所得向上を図ることで意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整備していく必要があります。
このことは国レベルの課題である食料自給率強化に繋がっていきます。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。――――――

- ・ 国における平成23年度農業農村整備事業の公共事業費予算は、平成21年度比37%（前年度比100%）
「農山漁村地域整備交付金」及び「地域自主戦略交付金への拠出額」を加えても農林水産一般公共事業予算は平成21年度比62%（前年度比96%）
→本県の事業継続地区、新規予定地区の計画的実施に支障
- ・ 国における平成23年度強い農業づくり交付金予算は、平成21年度比13%（前年度比22%）
→集出荷施設や低コスト耐候性ハウスなどの共同利用施設の整備や老朽化する既存の産地基幹施設の計画的な再編整備に支障

【3】本県が望むことは以下のとおりです。――――――

- ・ 本県の多様な農業の発展、産地の強化のために、水田や畑の基盤整備や集出荷施設などの共同利用施設整備等についてまだまだ多くの整備箇所があることから、農業生産基盤整備予算の十分な予算の確保を望みます。
- ・ 平成24年度に予定されている地域自主戦略交付金の拡充等にあたっては、農地の整備率などの地域の実情を踏まえたうえで算定する等、農業生産基盤整備事業の実施に支障がないように総額の確保を望みます。

(参考)

- ・ 農業農村整備予算
平成23年度政府予算額2,129億円、農山漁村地域整備交付金318億円（地域自主戦略交付金への拠出額を含めると1,408億円）
- ・ 強い農業づくり交付金
平成23年度政府予算額31.4億円
- ・ 農山漁村活性化プロジェクト交付金
平成23年度政府予算額183.6億円

【4】要望が採択されることによって、以下の新規地区の推進が可能となります。――――――

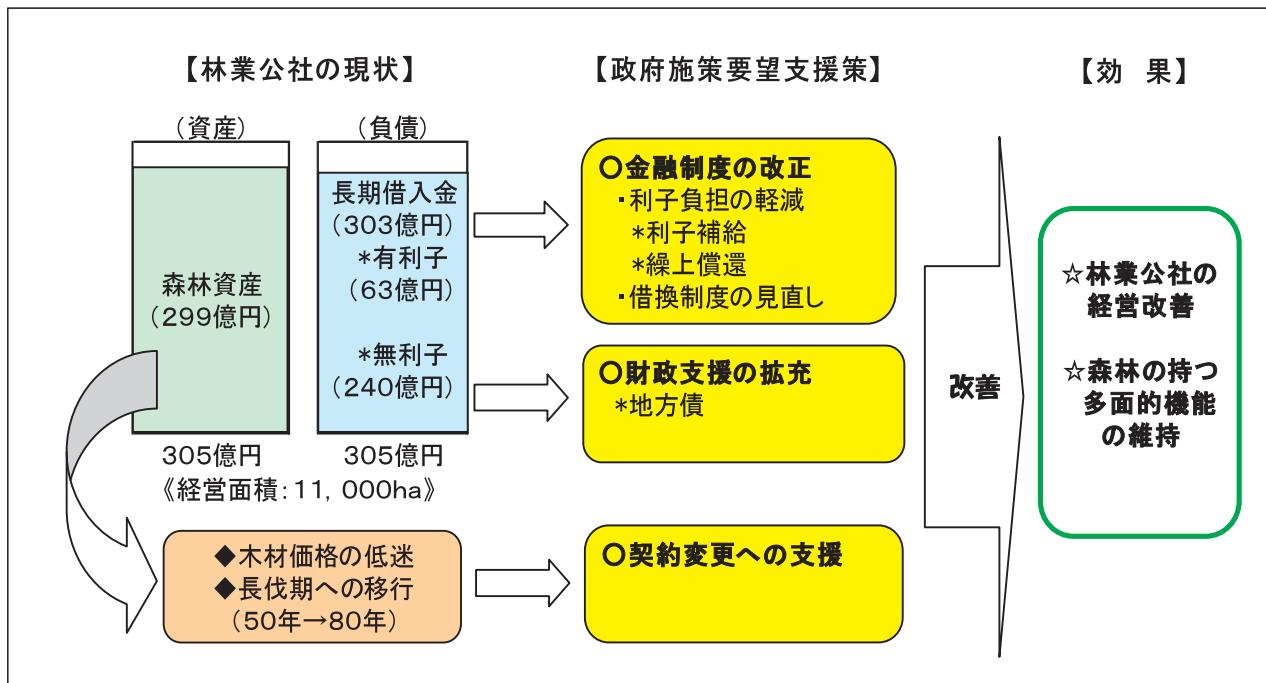
- 今後の水田・畑の基盤整備計画（平成24年度～平成27年度新規予定箇所）
 - ・ 諏訪地区（南島原市） 畑の区画整理・かんがい施設整備等 14箇所 約870ha
- 今後の主な共同利用施設の整備計画（平成24年度以降事業費1億円超新規予定箇所）
 - ・ 総合集出荷貯蔵施設（大村市）等 計14件

30 林業公社に対する支援制度の拡充について

【総務省、農林水産省、日本政策金融公庫】

【提案・要望の具体的な内容】

- 1 株式会社日本政策金融公庫の融資制度の改正等を行うこと
 - (1) 利用間伐推進資金のうち償還円滑化資金に対する国による利子補給制度の創設
 - (2) 高金利の貸付金に対する任意繰上償還制度の創設
- 2 契約の長期化などに対応した制度の整備を行うこと
 - (1) 分収契約の変更を全ての契約者の同意が得られなくても可能とする制度の創設
 - (2) 森林整備法人が行う登記に係る登録免許税の免除
- 3 森林整備法人の経営安定化等を図る地方公共団体への財政支援を拡充すること
 - (1) 地方債の拡充



【1 株式会社日本政策金融公庫について】

○利用間伐推進資金のうち償還円滑化資金とは

償還円滑化のための資金は、各年度ごとの償還元金の90%を借換できる資金ですが、「利用間伐に必要な資金」と併せて借りることを条件とした有利子資金であり、借り換えて償還期限を延長しても林業公社の金利負担は増加することになるため、借り換え後の金利負担が軽減されることを望みます。

○国による利子補給制度の創設とは

償還期間の長期化により林業公社の資金繰りが圧迫される中、公社の利息負担を軽減するため、償還円滑化資金に対し国が利子補給を行う制度の創設を望みます。

○高金利の貸付金に対する任意繰上償還制度の創設とは

日本政策金融公庫からの高金利（最高利率6.5%）の借り入れ残高がまだ多く残っている現状にあり、その金利負担が林業公社の経営に大きく影響しております。

高金利の貸付金に対する任意繰上償還制度の創設を望みます。

【2 契約の長期化について】

○契約の変更を全ての契約者の同意が得られなくても可能とするとは

共有林の分収林契約においては、一部の土地所有者が未相続・消息不明等になっている場合もあり、変更契約や登記等の手続きが非常に困難となっている状況にあります。

複雑化する権利関係について適確に保全を進めるのはもちろん、円滑な事業推進を図るため、分収林契約の変更を全ての契約者の同意が得られなくても可能とする制度の創設が必要です。

○登録免許税の免除とは

現在、林業公社では、長伐期に伴う契約変更、登記事項の変更等を行っており、独立行政法人等と同様に、登録免許税の手数料免除の措置を望みます。

【3 森林整備法人の経営安定化等について】

○地方債の拡充とは

県が林業公社の経営安定化のために行う貸付金等について、多額の一般財源の確保が厳しいため、起債制度の対象とする必要があります。

31 石木ダム建設事業の促進について

【国土交通省】

【提案・要望の具体的な内容】

川棚川の抜本的な治水対策と、佐世保市の慢性的な水不足の解消のため、石木ダム建設事業の促進を図ること

石木ダムの必要性

洪水から住民の生活を守ります

佐世保市の水不足を抜本的に解消します

○石木ダムと既設の野々川ダムとで、毎秒270トンの洪水を低減させることにより下流の川棚町市街地を守ります。

○佐世保の新たな水源として、佐世保市に日量4万トンの水道用水を供給します。



川棚川は、過去幾度となく台風や大雨による災害に見舞われてきたことから、抜本的な治水対策が必要である。

佐世保市は、過去20年間に水不足の心配がなかったのは9年、残り11年は渇水の危機に瀕し、内3回は給水制限を実施

○川棚町における過去の主な被害状況

- 昭和23年 9月11日
床上浸水 800戸 床下浸水 1200戸
- 昭和31年 8月27日
床上浸水 251戸 床下浸水 550戸
- 昭和42年 7月 9日
床上浸水 15戸 床下浸水 113戸
- 平成 2年 7月 2日
床上浸水 97戸 床下浸水 287戸

○佐世保市の主な渇水

- 時間給水制限**
○平成6年8月1日～平成7年4月26日
：日本一厳しい給水制限264日間
- 減圧給水制限**
○平成17年7月2日～9日：8日間
平成19年11月23日～平成20年4月30日：160日間

【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。――――――

- ・ 川棚川流域では、これまで幾度となく災害を受けてきました。主な災害としては、昭和23年9月、昭和31年8月、昭和42年7月、及び平成2年7月などであり、近年の平成2年7月23日の梅雨前線豪雨では、川棚町全体では床上浸水97戸、床下浸水287戸の甚大な被害を受けています。

また、佐世保市は、安定水源の供給能力が不足しており、慢性的な水不足に陥っており、毎年のように渇水の危機に瀕しています。特に平成6年の渇水では、264日間もの給水制限を実施するなど、市民生活及び経済活動に多大な影響を与えました。

石木ダムは、川棚川水系の河川整備計画に位置づけられており、川棚川の抜本的な治水対策と渇水被害に悩む佐世保市の慢性的な水不足の解消のためには、必要不可欠な事業です。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。――――――

- ・ 石木ダム事業の検証については、平成22年9月28日に国土交通大臣より要請があり、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、関係地方公共団体である佐世保市、川棚町、波佐見町とともに「検討の場」を設置し、複数の代替案を立案し検討を行いました。検討過程においては、パブリックコメント、関係住民説明会、学識経験者等からの意見聴取を踏まえて、石木ダムがコスト等の面から他の代替案より優位であるとの共通認識が得られています。

その後、長崎県公共事業評価監視委員会で審議した結果においても、石木ダム事業の継続が妥当との意見をいただきいており、今後、国へ事業継続の対応方針を報告することとしています。

川棚町民、佐世保市民の安全・安心なくらしを守るために、石木ダムの早期の完成が望まれております、事業工程に基づく適切な予算配分が課題となっています。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。――――――

- ・ ダムによる抜本的な治水対策及び水資源の確保対策を早期に実施する必要があるため、事業工程に基づく適切な予算配分を望みます。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。――――――

- ・ 早期の石木ダムの完成により、佐世保市民、川棚町民のくらしの安全・安心が図られます。

32 本明川ダム建設事業の促進について

【国土交通省】

【提案・要望の具体的な内容】

本明川の治水と長崎市、諫早市など2市2町の貴重な水資源確保のため、本明川ダムの建設促進を図ること

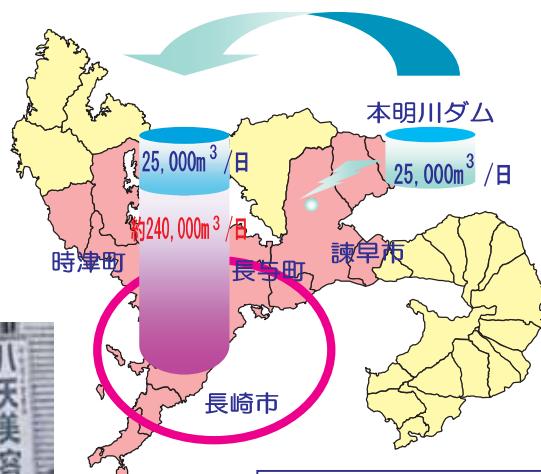
洪 水 の 調 節

洪水時、本明川ダムに貯留することにより、諫早市街地にて、諫早水害相当の洪水を安全に流下させることができるとなるよう洪水調節を行う。

S32. 7. 25
主な洪水被害状況（諫早市）
日雨量 588mm
死者 494名
行方不明 45名
床上下浸水 3,409戸

水道用水の確保

現在、2市2町で日量約240,000m³ある取水量に加えて、新たに日量25,000m³を確保する。



H19. 2 渇水時の写真
(時津町久留里ダム)



【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。――――――

- ・ 諫早市においては、昭和32年の諫早大水害にて死者494名・行方不明45名という甚大な被害が発生しています。昭和57年及び平成11年にも多数の家屋が水に浸かり、浸水被害を被っています。このように、本明川は、過去において何度も洪水による氾濫を繰り返し、下流部は住家が密集し、諫早市街地の川幅を現状より拡げることが困難なため、本明川ダムによる総合的な洪水対策が必要です。
- ・ また、長崎市、諫早市、時津町及び長与町の2市2町において、人口集中、市街地拡大、生活水準の向上等により、都市部での水道用水の確保が必要となっております。
このため、洪水対策、水道用水の確保など両面に大きな効果を持つ本明川ダムの早期建設に、大きな期待が寄せられています。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。――――――

- ・ 本明川ダム事業の見直しについては、平成22年9月28日に国土交通大臣より九州地方整備局長にダム事業の検証に係る検討について指示がなされ、ダムの検証が進められていますが、本明川ダムは、河川法に基づく本明川水系河川整備計画に位置づけられており、本明川の抜本的な洪水対策、県南部地域の安定水源の確保のために必要不可欠な事業であります。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。――――――

- ・ 全国的な気候変動によるゲリラ豪雨の発生、頻発する渇水被害等を踏まえ、県民の安全・安心の生活を守るために、本明川ダムの事業促進を望みます。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。――――――

- ・ 諫早市街地における洪水被害の軽減及び諫早市など2市2町の安定した水道水の供給が可能となります。

33 九州横断自動車道の4車線化について

【国土交通省】

【提案・要望の具体的な内容】

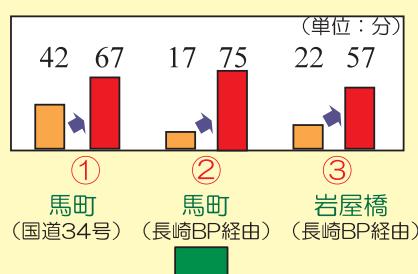
九州横断自動車道「長崎～長崎多良見間4車線化」の早期着手を図ること



○事故時の通行規制による市内交通への影響

ランタフェスティバル期間中のH22.2.20（土）15:30頃事故発生。出島道路も含め3時間20分間全面交通止め

【諫早方面（喜々津橋）からの所要時間】
※通常日(2/6)18時頃 → 事故日(2/20)18時頃



市内各地で渋滞が発生し、市民生活への影響大。さらに観光客のアクセスにも影響。

○無料化社会実験の影響

無料化社会実験前後の4車線化区間の日交通量の変化

(長崎多良見IC～長崎芒塚IC間)



【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。――――――

- ・ 九州横断自動車道の長崎～長崎多良見間は、長崎観光の主要なアクセス道路であり、交流人口の拡大に重要な役割を果たしています。
当該区間は平成16年3月に暫定2車線で供用しましたが、トンネル内も含め対面通行が強いられるとともに、規制速度は70kmに制限されて、安全性・高速性に課題を残しています。
- ・ こうしたことから、平成21年4月に国幹会議で4車線化が認められ、5月には補正予算として成立したにもかかわらず、政権交代後まもない10月には執行停止、平成22年4月には着手見合せとなりました。国では、繁忙期の渋滞がないことなどから、長崎バイパスの無料化などの社会実験による交通状況の変化等を踏まえて、改めて確認することとされています。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。――――――

- ・ 上記のように安全性・高速性に課題を残すとともに、暫定2車線区間でひとたび事故等が発生すると、長時間全面通行止めとなるほか、市内の道路交通も含めて大渋滞となります。
長崎を代表するお祭りの一つであるランタンフェスティバルの開催期間中には、2年連続で事故による交通規制が行われたため、市内各地で渋滞が発生し、市民生活や観光客のアクセスに多大な影響を及ぼしました。
- ・ また、平成23年2月に長崎南環状線が開通し、長崎港臨海部からの物流などによる交通需要が高まっており、当区間の安全性・高速性の向上がさらに求められています。
- ・ さらに、本県が最重要課題としてハウステンボスと共同で取り組んでいる「上海航路（長崎港～上海）」が11月に就航予定であり、アジアから多くの誘客が見込まれるため、長崎港から県内外の主要都市への高速性・定時性の確保が非常に重要となります。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。――――――

- ・ 長崎バイパスの無料化社会実験においても交通状況に変化は見られず、4車線化の早期事業化を望みます。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。――――――

- ・ 対面交通の解消による安全性・高速性の向上、交通の隘路解消、事故による交通不能リスクの低減などを図り、観光の振興や物流の効率化を支援します。また、併せて災害時の緊急輸送機能を強化します。

34 雲仙復興事務所の直轄砂防事業による雲仙普賢岳の溶岩ドーム対策と九州大学地震火山観測研究センターの充実強化について

【文部科学省、国土交通省】

【提案・要望の具体的な内容】

- 1 雲仙復興事務所の直轄砂防事業による山頂溶岩ドームの監視・観測体制並びに溶岩ドーム崩落に対する即応体制の継続と予防対策を実施すること
- 2 島原市に設置されている国立大学法人九州大学大学院理学研究院附属地震火山観測研究センターの存続と雲仙復興事務所との連携による火山活動等の監視・観測・研究体制の充実強化を図ること



【1 雲仙復興事務所の直轄砂防事業による雲仙普賢岳の溶岩ドーム対策について】

○雲仙復興事務所の直轄砂防事業による山頂溶岩ドームの観測・監視体制とは

平成5年度から着手された雲仙普賢岳直轄火山砂防事業は、概ね9割が完成し土石流に対する安全性は格段に向上しています。一方で、普賢岳山頂部には今なお約1億立方メートルの溶岩ドームが不安定な状態で存在しており、地震時に崩落の危険性が指摘されていますが、現行砂防計画において溶岩ドームの対応については対象外となっています。

現在溶岩ドームの監視・観測は直轄砂防工事現場の安全確保の観点から、直轄により行なわれていますが、これらについては全国的にも事例が無く、これまでも隨時観測方法や機器の改良等を検討しながら行なわれてきました。今後も監視・観測を続けていく過程においては常に試行錯誤しながら最良の観測手法を確立していくことが必要です。

そのためには、これまでの実績で得られたノウハウや全国の火山砂防対策についての豊富な知識と、高度な技術力を持つ国の方で引き続き対応して頂くことを望みます。

○溶岩ドーム崩落に対する即応体制の継続と予防対策の実施とは

被災時の即応体制の一つとして当地区で培われた無人化施工技術は、全国の噴火災害箇所等で有効に活用されるべきものであり、今後も技術向上のため当地区を実践の場としてそのノウハウを蓄積・継承していくことが必要だと考えます。崩壊予防対策としては噴出物の撤去や風化防止対策等が考えられますがそれらを実施する際にも当技術は大変重要であると考えます。

また、平成23年3月に「雲仙普賢岳溶岩ドーム崩落に関する危険度評価検討委員会」が直轄により立ち上げられ、溶岩ドームの詳細な崩壊シミュレーション等が実施されることとなりました。このことは今後流域市が取り組むハザードマップの作成など災害に強いまちづくりの推進に大きく寄与するものです。

県としましては、この委員会の検討結果を踏まえて引き続き、溶岩ドームの崩落対策の検討を実施する必要があると考えており、そのためには非常に高度で専門的な技術力を持つ直轄事業での対応を望みます。

【2 九州大学地震火山観測研究センターの充実強化について】

○国立大学法人九州大学大学院理学研究院附属地震火山観測研究センターの存続とは

昭和37年以来、九州大学により雲仙火山に関する観測・研究が島原市内で継続的に行われておりますが、全国的に火山監視・観測体制は、縮小傾向にあると言われており、地震火山観測研究センターの施設におきましても、老朽化しています。

平成2年に約200年ぶりに再開した雲仙・普賢岳の噴火活動は、火砕流や土石流などにより甚大な被害をもたらしましたが、当センターからの観測結果等が県や市町などに的確に提供されたことにより、災害の軽減が図られるなど、重要な役割を果たしたところです。

また、当センターは、地質学、火山学等の中核研究機関としての指導、助言などにおいても重要な役割を担っており、平成21年8月、日本初の「世界ジオパーク」に認定された「島原半島ジオパーク」の維持・発展と4年毎の再審査による継続認定に必要不可欠な機関であり、平成22年12月に策定された基本計画でも、その役割が明記されています。

センターの存在は本県にとって重要であり、今後も引き続き存続されることを望みます。

○雲仙復興事務所との連携による火山活動等の監視・観測・研究体制の充実強化とは

九州大学地震火山観測研究センターは、溶岩ドームの崩落や地震災害などに対し、住民の生命及び財産の保護と生活の安定を図り、災害に強いまちづくりを推進するうえで、大変重要な役割を担っております。

今なお普賢岳山頂部には溶岩ドームが不安定なまま存在し、地震時の崩落の危険性が指摘されている中、今後も引き続き、当センターと雲仙復興事務所との連携により、時々刻々変化する火山活動を監視・観測・研究していく体制が、必要不可欠であると考えます。

また、当センターにより、「島原半島ジオパーク」の推進が図れるとともに、島原半島における観光の振興をはじめ、環境の保全・活用、文化の伝承、火山教育の普及活動により、地域住民が誇りを持ち地域経済の活性化にも寄与するものと考えます。

センターの機能につきまして、一層の充実強化を望みます。

一 般 項 目

35 市町村への教職員人事権の移譲について

【文部科学省】

【提案・要望の具体的な内容】

離島やへき地が多い本県では、全県的な教職員の採用及び広域的な人事異動により教育の機会均等と教育水準の維持向上を図っているため、現行制度を堅持されること

○長崎県においては、昭和52年より広域交流人事を行っており、これにより本土部と離島部の教育格差は、以下の①～③のとおりほとんど見られません。

- ① 平成22年度県基礎学力調査（中学校英語）において、本土部と離島部の正答率の結果は、以下のとおりです。

県基礎学力調査（中学校英語）の平均点	
本土部	49.9点
離島部	48.5点

- ② 広域交流人事開始当時と最近の高校等進学率を本土部と離島部で比較すると、以下のとおりです。

	昭和52年度	平成22年度
本土部	約92%	約98.7%
離島部	約85%	約97.4%

- ③ 広域交流人事により、本土部と離島部の教諭の平均年齢を比較すると、以下のとおりです。

	小学校	中学校
本土部	44.1歳	42.7歳
離島部	46.6歳	41.5歳

H23.3.31現在の年齢

【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。――――――

- ・ 市町村への人事権移譲については、平成17年10月の「中央教育審議会答申」の中で、当面、中核市をはじめとする一定の自治体に人事権を移譲し、その状況を踏まえつつ、その他の市区町村への人事権移譲について検討することが適當とされて以来、これまで各方面で論議されていますが結論には至っていない状況です。
- ・ 離島地域や過疎地域が多い本県では、現行法下において昭和52年度から広域交流人事により、バランスのとれた人事異動を行い、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図ってきました。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。――――――

- ・ 中核市や特例市などの大規模市においては、都市指向から優秀な人材が確保できるが、離島やへき地においては、逆の現象が生じることが予想され、教育水準の地域間格差が発生します。
- ・ 児童生徒の減少により、教職員の定数が減り、とりわけ大規模市以外の市町村では、採用者数の減少や管理職の登用機会の減少を引き起こし、年齢や教科などバランスのとれた人材配置や人材確保が困難となるなど人事異動の硬直化を招き、学校運営に支障をきたします。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。――――――

- ・ 平成20年4月に改正された、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」において、同一市町村内の教職員の異動については、市町村教育委員会の意向が強く反映されるようになっています。
よって、制度の改正はこれにとどめ、現行の県費負担教職員制度を堅持されるよう望みます。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。――――――

- ・ 現行のとおり、県教育委員会が教職員人事権を有し、県下全域で広域的な交流人事を推進することで教育水準の維持・向上と教育の機会均等性が図れます。
現行制度が堅持されることとは、本県が目指す人材育成にとって大きな後ろ盾となるものです。

36 義務教育に係る確実な財源保障について

【文部科学省】

【提案・要望の具体的な内容】

義務教育への財源措置については、教育水準に地域間格差が生じないよう、義務教育費国庫負担金とともに、地方交付税による調整機能も含め、国において確実に必要な財源が確保されること

○義務教育費国庫負担金決算額の推移（非常勤講師報酬分を含む）

（単位：百万円）

区分	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22当初	H23当初
義務教育費	34,716	28,993	24,035	24,033	23,894	23,307	23,086	22,546
公立養護学校費	1,612	1,273						
計	36,328	30,266	24,035	24,033	23,894	23,307	23,086	22,546



△60億円 △62億円



全国で8,500億円の減額
方針が示され、そのうち
4,250億円をH17で減額

国庫負担割合
 $1/2 \rightarrow 1/3$

【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。――――――

- ・ 離島や過疎地域のへき地学校が、県全体の3分の1を占める本県においては、義務教育費国庫負担制度により、離島等に住んでいても、国が保障する一定の教育水準が保たれています。

国においては、政府の行政刷新会議による事業仕分け結果を踏まえて、国と地方の役割分担の抜本的見直しを行うこととされておりますが、見直しにあたっては「教育の機会均等・教育水準の維持向上」が確保できるよう、引き続き国による確実な財源保障が行われる必要があります。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。――――――

- ・ いわゆる「三位一体の改革」により、平成18年度から国庫負担の割合が従来の2分の1から3分の1へ引き下げられています。
- ・ 国による国庫負担金とともに地方交付税の財源調整機能も含めた確実な財源措置が行われなければ、都道府県の財政力格差により、教育水準にも格差が生じることとなります。
- ・ 平成21年11月の政府の行政刷新会議による事業仕分けでは、国と地方の役割分担（責任と負担のあり方）についての抜本的な見直しが必要であるという評価がなされました。
- ・ 35人以下学級の推進による教職員定数の改善にあたっては、国において確実に財源措置がなされることが必要です。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。――――――

- ・ 離島やへき地学校を多く有する本県においては、現在国庫負担金及び地方交付税により、約97%の財源が確保されており、国が保障する一定の教育水準が保たれています。
教育水準に地域間格差が生じないよう、義務教育費国庫負担率を2分の1に復元することを含め、地方交付税による調整機能とともに、引き続き国において確実な財源保障がなされることを望みます。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。――――――

- ・ 県内どこに住んでいても、憲法上の要請に基づく「教育の機会均等・教育水準の維持向上」が確保されます。

37 特別支援教育の充実に必要な財源の措置について

【総務省、文部科学省】

【提案・要望の具体的な内容】

特別支援教育の充実を図るため、学校教育法等に「特別支援教育支援員」及び「看護師」を明確に位置付け、必要な財源措置を行うこと

- 1 幼稚園、小学校、中学校、高等学校等における、発達障害を含む様々な障害のある児童生徒に対する学校生活上の介助や学習活動上の支援などを行う「特別支援教育支援員」の配置
- 2 特別支援学校における、障害の重度・重複化により医療的ケアが必要な児童生徒の安全・安心な学校生活の確保のための「看護師」の配置

○特別支援教育支援員配置状況

【市町立幼稚園、小・中学校】

区分	配置校（園）数				配 置 人 数			
	幼稚園	小学校	中学校	計	幼稚園	小学校	中学校	計
H21	12	235	73	320	16	267	75	358
H22	17	255	87	359	25	295	96	416
H23	15	267	94	376	31	305	106	442

○特別支援学校における医療的ケアを必要とする児童生徒の状況

区 分	H19	H20	H21	H22	H23
医療的ケアが必要な児童生徒数	66	76	70	97	89
全児童生徒数	1,256	1,294	1,277	1,307	1,359
全体に占める割合	5.3%	5.9%	5.5%	7.4%	6.5%

○特別支援学校における看護師の配置状況

区 分	H19	H20	H21	H22	H23
看護師配置人数	8	8	8	9	9
医療的ケアを受けている児童生徒数	49	63	67	80	73

※長崎県では、医療的ケアの必要な児童生徒の安全・安心な学校生活を確保するため、平成16年度から「障害のある子どもの医療サポート事業（県単独予算）」を実施し、県立特別支援学校に看護師を配置している。

【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。――――――

- ・ 平成18年6月に学校教育法が改正され、特別支援学校はもとより、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等すべての学校において、教育上特別の支援を必要とする児童生徒に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するため、「特別支援教育」を行うことが明記されました。
- ・ 近年、長崎県においても、特別支援学校、特別支援学級及び通級指導教室に在籍する児童生徒数が年々増加しており、「特別支援教育」に対する保護者の期待は大きいものがあります。
- ・ 一人ひとりのニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う「特別支援教育」の理念を実現するため、必要な職員の配置を促進する必要があります。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。――――――

○特別支援教育支援員

- ・ 近年、発達障害を含む教育上特別な支援を必要とする児童生徒が、幼稚園、小・中学校等の通常学級にも多く在籍しています。
- ・ 国において、障害のある児童生徒の日常的な介助や学習支援等を行う「特別支援教育支援員」を配置するため地方財政措置が行われていますが、市町の厳しい財政状況等から、児童生徒のニーズに応じた十分な配置が進んでいるとは言い難い状況です。

○看護師

- ・ 近年、障害の重度・重複化により、医療的ケアが必要な児童生徒が県立特別支援学校に多く在籍しています。
- (注) 医療的ケアとは、たんの吸引や経管栄養、導尿など、日常的、応急的な医療的行為のことです。本来であれば、医療的行為については、医師法等の規定により、医師又は医師の指示を受けた看護師しか行うことはできない。ただし、医療的ケアが必要な子どもの保護者は、その行為が許容されている。
- ・ 長崎県においては、医療的ケアが必要な児童生徒が多い県立特別支援学校5校に9名の看護師を配置していますが、それ以外の学校にも医療的ケアが必要な児童生徒が在籍しており、安全・安心な学校生活の確保や保護者の負担軽減のための対策が求められています。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。――――――

- ・ 特別支援教育の充実のため、重要な役割を持つ「特別支援教育支援員」や「看護師」が定数措置でくるよう学校教育法等で明確に位置付けられ、国の責任において必要な財源が措置されることを望みます。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。――――――

- ・ 「特別支援教育支援員」や「看護師」が学校教育法等で明確に位置付けられ、必要な財源措置が行われることによって、離島やへき地の学校においても配置が促進され、県内どこに住んでいても、同じような特別支援教育が受けられるようになります。

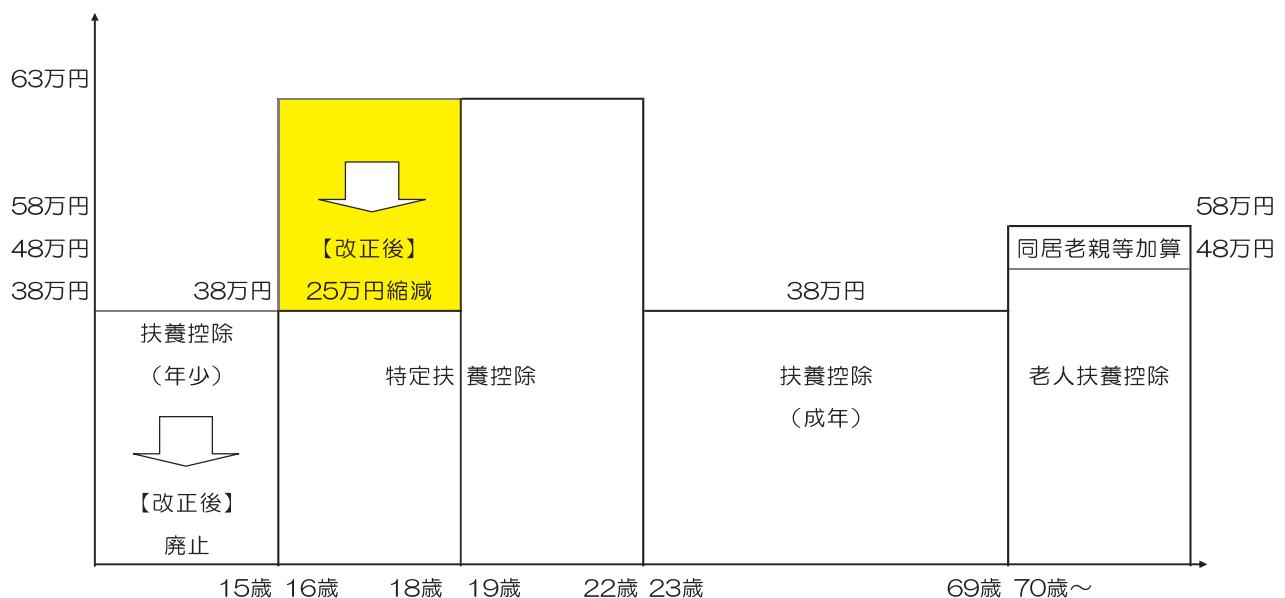
38 特定扶養控除制度縮減による経済的負担増加の是正について

【総務省、文部科学省】

【提案・要望の具体的な内容】

公立高校の授業料無償化に伴い、平成23年1月から、16歳から18歳までの特定扶養親族に対する「扶養控除の上乗せ分」が廃止されたことにより、税負担が増える世帯が生じることから制度の見直しを講じること

■特定扶養控除の見直し



【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。――――――

- ・ 公立高校の授業料無償化における県立高校の取組については、平成22年3月議会において、授業料の徴収を規定している「県立高等学校等条例（昭和39年長崎県条例第48号）」を改正し、県立高校の授業料を徴収しないこととしています。
- ・ 公立高校の授業料無償化に伴い、平成23年1月から、16歳から18歳までの特定扶養親族に対する「扶養控除の上乗せ分」が廃止されたことにより、税負担が増える世帯があります。

○県立高校授業料年額

- ・ 全日制 118,800円
- ・ 定時制 32,400円

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。――――――

- ・ 16歳から18歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分（25万円）が廃止
→公立の全日制高等学校に通う生徒の家庭については、授業料無償化の効果が増税分を上回ります。
しかし、授業料が低廉な定時制・通信制及び授業料の負担がない特別支援学校高等部の生徒を持つ世帯については、授業料無償化の効果よりも増税分が上回るため、その是正が必要となります。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。――――――

- ・ 公立高校の授業料無償化は、本来、家庭の教育費負担を軽減するための制度であるので、この制度の財源確保のために、特定扶養控除制度が縮減され、家庭の教育費負担がこれまで以上に増加しないよう、制度の一部見直しを望みます。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。――――――

- ・ 税控除の制度見直しにより、授業料が低廉な定時制・通信制及び授業料の負担がない特別支援学校高等部の生徒を持つ世帯については、増税が生じるという不均衡が解消されます。

39 私学助成の充実強化について

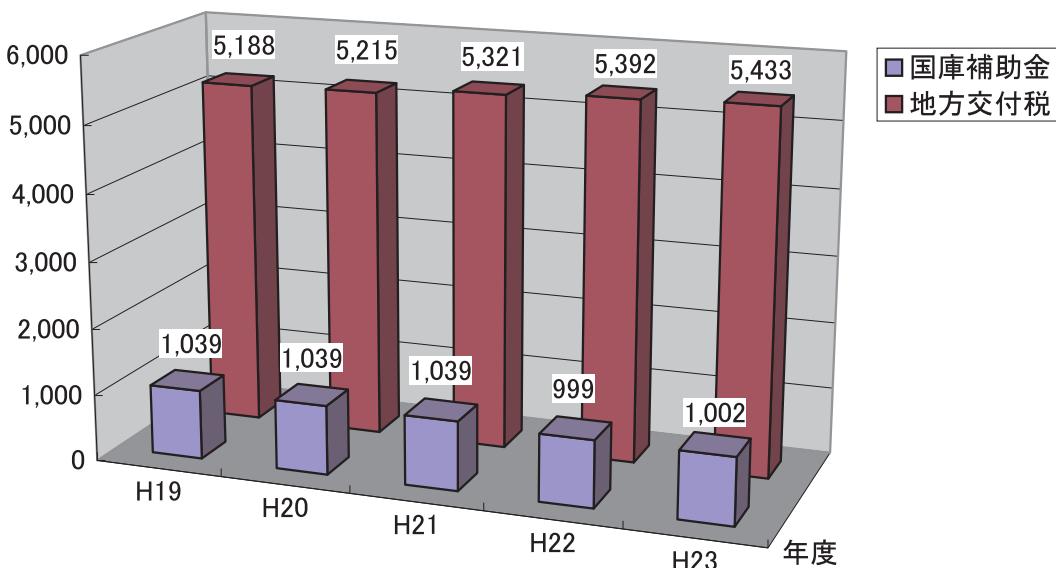
【総務省、文部科学省】

【提案・要望の具体的な内容】

- 1 私立小中高等学校及び私立幼稚園の健全な経営と公私間格差の是正、保護者負担の軽減を促進するため、さらなる財政支援を図ること
 - (1) 「私立高等学校等経常費助成費補助金」の拡充を図ること
 - (2) 私学振興のため、地方交付税措置の充実を図ること
 - (3) 経営基盤が脆弱で歴史のある小規模な私立高校に対し、地域の実情に応じた補助金の特別加算措置を設けること
- 2 高等学校における保護者負担の公私間格差を是正するため、高等学校等就学支援金制度の大幅な拡充を図ること

単位:億円

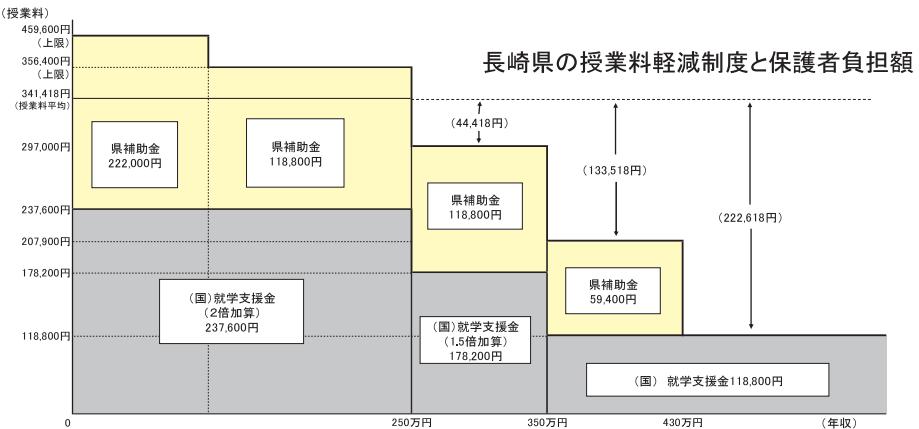
私立高等学校等の経常費助成に係る財源総額の推移



国の生徒一人当たり補助単価の推移

(単位:円)

区分	H19	H20	H21	H22	H23	
高校	国庫補助金	51,960	52,325	52,743	52,743	52,905
	地方交付税	241,600	242,800	248,200	253,400	255,900
	計	293,560	295,125	300,943	306,143	308,805
中学校	国庫補助金	45,546	45,726	45,772	45,772	46,087
	地方交付税	240,900	242,300	247,900	253,100	255,400
	計	286,446	288,026	293,672	298,872	301,487
小学校	国庫補助金	43,898	44,072	44,116	44,116	44,487
	地方交付税	240,900	242,300	247,900	253,100	255,400
	計	284,798	286,372	292,016	297,216	299,887
幼稚園	国庫補助金	22,252	22,408	22,587	22,587	22,619
	地方交付税	138,400	140,200	144,400	146,800	148,600
	計	160,652	162,608	166,987	169,387	171,219



【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

- 私立学校は、公立学校とともに国民の教育を受ける権利を保障し、教育の機会均等を実現するうえで大きな役割を果たしています。特に本県の場合は高校生の3割、幼稚園児の8割が私学に通学・通園しております、建学の精神に基づいた特色ある教育を通じて、本県教育の振興に大きな役割を担っています。
- しかし、少子化の進行や長引く景気の低迷など、私学を取り巻く環境は厳しい状況にあり、私学の経営基盤は深刻な危機に直面しています。
- また、平成22年4月より施行された公立高等学校に係る授業料の不徴収に伴い、私立高等学校等については高等学校等就学支援金が措置されました。公私間の保護者負担格差が依然として残っており、授業料の格差は無限大に拡がっています。私立学校の教育条件の維持向上のためには、私学助成全体の底上げを図る必要があります。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

◆私立高等学校等経常費助成費補助金の交付方法

- 国から交付される国庫補助金は、各都道府県の生徒一人当たり補助単価に定員内実員を乗じた額に、圧縮率（国庫補助総額に対する各都道府県の補助総額の割合）を乗じた額とされています。圧縮率は全国の補助総額に左右されるため、県単独予算で一人当たり補助単価を引き上げても、直ちに国庫補助金の増額交付につながるとは限りません。
- 私立学校への経常費補助金を底上げするには、国庫補助総額の増額が必要です。

◆地域の実情に応じた助成の加算措置について

- 長崎県の私立小・中・高等学校は、半数以上が戦後間もない昭和20年代に設立されており、歴史的に古い学校が多いという特徴があります。他方で、学校施設の老朽化が著しく進んだものが多く、維持修繕に多額の経費を必要としています。
- 長崎県の私立高校は、生徒数500人以下が全体の36%を占めており、100人未満の小規模校が3校と九州で最も多くなっています。本県は地理的に半島地域が多く、また公共交通機関が整っていない地区が多いため、経営が厳しい中で独自にスクールバスを運行するなど、都市部に比べ生徒確保に苦慮している状況にあります。
- 小規模校は、学校収入に対する運営経費の比率が高くなるため、財政基盤も脆弱ですが、公教育の重要な役割を担っております、教育環境を維持するための十分な支援が必要です。しかし、小規模校の割合が高い本県では、県独自に助成を拡充することは財政的に困難です。

◆高等学校等就学支援金制度の大幅な拡充について

- 長崎県の私立高等学校の授業料平均額は、平成22年度平均で341,418円です。県では高等学校等就学支援金に県の授業料軽減補助金を上乗せし、年収430万円未満程度の世帯まで助成対象としていますが、それ以外の世帯は平均222,618円の保護者負担が残ることから、保護者負担の公私格差を是正するには、国の支援金制度の大幅な拡充が必要です。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

- 私立高等学校等経常費助成費等補助金の増額を望みます。
- 私立高等学校等の経常費助成に係る地方交付税の交付単価の増額を望みます。
- 歴史的に古い学校や小規模な私立高校が多いという本県の特殊事情に配慮し、これらの私立学校への支援を拡充できるよう、国庫補助金の特別加算配分を行うなど、助成制度の拡充を望みます。
- 高等学校等就学支援金制度の大幅な拡充を望みます。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

- 私学助成費を増額させることで私立学校の経営状況を改善し、学校の規模にかかわらず、教育環境の向上をはじめ教員の資質や数を充実することができます。
- 私立学校の財政基盤を強固にすることで、耐震化などへの学校施設・設備整備を促進することができます。
- 授業料値上げが抑制され、保護者の経済的負担軽減につながることができます。
- 家庭の状況にかかわらず、意志ある高校生等が安心して進路選択することができます。

40 子ども・子育て支援対策の充実について

【内閣府、文部科学省、厚生労働省】

【提案・要望の具体的な内容】

- 1 子ども・子育てを社会全体で支援する「子ども・子育て新システム」の実施にあたっては、子どもにとって望ましい幼児教育・保育のあり方を踏まえ、現金給付とサービス給付に係る国と地方の役割分担及び経費負担のあり方等を十分に国と地方で協議した上で実施するとともに、その実現のために、国及び地方における十分な財政措置を講じること
- 2 地域の実情に応じた子育て支援を推進できるよう、
 - (1) 安心こども基金事業については、地域の実情に応じた多様な子育て支援等に対応できるよう、地方自治体の裁量を広く認めるとともに、基金事業期間を延長し、必要な財政措置を講じること
 - (2) 認定こども園については、認可外の事業分野についても、必要な財政措置を講じること
 - (3) 放課後児童クラブについては、質の高い環境づくりとあわせ、離島・過疎地域においてニーズが高い小規模クラブの確保のため、財政措置を拡充すること
 - (4) 保育所については、児童人口減少地域での幼児教育・保育を確保するため、定員20名未満の小規模保育所も認可保育所として新たな財政措置を講じること
 - (5) 地域子育て支援拠点については、人口が減少している地域にも効率的に設置できるよう子育て中の親子だけでなく、障害のある人や高齢者もともに活用できるような制度を創設すること
- 3 妊婦健康診査14回の公費負担について、平成24年度以降の財源確保とその方針を早期に決定すること
- 4 乳幼児に係る医療保険制度における就学前までの一部負担金を無料にすること。また、これが実現するまでの間、地方単独乳幼児医療費助成を現物給付する場合の国民健康保険における国庫支出金の減額措置を廃止すること

安心こども基金の概要

事業期間：23年度まで

単位：百万円

	基 金 配分額	平成21年度決算		H22年度決算		H23当初		基金執行残 (当初後)
		こども 基金		こども 基金		こども 基金		
保育サービス等の充実	2,383	429	426	660	658	949	928	320
		22	21	30	30			
地域子育て創生事業	1,197	77	77	582	582	261	261	277
社会的養護の充実	375	99	50	121	67	132	117	141
母子家庭等対策(～H26)	599	30	27	79	74	299	289	209
事務費含む計	4,559	659	602	1,474	1,413	1,643	1,596	948

○認定こども園 H23.4.1認定数40か所

○基金事業による保育所施設整備 H22年度 15ヵ所 (繰越1件含む)

放課後児童クラブ

年度	17	18	19	20	21	22
国庫補助*1	123	130	149	155	166	183
県単独*2	2	8	5	9	9	5

* 1 長崎市除く

* 2 H18年度から、児童数5～9人のクラブも対象

地域子育て支援拠点

平成22年度	実施か所*
ひろば型	42か所
センター型	37か所
小規模型	3か所
児童館型	2か所
計	84か所

*長崎市を除く

乳幼児医療費助成

近隣県の状況 (H22.4.1現在)

県名	給付対象		自己負担額	所得制限		
	入院	通院		有	無	内容
福岡県	就学前まで		(3歳未満)無料 (3歳以上)通院600円／月 入院500円／日(月7日上限)	3歳以上 ●		児童手当の所得制限と同じ
佐賀県	就学前 まで	3歳 未満児	1レセプト300円(3歳未満) 自己負担1/2(3歳以上)		●	
熊本県	4歳未満児		1月3,000円 (市町村民税非課税世帯入院2,040円・通院1,020円)	●		児童手当の所得制限と同じ
長崎県	就学前まで		800円／日、1,600円／月(上限)		●	

【1 「子ども・子育て新システム」の実施について】

○地方公共団体と十分な協議を行い実施するとは

子ども・子育て新システムの実施にあたっては、国と地方の役割分担、財源の負担割合等について、実施主体である地方と十分な協議を行いその意見を反映することを望みます。

○「子ども・子育て新システム」を実現するための財政措置とは

「子ども・子育て新システム」においては、実施主体は市町村(基礎自治体)とし、社会全体(国、地方、事業主、個人)での費用負担による財源の一本化と、市町村に対する包括的な交付の仕組みが導入されることとなっています。

【2 地域の実情に応じた子育て支援の推進について】

◆安心こども基金事業について

○実情に応じた多様な子育て支援等に対応とは

厳しい地方財政のなか、市町が、単年度ではなく複数年度の財源を見通し、保育所整備や保育サービスなど地域の実情に応じた多様な子育て支援等を計画的に実施できるような仕組みとなることを望みます。

○地方自治体の裁量を広く認めるとは

地域子育て創生事業においては、既存事業について自治体の負担を軽減するための事業は対象外となっています。地方自治体が地域の実情に応じた多様な子育て支援等に対応できるよう、地方自治体の裁量を広く認めることを望みます。

○基金事業期間を延長し、必要な財政措置とは

保育所の整備や認定こども園の設置推進のために継続的な財政支援が必要です。十分な事業効果が得られぬことのないよう、「子ども・子育て新システム」による財政支援が確立するまでの間、基金事業期間を延長し、必要な財政措置を望みます。

◆認定こども園について

○認可外の事業分野とは

認定こども園のうち、認可幼稚園が備える保育所的な機能、認可保育所が備える幼稚園的な機能、幼稚園と保育所のいずれの認可もない教育・保育施設が備える保育所的又は幼稚園的な機能については、通常の認可を受けていない事業分野であり、安心こども基金による事業以外は支援制度がありません。認定こども園については、認可外の機能部分にかかる事業分野を含めて支援の対象とすることを望みます。

○恒久的な財政措置とは

安心こども基金事業の認定こども園事業費は、認可幼稚園が備える保育所的な機能、認可保育所が備える幼稚園的な機能にかかる事業を対象とする助成事業ですが、平成23年度が事業実施期限です。認定こども園の機能部分にかかる事業に対する恒久的な財源措置を望みます。

◆放課後児童クラブについて

○質の高い環境づくりとは

適正な規模（概ね40人程度まで）、生活の場としての機能や衛生・安全面が確保されるのに十分な施設・設備の確保などが全体的に不十分な状況にあり、子どもたちにとって質の高い環境を作ることが必要です。

○離島・過疎地域においてニーズが高い小規模クラブとは

本県に多い離島・過疎地域では、少子高齢化の傾向が著しく、このような地域では、少人数を受け入れる放課後児童クラブのニーズが高く、その確保を図る必要があります。

○財政措置の拡充とは

質の高い環境づくりを推進するためには、財政面の更なる充実が必要であり、補助額の増額及び国庫補助率の嵩上げを望みます。

また、10人未満の小規模クラブに係る運営費についても国庫補助の対象とし、財政措置を講じていただくことを望みます。

◆保育所について

○定員20名未満の小規模保育所に対する財政措置とは

定員20人未満の保育所は認可保育所としての公的支援の対象外であるが、児童人口減少地域における保育機能の維持・確保の観点から、20人未満の小規模保育所の運営費についても国庫補助の対象とし、財政措置を講じていただくことを望みます。

◆地域子育て支援拠点について

○人口が減少している地域への効率的な設置ができるような、障害のある人や高齢者とともに活用できるような制度の創設とは

地域子育て支援拠点事業においては、例えば専門的な支援を行い、地域の支援活動の拠点となる「センター型」という地域子育て支援拠点は、基本的な事業の実施、従事者の複数配置、週5日・1日5時間以上開設など一定の要件を充足しなければ、国からの交付金が支給されません。

本県に多い離島・過疎地域等の人口減少地域では、このような要件を充足する必要はない小規模なもので地域のニーズに十分対応できる場合があり、きめ細かな子育て支援のためには、このような小規模な拠点設置を促進していく必要がありますが、国においては、小規模拠点への助成は将来的に行わない方針を取られています。

子育て支援拠点を人口減少地域に設置促進していくためには、子育て支援とともに障害者や高齢者への支援の機能も備えた複合的な施設の設置が財政的にも効率的です。

このため、国において、このような施設の設置、運営費に係る助成制度を創設されるよう提案いたします。

【3 妊婦健康診査14回の公費負担について】

○妊婦健康診査の14回の公費負担とは

妊婦健康診査の公費負担を5回から14回に増やすため、国はこれに要する経費を市町への交付税と、平成20年度に第二次補正予算で創設した妊婦健康診査臨時特例交付金を県に交付することで措置しました。当初は平成22年度までの時限措置とされていましたが、平成22年度補正予算により同交付金の追加交付が行われ、実施期限が平成23年度まで延長されています。

○平成24年度以降の財源確保とその方針の早期決定とは

平成24年度以降も妊婦健診14回の公費負担を継続するためには、市町への財源措置の継続が必要となります。また、妊婦健診は、妊娠届を行った際に14回の受診票を交付する方法で行われております。今後、受診票の交付を受ける妊婦は、健診の受診時期が年度を超ってしまうことから、何らかの対応が必要となります。このため、事業を円滑に継続して実施するためには、財源確保とその方針を早期に示していただくことが望まれます。

【4 乳幼児に係る健康保険制度について】

○就学前までの一部負担金を無料にすることとは

0歳から小学校就学前の乳幼児の医療費については、健康保険の一部負担金が2割とされています。乳幼児の健康保持と子育て家庭の経済的負担の軽減を図るために、各都道府県では、この一部負担金を対象に助成を行っています。しかしながら、財政力などに差があることから助成の内容が各団体によって異なっています。本来医療については、全国どこに住んでいても、同じ条件で医療が受けられるよう、健康保険の一部負担金を無料にすることを望みます。

○地方単独乳幼児医療費助成を現物給付する場合とは

乳幼児医療費の助成を保護者に支給するのではなく、健康保険の給付と同様に医療機関に直接支払う方法をいいます。

○国民健康保険における国庫支出金の減額措置の廃止とは

国民健康保険では、医療機関の窓口での支払い額が乳幼児医療費助成の現物給付導入により減額される場合には、医療機関への受診が増加（国保の負担額が増加）するとの考え方から、国庫支出金が減額されるため、この減額措置の廃止を望みます。

41 町村福祉事務所の設置促進について

【総務省、厚生労働省】

【提案・要望の具体的な内容】

生活保護を含むすべての福祉サービスが、住民のより身近な市町村で実施されることは、地域の実情に則したきめ細かな対応を可能とし、住民にとっても、利便性の面から大きなメリットとなる。このため、町村が新たに福祉事務所を設置運営していく場合、市と同様、普通交付税による財政措置を講じること

○本県における市町村合併に伴う、町村数等の減少（平成23年4月現在）

時 期	町 村 数	県事務所数	町村の生活保護世帯数
平成16年2月	71町村	8所2支所	4,092
平成23年4月	8町	3所	1,046
比 較	△63町村	△5所2支所	△3,046

○町別の生活保護世帯数等（平成23年4月現在）

県福祉事務所名	所 在 地	管 轄 町	生活保護世帯数
西彼福祉事務所	長崎市	長与町	175
		時津町	211
東彼・北松福祉事務所	佐世保市	東彼杵町	56
		川棚町	86
		波佐見町	84
		佐々町	141
		小值賀町	26
上五島福祉事務所	新上五島町	新上五島町	267
計		8町	1,046

○全国における町村福祉事務所の設置状況（平成23年4月現在）

大阪府	奈良県	島根県	鳥取県	岡山県	広島県	鹿児島県	計
1町	1村	12町1村	2町1村	1町2村	8町	2町(長島、屋久島)	31町村

【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。――――――

- ・ 少子高齢化の急速な進展等に伴い、福祉サービスに対するニーズがますます多様化・高度化していく状況にあります。また、市には福祉事務所の設置義務がありますが、町村の場合は、任意となっていることから、本県においては、全ての町を県が設置する福祉事務所で所管しています。
- ・ こうした中、生活保護を含むすべての福祉サービスが、住民のより身近な市町村で実施されることは、地域の実情に則したきめ細かな対応が可能となり、住民にとっても、利便性の面から大きなメリットがあります。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。――――――

- ・ 福祉事務所の運営費は、市の場合は、普通交付税で措置されますが、町村の場合は、特別交付税で措置されることから、以下の課題があります。
 - (1) 特別交付税は、大規模災害や他の突発的な事情による特別の財政需要に対する措置であることから、普通交付税に比べて安定性に欠けていること。
 - (2) 普通交付税と比較して、特別交付税は交付時期が遅い（普通交付税は4～11月、特別交付税は12月）ため、資金繰りに悪影響を及ぼすこと。
 - (3) 特別交付税は、経常収支比率の算式上、分母（経常一般財源等）に参入されないため、経常収支比率を高める要因となること。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。――――――

- ・ 町村が新たに福祉事務所を設置運営していく場合、市と同様、普通交付税により財政措置されることを望みます。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。――――――

- ・ 各町との協議結果から、運営経費が特別交付税であることが課題として示されており、特別交付税ではなく普通交付税であれば、町村にとっては、財源措置がより明確となり、円滑な福祉事務所運営に資することになることから、町村福祉事務所の設置が推進されることが期待できます。
- ・ 町村福祉事務所の設置による効果としては、
 - (1) 福祉分野において、市と同等の権限を有することになります。
 - (2) 町民ニーズに対し、総合的に完結可能なサービス提供体制が整備できます。
 - (3) 迅速な事務処理や地域の実態に則したきめ細かな対応が可能となり、住民の利便性の向上につながります。
 - (4) 他の福祉部門等との連携により、住民の保健・医療・福祉に関するニーズの把握が容易となり、総合的なサービスを迅速に提供することが可能となります。

42 原子爆弾被爆者援護対策等の充実について

【厚生労働省】

【提案・要望の具体的な内容】

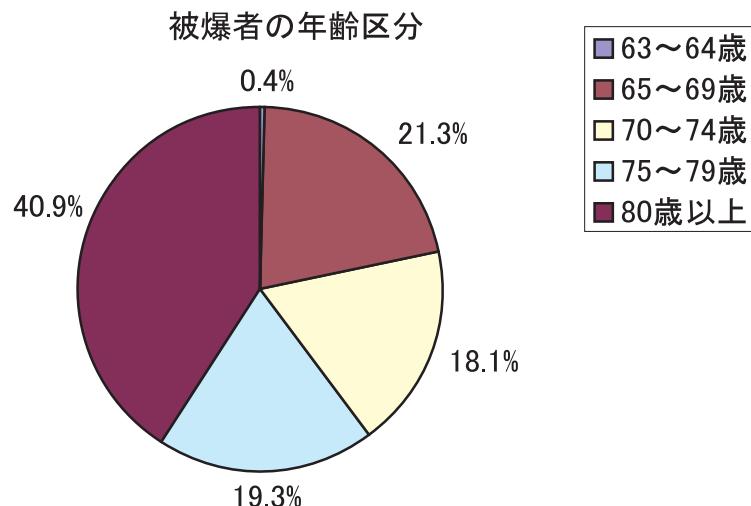
原子爆弾被爆者に対する援護対策等の一層の充実強化について、次のとおり要望

- 1 被爆者の高齢化に伴い要介護者が増加しているので、保健医療福祉事業を充実すること
 - (1) 原爆症認定制度については、被爆者援護法の趣旨等を踏まえ、被爆者の立場に立ち、早急にその在り方について検討を加え、必要な措置を講ずること
 - (2) 被爆者の高齢化に伴い健康診断の重要性が高まっているので、健康診断内容等の充実を図ること
 - (3) 援護対策における所得制限を撤廃すること及び介護保険等利用助成に係る助成対象サービスの拡大と地方負担の改善を図ること
 - (4) 原爆病院、原爆養護ホーム等の被爆者関係施設の施設・設備整備に当たっては、より一層の助成措置を講じること
 - (5) 原子爆弾小頭症患者の生活実態を十分に把握するとともに、被爆者相談事業の拡充など、実態に即した支援を講じること
 - (6) 被爆者医療及び介護保険における財政上の地方負担の改善措置を講ずること
- 2 在外被爆者援護については、居住国における実情に即した援護措置を講じること
- 3 原爆被爆による被災調査並びに被爆者とその子・孫に対する原爆放射線の身体的、遺伝的影響についての調査研究の促進を図ること
さらに、被爆影響に関する調査研究の結果及び被爆の実相について、国民への啓発活動を推進すること
- 4 長崎が行う放射線被曝（爆）者医療国際協力事業への助成措置を講じること
- 5 原爆死没者追悼平和祈念館の運営の充実並びに関係資料の収集に努めるなど、原爆死没者に対する弔慰事業を一層充実強化すること
- 6 被爆二世の健康診断の充実を図ること

被爆者の年齢区分

(平成23年3月31日現在 単位：人、%)

総 数	63～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳以上
57,451	248	12,228	10,401	11,074	23,500
100.00%	0.43%	21.28%	18.10%	19.28%	40.91%



【1 保健医療福祉事業について】

◆原爆症認定について

○被爆者援護法の趣旨とは

被爆者援護法の前文において、「国の責任において、原子爆弾の投下の結果として生じた放射能に起因する健康被害が他の戦争被害とは異なる特殊の被害であることにかんがみ、高齢化の進行している被爆者に対する保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護対策を講じ、」と特殊性が明記されています。

○被爆者の立場に立ち、その在り方について検討を加えるとは

原爆症認定制度については、「原爆症認定制度の在り方に関する検討会」において検討が行われているところですが、高齢化し病気に苦しむ被爆者の現状にかんがみ、被爆者救済の立場に立った制度となるよう、早急に措置を講じていただくよう望みます。また、より一層の速やかな審査が実施されるよう望みます。

◆健康診断について

○被爆者の高齢化に伴う健康診断の重要性とは

平成21年度末の被爆者の平均年齢は77.69歳と高齢になってきており、被爆の影響によりガンなどの疾病の発生率が高く、早期発見のための健康診断の重要性が増しています。

○健康診断内容等の充実とは

被爆者健康診断の一般検査項目について、血糖検査、脂質検査などを追加して高齢者の医療の確保に関する法律による特定健康診査と同様とするなど、他制度との整合性を図っていただくよう望みます。

◆援護対策について

○援護対策における所得制限の撤廃とは

訪問介護利用被爆者助成事業における所得制限の撤廃を要望します。

現在、所得制限により、利用制限が行われているため、制限に掛かった被爆者が訪問介護を利用する場合は、1割の自己負担が生じています。

○介護保険等利用助成に係る助成対象サービスと地方負担の改善とは

すべての介護保険サービスについて、利用料の自己負担に対する助成を望みます。また、介護保険等利用助成に係る国庫補助は、予算補助であり、補助率は国費5割です。残りは地方が負担しているので、全額国庫補助をしていただくよう望みます。

◆施設・設備整備について

○被爆者関係施設の施設・設備整備における、より一層の助成措置とは

原爆被爆者健康管理施設の施設整備に対する助成措置を講じていただくよう望みます。

◆原子爆弾小頭症について

○生活実態の十分な把握とは

原子爆弾小頭症患者は、原爆の放射線により、生を受けたときから重い障害に苦しみ続けています。さらに、高齢化や親の死亡により安心した生活を営むことが困難となってきています。

については、生活環境、経済環境、健康状況等についての調査を行うよう望みます。

○被爆者相談事業の拡充とは

定期的な訪問相談の実施や各種関係機関との密接な連携等、よりきめ細かな対応が可能となるよう被爆者相談事業の拡充を望みます。

○実態に即した支援とは

成年後見制度等の利用に係る支援制度や、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの利用に係る自己負担への助成制度の創設を望みます。

◆地方負担について

○被爆者医療及び介護保険における財政上の地方負担とは

被爆者が多数存在する市町においては、老人医療費の地方負担が他市町に比較して多額となっています。

また、介護保険においても、被爆者の要介護出現率及び支給限度額比率が高いことに伴い、他市町に比べて負担額が多額となっています。

○その改善措置とは

老人医療費の地方負担解消のために創設されている現行の補助制度（老人保健事業推進費等補助金）の継続、充実を望みます。

【2 在外被爆者援護について】

○居住国における実情に即した援護措置とは

世界各国の医療保険制度の相違により、国内の被爆者に比べて十分な医療が受けられていない実情があります。については、在外被爆者の健康診断や医療に要する費用の支給について、早急に必要な措置を講じていただくよう望みます。

【3 調査研究の推進について】

◆遺伝的影響について

○原爆被爆による被災調査とは

広島市、長崎市において実施している原爆被爆者動態調査は、被爆地として有意義な調査であり今後とも十分な助成を望みます。

○被爆者とその子・孫に対する原爆放射線の身体的、遺伝的影響についての調査研究の促進とは

財放射線影響研究所において、平成19年度以降中断していた被爆二世の健康影響調査が再開されました、今後とも同調査の更なる充実が図られるよう望みます。

◆啓発活動について

○被爆影響に関する調査研究の結果及び被爆の実相について、国民への啓発活動を推進することとは

被爆影響に関する調査研究の結果について平易な表現で正確に国民に公表し国民の理解を促すこと、並びに原爆写真展の開催等被爆の実相についての啓発事業に対する助成を望みます。

【4 長崎が行う放射線被曝（爆）者医療国際協力事業について】

○事業への助成措置とは

在外被爆者及び世界各地で発生している放射線被曝事故による被災者救済のため、長崎が有する被爆者治療の実績及び放射線被害に関する調査研究の成果をこれらのヒバクシャの医療に有効に生かしてもらえるよう、国外からの医師等の受け入れ研修及びヒバクシャ医療に関する専門図書等の発刊・寄贈などを実施し、ヒバクシャ医療を通じ長崎から世界への貢献と国際協力の推進に寄与しています。これまで長崎県・長崎市の負担金で事業を実施してきましたが、是非、国からの助成措置を望みます。

【5 用意事業について】

○原爆死没者追悼平和祈念館の運営の充実並びに関係資料の収集とは

国による原爆死没者の慰靈のための国立原爆死没者追悼平和祈念館の運営経費等が削減されているため、これ以上の削減を行わないよう要望します。また、原爆死没者の関係資料の収集に努めていただくよう望みます。

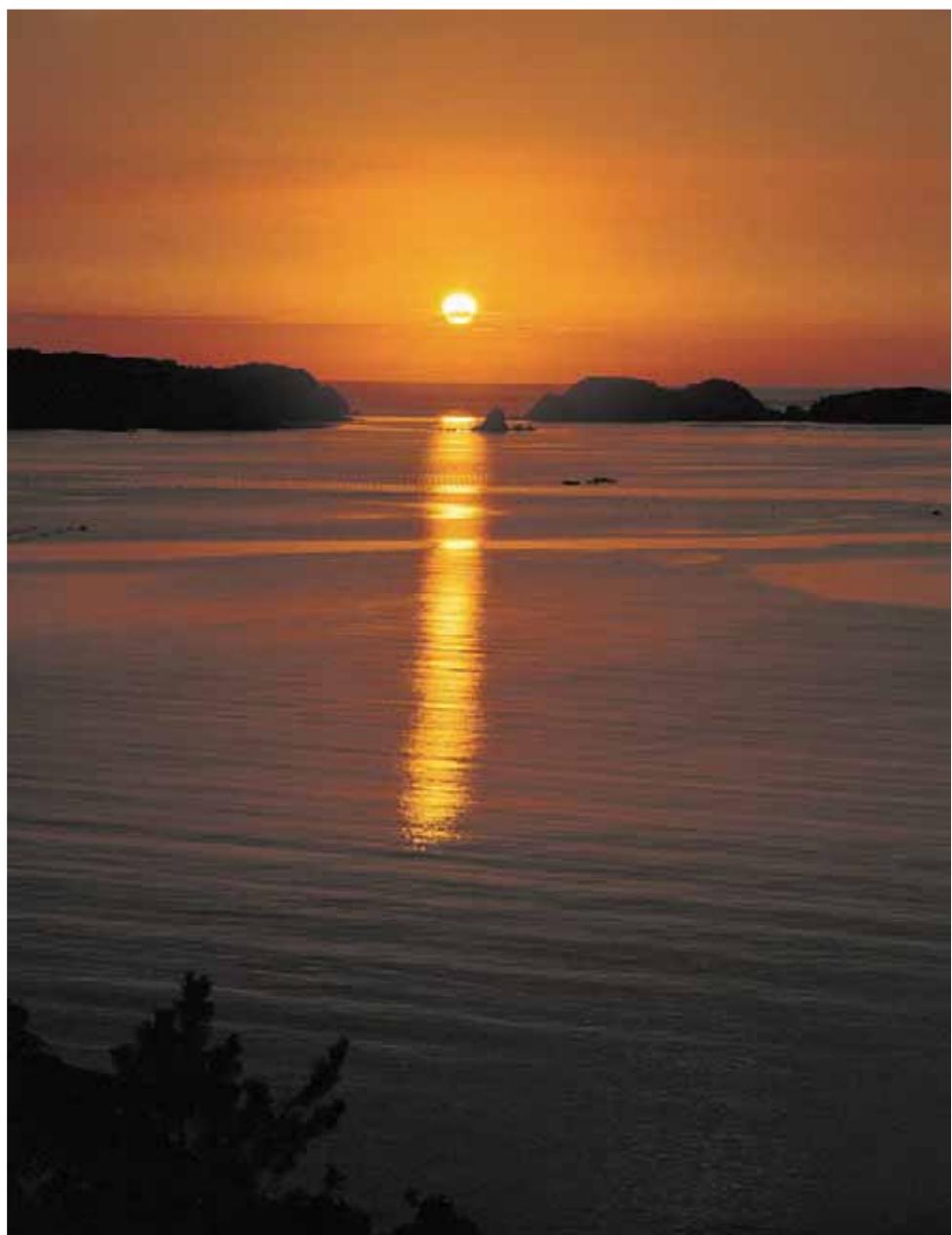
【6 被爆二世について】

○被爆二世の健康診断内容の充実とは

被爆二世については、がんに対する健康不安を抱く年齢になってきていることから、以下のことを望みます。

- ア 受診人員に対応できる予算措置
- イ 健康診断の内容等の充実
 - a がん検診（6項目）の追加
 - b 委託単価の改善
 - c 受診者に対する交通費の支給
 - d 健康診断結果の集計の公表

長崎県の離島【壱岐】



壱岐には旅の魅力があふれている。ウニや高級魚などの海の幸はもちろん、海水浴場や自然が生み出した眺望など、枚挙に暇がない。自然と味を満喫した後にも、ゆったりと夕日を眺めながら温泉につかる贅沢が味わえる。（壱岐市勝本町：温の本温泉から臨む落日）

43 介護保険制度における施策の充実強化について

【厚生労働省】

【提案・要望の具体的な内容】

- 1 保険給付費に対する国庫負担割合の引き上げなど、費用負担の抜本的な見直しによる保険料負担の軽減を図ること
- 2 「離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業」の拡充
 - (1) 軽減制度の対象について、現行の加算制度全てを網羅するよう拡大すること
 - (2) 軽減額について、利用者超過負担額の全てに拡大すること

○第4期（H21～23）保険料基準額

＜都道府県の状況（高い順）＞

順位	都道府県名	保険料基準額
1	青森県	4,999円
2	沖縄県	4,882円
3	徳島県	4,854円
4	長崎県	4,721円
5	石川県	4,635円

～

順位	都道府県名	保険料基準額
43	栃木県	3,730円
44	埼玉県	3,722円
45	福島県	3,717円
45	茨城県	3,717円
47	千葉県	3,696円
全国平均		4,160円

＜県内保険者の状況（基準額の分布）＞

基 準 額 帯	保険者数	保険者構成比	第1号被保険者比
5,500円～6,000円未満	1	5.3%	1.4%
5,000円～5,500円未満	3	15.8%	6.6%
4,500円～5,000円未満	7	36.8%	67.9%
4,000円～4,500円未満	5	26.3%	20.1%
4,000円未満	3	15.8%	4.0%
計	19		

○離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業

＜離島加算制度と軽減事業の対比＞

	離島加算制度	利用者負担額軽減事業
対象サービス	訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護	訪問介護のみ
対象者	利用者全て	市町村民税非課税者のみ
対象事業所	全事業者	社会福祉法人等のみ
利用者負担	介護報酬（加算前）の11.5%	介護報酬（加算前）の10.35%

【1 保険料負担の軽減について】

○保険給付費に対する国庫負担割合の引き上げとは

介護給付の費用負担割合は、公費負担として国が25%（施設等給付費20%）都道府県12.5%（施設等給付費17.5%）、市町村が12.5%となっています。

また保険料負担として第1号被保険者分が20%、第2号被保険者分が30%となっています。

このうちの国負担分である25%（施設等給付費20%）の割合を引き上げていただくことを望みます。

○費用負担の抜本的な見直しとは

本県においては、被保険者の支払う介護保険料が全国でも高い水準となっています。今後も保険給付費の増加が予測されることから、現行の負担割合では被保険者の負担能力を超えた介護保険料が賦課されることとなり、保険料未納額が増大し、介護保険財政の破綻を招く恐れもあります。そのため、前述の国庫負担分の割合を引き上げることも含めて、現在の費用負担の仕組みの全体的な見直しを行い、被保険者の負担を軽減していただくことを望みます。

【2 「離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業」について】

○軽減制度の対象とは

離島地域等においては、移動等に時間を要し事業運営が非効率にならざるを得ないため、在宅訪問系サービス（訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護）を提供した場合に事業者に支払われる報酬は15%加算されます。そのため利用者の1割負担についても15%加算され、離島地域等の利用者は本土地域の利用者と同様のサービスを受けても利用者負担が重くなるという不合理な格差が生じています。このために、「離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減事業」がありますが、その対象となる事業は訪問介護事業のみとなっております。

○現行の加算制度全てを網羅するよう拡大とは

「離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減事業」の対象を訪問入浴介護事業及び訪問看護事業にも拡大していただくことを望みます。

○軽減額について、利用者超過負担額の全てに拡大とは

「離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減事業」の対象者は市町村民税非課税者のみであり、対象となる事業所も社会福祉法人等が運営する事業所のみです。

また、軽減事業の対象となったとしても、利用者の負担は、本来の1割負担を超えるものであり、本土の利用者との格差は解消されません。

よって、この格差を完全に解消するために、対象者及び対象事業者を全ての利用者、全ての事業者とし、更に本土と比較した場合の超過負担額全てを軽減の対象としていただくことを望みます。

44 重度障害者医療費助成制度の創設について

【厚生労働省】

【提案・要望の具体的な内容】

生活の安心を下支えする制度として、全国の地方自治体で同様の事業が実施されている重度障害者医療費助成制度について、国において制度を創設すること

○ 重度障害者医療費助成制度の全国の実施状況：47都道府県で実施

- ・身体障害者 重度：47都道府県 中度：21都道県
- ・知的障害者 重度：47都道府県 中度：9県
- ・精神障害者 20道県
- ・自己負担 有：27都道府県 無：20府県
- ・支払方法 現物給付：22道府県 償還払い：18県 併用：7都県

○ 重度障害者医療費助成制度の県内の実施状況：21市町で実施

【長崎県の制度】

- ・身体障害者 身障手帳手帳1～3級所持者
- ・知的障害者 療育手帳A1、A2、B1所持者
- ・精神障害者 対象外
- ・自己負担 同一医療機関ごとに1日800円／月（上限1,600円）
- ・支払方法 償還払い

○ 長崎県の助成額

平成16年度実績	約9億4千万円
平成17年度実績	約9億7千万円（前年比+3.2%）
平成18年度実績	約10億5千万円（前年比+8.2%）
平成19年度実績	約11億4千万円（前年比+8.6%）
平成20年度実績	約11億7千万円（前年比+2.6%）
平成21年度実績	約12億円（前年比+2.6%）
平成22年度実績	約12億4千万円（前年比+3.4%）
平成23年度予算	約12億7千万円（前年比+2.5%）

【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。――――――

- ・ 重度障害者医療費助成制度は、重度障害者であり、かつ、医療費の支払が困難な者を対象とした医療費の助成を措置する福祉施策であり、全国の地方自治体で同様の事業を実施しています。
- ・ 障害者は疾病に対する抵抗力が弱く、罹患率も高いので、本人及び介護にあたる保護者とその家族の経済的・精神的負担の軽減を図ることができます。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。――――――

- ・ 障害者に係る経済的・精神的負担の軽減を図るためにものであり、全国一律の制度であるべきところ、財政力などに差があることから、助成の内容が各自治体により異なります。
また、重度障害者医療費助成制度は、各都道府県及び市町村の一般財源のみで運営されていることから、以下の課題があります。
- (1) 対象者である重度障害者の増加が今後も見込まれることもあり、各都道府県及び市町村の財政にかなりの負担となっていること。
- (2) 本県においては、精神障害者が障害者として身体障害者や知的障害者と並んで法的に位置づけられことになったものの、当助成制度の対象外となっていることから対象を拡大することなどの要望があつていていること。
- (3) 対象を拡大するにあたっては、現在の財政の状況を踏まえると自己負担額の増などを検討しなければ制度を維持できず、対象者に対して新たな負担が生じる可能性があること。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。――――――

- ・ 障害者本人及び介護にあたる保護者とその家族の生活の安心を下支えする制度として重度障害者医療費助成制度を国において創設され、必要な財政措置をされることを望みます。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。――――――

- ・ 国における制度として、障害者が全国どこに住んでいても同じ助成を受けることができることとなり、また、必要な財政措置がなされることにより、より安定的な制度運営が可能となります。

45 資源管理・漁業所得補償対策における収入安定対策について

【農林水産省】

【提案・要望の具体的な内容】

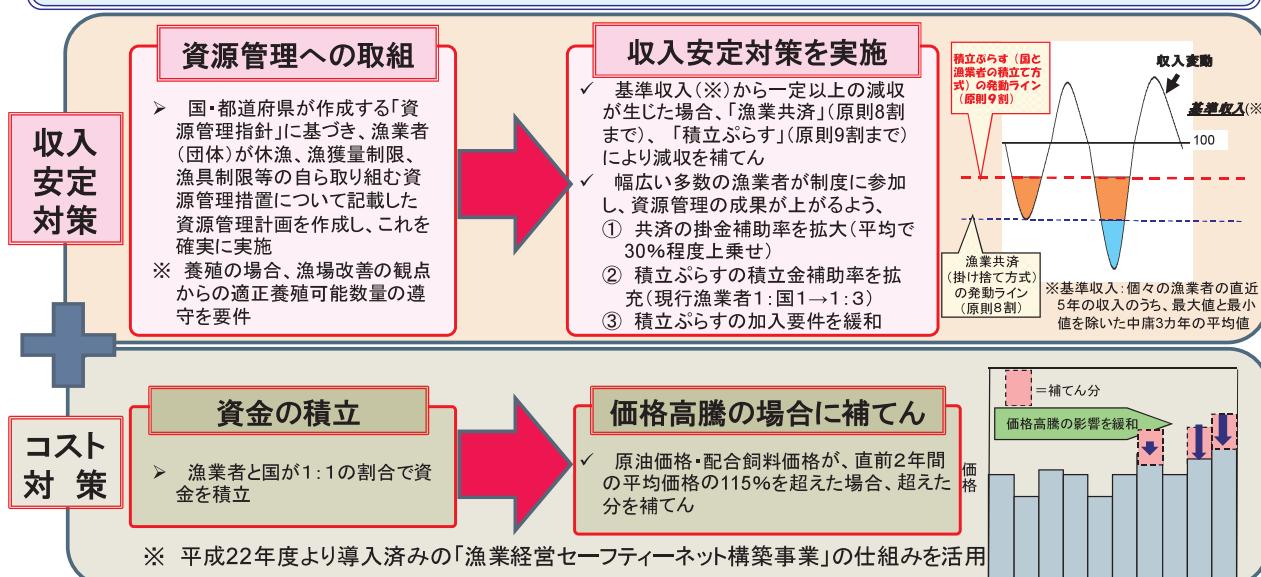
漁業共済、積立ぶらすの仕組みを活用した新制度である「資源管理・漁業所得補償対策」をより実効性のあるものとするため、漁業者が減収部分に対する補填を十分に受けられるよう、本対策に次の見直し措置を講ずることを要望

- 基準収入について、漁業収入が漸減傾向にある場合等は、直近最大値を用いるなど算定方法の改良を行うこと
- 基準収入を下回った場合は、その全額を補填の対象とすること
- トラフグ、クロマグロの1年魚を共済対象とともに、アサリ、クルマエビ養殖漁家なども本対策を活用できるよう、漁業共済対象魚種等の拡大を図ること
- 真珠養殖漁家が本対策を有効に活用できるよう、積立ぶらすの対象魚種等の拡大を図ること

ポイント

【平成23年度予算額 51,818百万円】

- 国民への水産物の安定供給を図るため、計画的に資源管理に取り組む漁業者を対象に漁業共済の仕組みを活用した収入安定対策を講じ、コスト対策を組み合わせて、総合的な所得補償制度を構築。
- 漁業共済の対象となっている漁業種類（沿岸・沖合・遠洋漁業・養殖業）を対象。



資源管理・漁業所得補償対策の概要について

【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。――――――

- ・ 国は、平成23年度から、計画的に資源管理等に取り組む漁業者を対象に、漁業共済と積立ぶらすの仕組みを活用した収入安定対策と、燃油等の価格高騰対策として平成22年度から実施中の「漁業経営セーフティネット構築事業」によるコスト対策を組み合わせた総合的な漁業所得補償対策を講じることとしています。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。――――――

- ・ 収入安定対策（事業名：資源管理・収入安定対策）における「基準収入」の算定は、直近5年の漁業収入のうち、最大値と最小値を除いた中庸3カ年の平均を用いることとなっていますが、漁業収入が漸減傾向にあれば、基準収入も同様に推移するため、漁業者は減収部分に対する充分な補填を受けることができなくなります。
- ・ 収入安定対策は、基準収入から一定以上の減収が生じた場合に、漁業共済（原則8割まで）と積立ぶらす（原則9割まで）でこれを補填する制度となっていますが、現在のように漁獲収入が漸減傾向にある場合、厳しい経営状況にある本県漁業者にとって、減収部分に対する完全な補填がないことは、漁業所得補償対策という本来の目的の達成には至らないのではないかと思われます。
- ・ 現在、漁業共済対象となっていない漁業（アサリ養殖業、クルマエビ養殖業など）を営む漁業者は、本対策を活用することができないため、漁業者間での不公平感が生じるおそれがあります。また、トラフグ、クロマグロにおいては、もっとも経営リスクが高い1年魚が対象となっていないことから、経営安定のためには1年魚についても共済の対象とする必要があると思われます。
- ・ 現在、真珠養殖漁業は、近年の価格の低迷により厳しい経営環境にありますが、真珠養殖業は積立ぶらすの対象となっていないことから、持続的な経営安定のためには真珠養殖業についても、積立ぶらすの対象にする必要があると思われます。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。――――――

- ・ 本年度から実施された漁業所得補償対策をより実効性のある制度とするため、本対策に次の見直しを講じていただくよう要望します。
 - ①基準収入について、漁業収入が漸減傾向にある場合等は、直近最大値を用いるなど算定方法の改良を望みます。
 - ②基準収入を下回った場合は、その全額を補填の対象とすることを望みます。
 - ③トラフグ、クロマグロの1年魚を共済対象とするとともに、アサリ、クルマエビ養殖漁家なども本対策を活用できるよう、漁業共済対象魚種等の拡大を望みます。
 - ④真珠養殖漁家が本対策を有効に活用できるよう、積立ぶらすの対象魚種等の拡大を図ることを望みます。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。――――――

- ・ 収入安定対策における減収対策を充実させることにより、本県漁業者の更なる経営安定が図られます。
- ・ 本対策をより多くの漁業者が活用できるようになります。

46 漁業無線海岸局運営への支援について

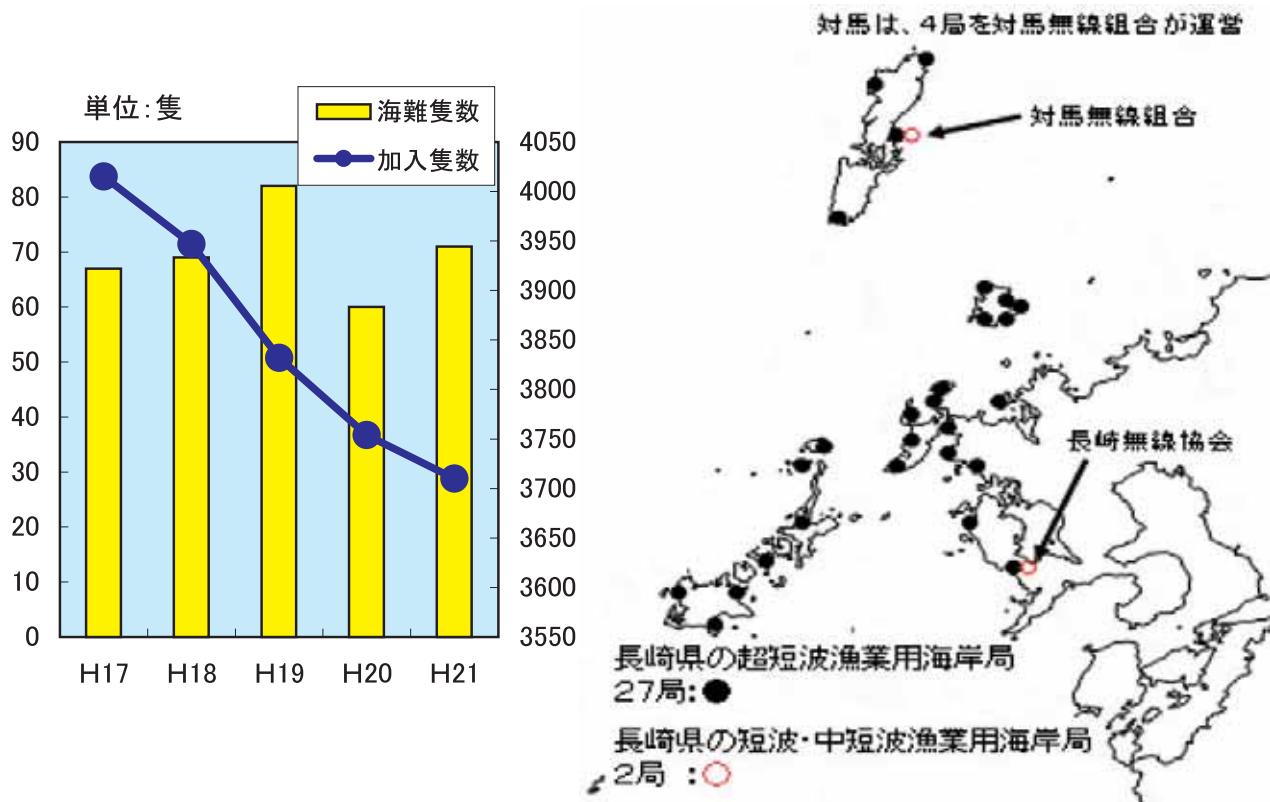
【農林水産省、総務省】

【提案・要望の具体的な内容】

漁業の安全操業確保に必要不可欠な、漁業無線海岸局存続のための支援策を以下のとおり提案

- 漁業無線事業の統廃合等の合理化を行う団体に対し支援措置を講じること
- 漁業無線海岸局への船舶局（漁船）の加入促進を図るため、漁船の海岸局への加入義務化等の措置を講じること
- 離島における漁業無線は、漁業操業の安全・適正化を確保するだけではなく国境監視等の役割も果たしているため、離島の漁業無線存続のために支援措置を講じること

長崎県における漁船海難隻数と海岸局加入隻数



- ※ 海難隻数は減少していないが、漁業無線海岸局に加入し、航海警報や位置情報等の交信を行う漁業者は年々減少している。

(出典) 海難隻数: 第7管区海上保安部「漁船海難月報」
加入隻数: 漁業取締室調べ

【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。――――――

- ・ 漁業無線通信は、沖合域、沿岸域を問わず、航行並びに操業の安全確保、漁業秩序の維持、最新市況の伝達等水産業の発展に寄与しています。
- ・ 特に、緊急時の漁船への連絡には、漁業無線の一斉通報が必要不可欠です。
- ・ また、離島における漁業無線は、漁業操業の安全・適正化を確保するだけではなく国境監視等の役割も果たしています。
- ・ しかしながら漁船は漁業無線海岸局への加入義務はないため、携帯電話の普及等により、漁業無線海岸局への加入船舶が減少しています。
- ・ 特に、漁業無線事業のみに特化した漁業協同組合は組合員の賦課金のみが事業収入であり、組合員の減少により非常に厳しい組合運営を行っています。
- ・ よって漁業無線通信を継続していくためには、漁業無線海岸局の存続について国が支援を行うことが必要です。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。――――――

- ・ 漁船の海岸局への加入を義務づけることは、規制緩和と逆行することとなりますが、漁業者の安全操業確保のために漁船は海岸局に加入し、陸上との通信が確保されることが必要不可欠です。
- ・ 無線事業の運営が困難となった団体が無線業務を廃止すれば、漁業者の安全操業が確保できなくなる恐れがあります。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。――――――

- ・ 全国的に加入者の減少により経営が困難となっている漁業無線海岸局の存続を図るために、以下の支援措置を望みます。
 - * 漁業無線事業の統廃合等の合理化を行う団体に対し、無線施設の増設、改装にかかる経費を助成することにより統廃合が促進され、無線局の組織強化を図ること
 - * 漁船の漁業無線海岸局への加入義務制度の創設や加入奨励金措置により、漁業無線海岸局への船舶局（漁船）の加入促進を図ること
 - * 離島における漁業無線は、漁業操業の安全・適正化を確保する以外に国境監視等の役割も果たしているため、運営費への助成措置により離島の漁業無線業務の存続を図ること

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。――――――

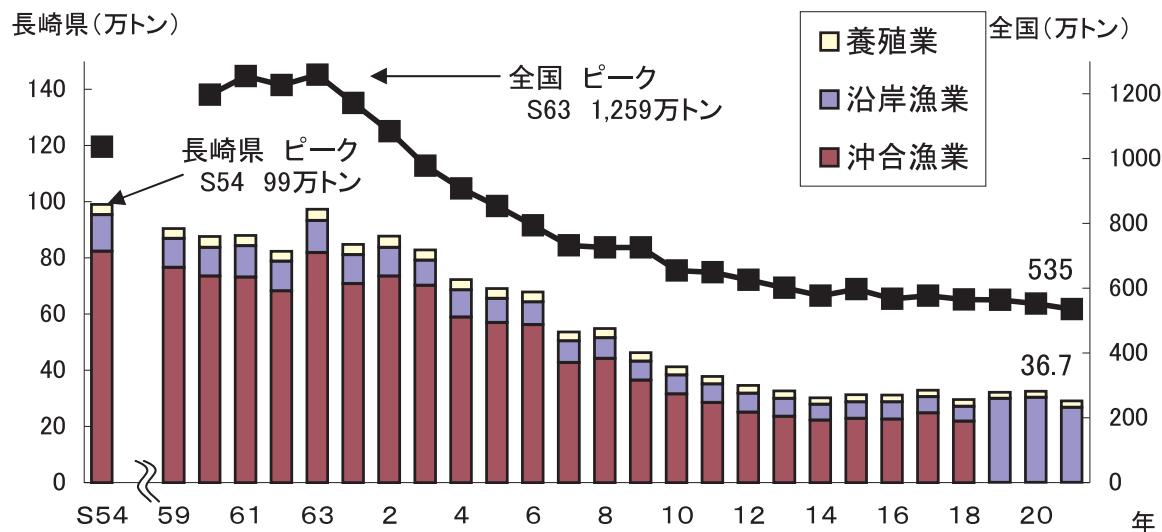
- ・ 漁業無線海岸局の存続が維持され、漁業の安全操業確保が期待できます。

47 東シナ海等における国際的資源管理の推進について

【外務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、独立行政法人水産総合研究センター】

【提案・要望の具体的な内容】

- 1 東シナ海等における水産資源の保存・管理措置の確立と安全操業の確保等について
 - (1) 日中暫定措置水域及び中間水域並びに日韓暫定水域における水産資源の保存・管理措置を早期に確立するとともに、関係国と中間ラインでの境界画定のための交渉を継続すること
 - (2) 我が国排他的経済水域における本県漁業者の意向を尊重した中国・韓国漁船の操業条件の見直しを図ること
 - (3) 我が国の領海及び排他的経済水域における海上保安庁、水産庁の取締監視体制の一層の拡充強化並びに監視通報を行う本県漁業取締体制への助成を行うこと
 - (4) 東シナ海における本県漁業者の安全な操業を確保すること
 - (5) 外国船の避泊対策を行うこと
 - ①入域者の避泊基本ルールの遵守と徹底
 - ②指導、監視体制の強化
 - ③漁業等への影響を防止する措置の実施
- 2 東シナ海等の資源の維持増大に向けた研究等の充実について
 - (1) (独)水産総合研究センター西海区水産研究所等における東シナ海等の資源の維持増大に向けた研究を充実させること
 - (2) 国立大学法人長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科附属環東シナ海環境資源研究センターの充実を図ること
 - (3) 日中韓の三国間における、東シナ海・黄海資源管理機構（仮称）の創設及び東シナ海等の資源研究の拠点である新長崎漁港地区への設置を行うこと



当該海域を利用する沖合漁業の漁獲量はピークの3分の1に減少

協定発効後の本県周辺海域の外国漁船の拿捕状況（九調及び七管）

年	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	計
韓国	19	24	21	22	21	15	7	7	8	17	10	11	182
中国		5	8	10	5	1	1	1	2	1	1	1	36
計	19	29	29	32	26	16	8	8	10	18	11	12	218

【1 東シナ海等における水産資源の保存・管理措置の確立と安全操業の確保等について】

(1) 日中暫定措置水域・中間水域・日韓暫定水域

○水産資源の保存・管理措置の確立とは

中国・韓国と日本の双方の排他的経済水域への入漁、操業条件等を内容とする新漁業協定が発効しましたが、排他的経游水域の境界に対する関係国間の見解の相違等から境界が画定されず、日中両国間に、中国漁船に対して我が国の権限が及ばない「日中暫定措置水域・中間水域・日韓暫定水域」が広範囲に設定されています。

これら暫定措置水域等においては、多数の外国漁船が集中して操業、本県漁船の操業が困難な状況が継続するとともに資源状態の悪化が懸念されています。

このため、自国の排他的経済水域は中間ラインで境界画定し、当該水域の管理は自国で行う必要がありますが、当面は東シナ海等全般にわたる日中韓三国の取組みによる資源管理措置を確立する必要があります。

○関係国と中間ラインでの境界画定のための交渉を継続とは

暫定措置水域等における資源の保存・管理措置の早期確立と我が国が主張する中間線での排他的経済水域の境界画定交渉の継続を望みます。

(2) 我が国排他的経済水域

○中国・韓国漁船の操業条件とは

毎年、新漁業協定に基づく日中及び日韓の政府間交渉により、漁業種類毎に漁獲割当量、操業可能隻数、漁船規模、操業区域、操業期間、制限又は条件、各種手続きが定められています。

(参考)

2011年漁期の漁獲割当量及び隻数（双方とも等量等隻で合意）

日中：10,741トン、408隻

日韓：60,000トン、870隻

※日中は2010漁期。2011漁期は日中漁業協同委員会が延期され未決定。

○本県漁業者の意向を尊重した見直しとは

本県漁業者においては、五島西沖海域の韓国延縄船の操業禁止区域の堅持、韓国漁船による投棄漁具を出さない取組の実施や対馬西方海域における韓国中型機船底びき網漁業操業区域の縮小、韓国まき網漁船の集魚灯の光力制限設定などの要望があつておあり、具体的要望事項として毎年別途提出しているところですが、これら要望事項を尊重した操業条件の見直しを望みます。

(3) 取締監視体制

○海上保安庁、水産庁の取締監視体制の一層の拡充強化並びに監視通報を行う県漁業取締体制への助成とは

我が国領海及び排他的経済水域においては、依然として外国漁船による無許可操業や操業日誌不実記載等の違反行為が後を絶たない状況である。

このため、海上保安庁の巡視船及び水産庁の漁業取締船の高速化や人員の増強など、監視体制の強化を図ることを要望します。

また、外国水域と隣接する本県の漁業取締船においては、広域的な哨戒時に外国漁船の状況把握に努め情報を国の取締機関に通報することとされており、監視体制の一翼を担っていることから本県の漁業取締体制への助成を望みます。

(4) 安全確保

○本県漁業者の安全操業の確保とは

東シナ海においては、中国によるガス田開発や尖閣諸島海域における中国漁船の衝突事故など本県漁船の安全航行・操業に支障をきたすような問題も生じていることから、本県漁船の安全航行・操業を含めた当該海域の安全性の確保について望みます。

(5) 避泊対策

○避泊の基本ルールを入域者に遵守させるとともに、指導、監視体制を強化とは

荒天時等の外国漁船の避難について、新漁業協定及び業界間で取り決めたルールに基づき、中国漁船による本県玉ノ浦港への避泊が行われており、現地においては、五島市を中心に関係機関で「玉ノ浦港中国漁船等避泊対策協議会」を組織し、連絡体制整備や情報交換などを行っています。

また、避泊時には、現地にて水産庁や海上保安庁が監視・指導を実施していますが、過去に水道管や養殖いかだの破損等があり、また無通報などルールに反した入港も見られることから、避泊漁船に対するルールの徹底指導・監視体制の強化が必要です。

(参考)

- ・避泊数：H19年 62隻、H20年 43隻、H21年 46隻、H22年 85隻（全て中国船）
- ・近年は被害事例なし（H14 養殖いかだ50台、83百万円被害、その他、ごみ不法投棄、不法上陸など）

○漁業等への影響を防止する措置の実施とは

避泊地へ支障なく移動させることができるようなブイの設置や、環境保全を目的とした注意喚起用看板の設置を望みます。

【2 東シナ海等の資源の維持増大について】

○(独)水産総合研究センター西海区水産研究所等における東シナ海等の資源の維持増大に向けた研究の充実とは

同研究所は東シナ海、黄海などにおける日中韓の共有資源であるアジ、サバ、イワシ等について、その資源状況の評価や管理に関する調査研究を行っていますが、東シナ海等の水産資源の維持増大のためには、資源評価の精度向上等が必要であり、(独)水産総合研究センター西海区水産研究所等の研究の充実を望みます。

○国立大学法人長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科附属環東シナ海環境資源研究センターの充実とは

同センターは、地球規模の環境の変化が東シナ海・黄海などの海洋生物に及ぼす影響や、海洋生物の多様性の保全と資源回復のための情報発信など、海洋の環境と生物に関する各種研究活動を行っていますが、今後の大学院研究施設の増設や教授陣の充実など体制整備の充実を望みます。

○三国間における、東シナ海・黄海資源管理機構（仮称）の創設とは

東シナ海等の水産資源の維持増大のためには、海洋環境や水産資源に関する調査研究体制の強化とともに、日本、中国、韓国の3カ国による資源の共同管理体制の構築が必要です。

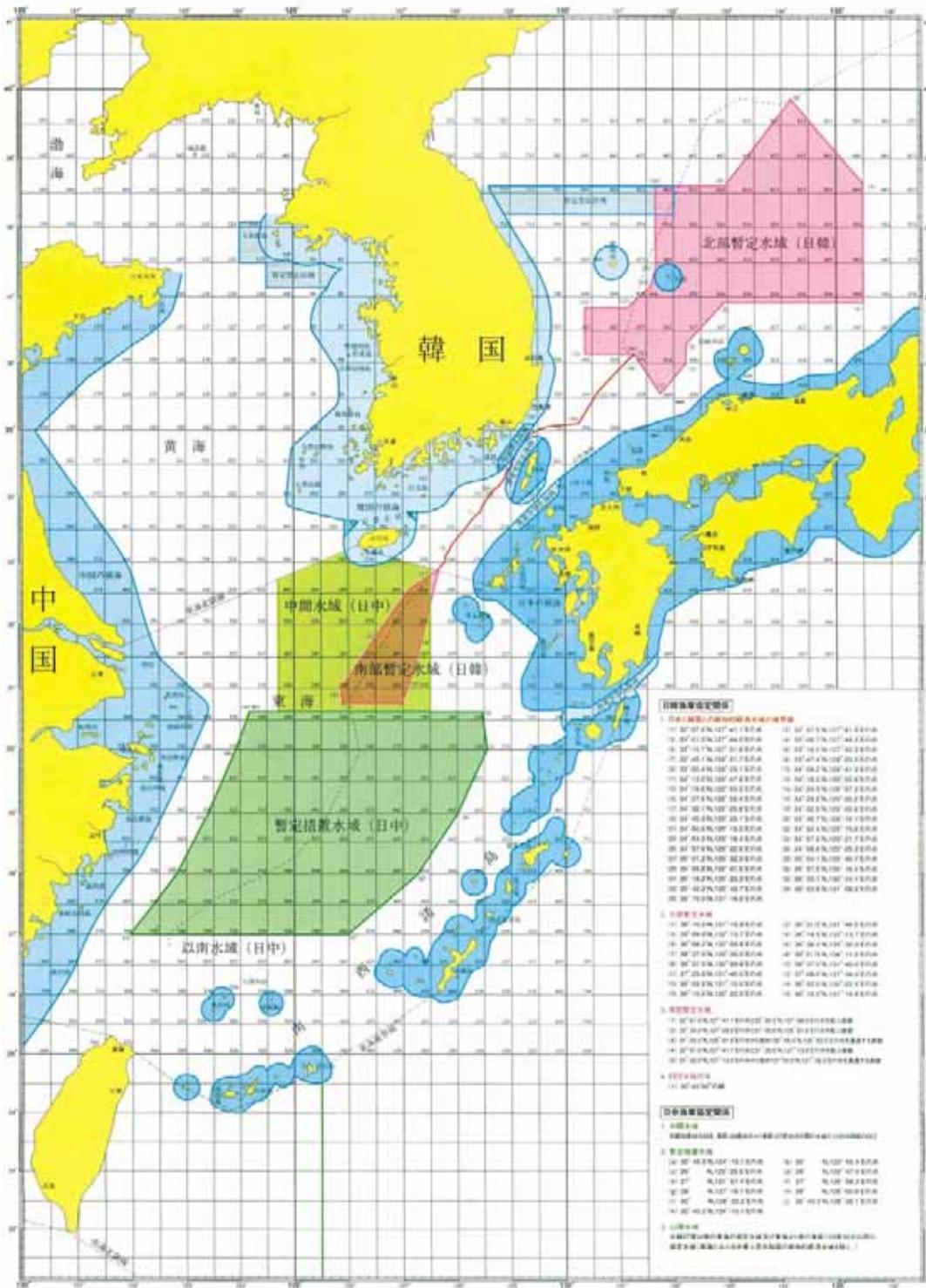
このため、日本、中国、韓国の3カ国による国際的な共同資源管理機構の創設を望みます。

○東シナ海等の資源研究の拠点である新長崎漁港地区に設置とは

本県は、「長崎国際マリン都市構想」の一環として、新長崎漁港地区に海洋研究の国際的な交流拠点づくりを推進しています。現在、新長崎漁港地区には、長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科附属環東シナ海環境資源研究センター、(独)水産総合研究センター西海区水産研究所及び県総合水産試験場の3試験研究機関が集積しており、東シナ海等の資源研究拠点となっています。

東シナ海・黄海資源管理機構（仮称）についても、「長崎国際マリン都市構想」に基づき、同地区に設置することを望みます。

日韓・日中漁業協定概念図



(注) これは概念図であり、使用の際はご注意ください。
なお、両協定は、締約国の排他的經濟水域に適用されます。

平成12年7月九州漁業調整事務所作成

本県周辺海域には我が国の権限が及ばない「日中暫定措置水域・中間水域・日韓暫定水域」が広範囲に設定されている。

48 水産資源の保護を目的とする鯨類の持続的利用について

【外務省、農林水産省】

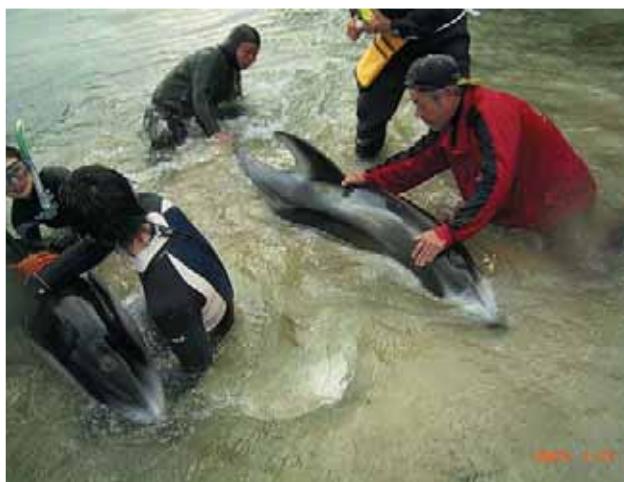
【提案・要望の具体的な内容】

- 1 商業捕鯨の早期再開に向けた取組を強化すること
- 2 東シナ海等の日本沿海域における鯨類の漁業影響調査を実施すること
- 3 イルカの食害による漁業被害の防止対策を行うこと
 - (1) 効果的なイルカ追い払い手法の開発
 - (2) 県・市・漁業者等が行うイルカの漁業被害対策に対する国の支援

○いか釣り漁業への推定損失金額（H17.12～18.3）

壱岐	246百万円
対馬	620百万円
計	866百万円

○イルカ被害対策事業



県によるイルカ被害対策事業（イルカ捕獲）



同対策事業（衛星標識装着）

【1 商業捕鯨について】

○早期再開に向けた取組の強化とは

我が国は、商業捕鯨禁止を受け入れた1987年から南氷洋で鯨類捕獲調査を実施しているが、捕鯨の早期再開は、鯨類に関する科学的知見を集積し、捕鯨に対する国際・国内的な理解を得ることが必須であり、このための鯨類捕獲調査の拡充や鯨食文化の啓発普及の推進などの取組強化を望みます。

(参考) 国の取組状況：南氷洋鯨類捕獲調査
北西太平洋鯨類捕獲調査
全国鯨フォーラムへの後援

本県の取組状況：政府及び関係国会議員への要望活動
南氷洋鯨類捕獲調査船の寄港誘致活動
全国鯨フォーラム2008新上五島への協力・支援

【2 漁業影響調査について】

○日本沿海域における漁業影響調査の実施とは

海洋生物のバランスを保ち持続可能な資源利用を図るために、鯨類の捕食が漁業に与える影響を解明することが重要であり、現在、実施されている北西太平洋鯨類捕獲調査を拡充強化し、漁業活動が活発に行われているも調査が行われていない東シナ海等の日本沿海域における漁業影響調査の実施を望みます。

【3 漁業被害の防止対策について】

○効果的な追い払い手法の開発とは

本県周辺海域では、来遊するイルカによる漁業への影響増大が懸念されており、漁業資源の保全を図るために、来遊するイルカの追い払いや適切な間引きについて検討する必要があります。

冬季に来遊するイルカによる食害対策として、多数の漁船による追い払いを実施していますが、多大な労力に対し効果がない現状にあるため、効果的な追い払い手法の開発・導入を望みます。

○県・市・漁業者等が行うイルカの漁業被害対策に対する国の支援とは

イルカによる漁業被害対策として、本県では追い払い、来遊量調査等の独自の取組を実施していますが、専門的な知見や技術について、国の技術的・経済的支援を望みます。

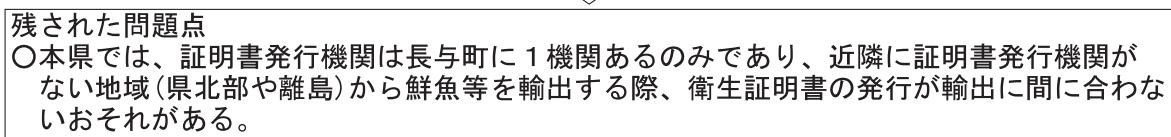
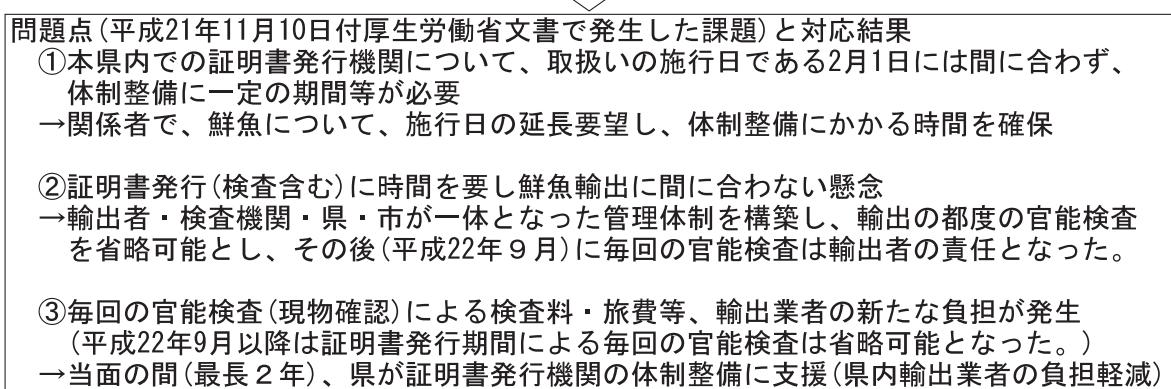
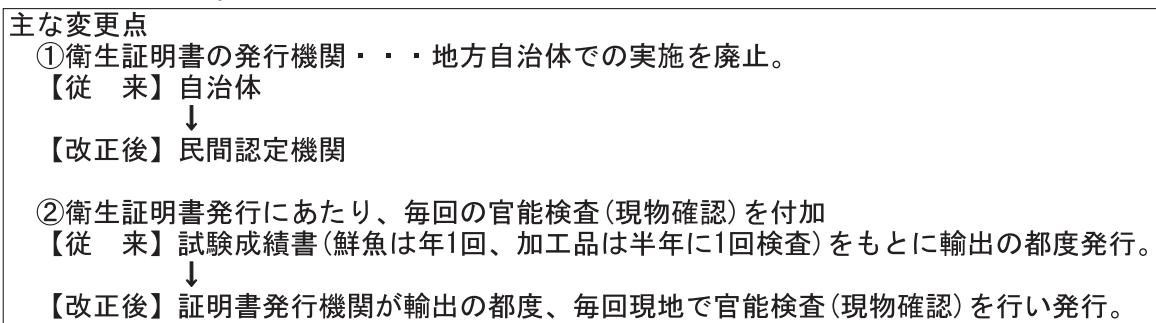
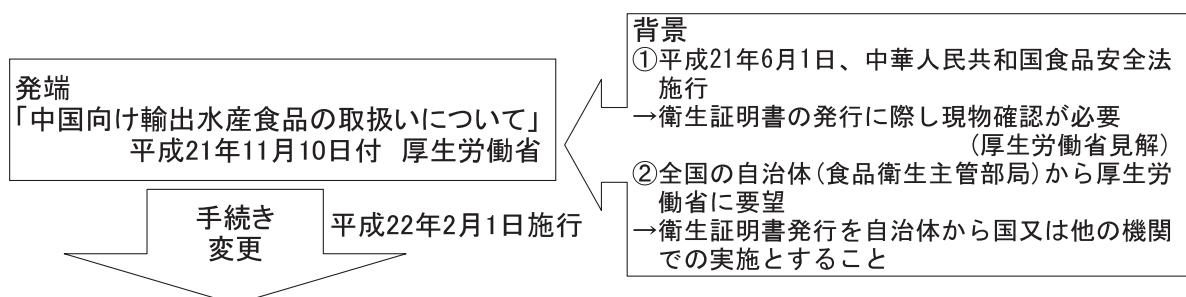
49 中国向け水産物輸出に係る手続きの見直しについて

【厚生労働省、農林水産省】

【提案・要望の具体的な内容】

中国向け水産食品の輸出が、今後とも継続的に発展可能な手続きとなるよう、次のとおり適切な対策を講ずることを提案

- 衛生証明書の発行について、現行の証明書発行機関に加え、自治体でも発行を可能とし、その取扱いは、試験成績書に係る検査項目や冷凍加工品の有効期限等改善された点は除き、改正前の旧通知の方法によること



【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

- ・ 国は、平成21年12月に閣議決定された「新成長戦略(基本方針)」で、農林水産物・食品の輸出額を1兆円水準とする旨の目標を掲げ、輸出促進の取組支援を行っております。
- ・ また、本県では、水産物の新たな販売先の確保による適正な魚価の形成と漁業生産体制を維持強化するため、平成19年に「長崎県水産物輸出戦略」を策定し、水産物輸出を強力に推進しているところです。
- ・ このような中、平成21年11月に厚生労働省から、水産物輸出の手続きの変更等が県及び関係団体に通知され、平成22年2月1日から運用されています。
- ・ 本制度改正は、輸出実態に即しない内容であり、中国へ水産物輸出を希望する者のうち、近隣に証明書発行機関がない者にとっては、手続きに時間がかかり輸出の妨げとなります。
- ・ このため、国に対し、関係団体が行う中国向け水産物輸出が今後も継続的に発展可能となるよう、手続きの見直しについて要望します。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

- ・ 現在、長崎魚市場からの鮮魚輸出については、近隣にある県内唯一の証明書発行機関を利用し、中国向け輸出を継続しておりますが、その他の地域から中国向け鮮魚輸出を行う場合、最寄りに証明書発行機関がないため、証明書の発行が輸出に間に合わないおそれがあり、輸出促進の妨げとなります。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

- ・ 衛生証明書の発行について、現行の証明書発行機関に加え、自治体でも発行を可能とするよう「取扱い」の改正を望みます。なお、官能検査の取扱いについては、改正前の旧通知の方法によることを望みます。ただし、今回の改正で改善された、試験成績書に係る検査項目の削減や冷凍加工品の有効期限延長等は改正された取扱いのとおりとするよう望みます。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

- ・ 中国向けに水産物を輸出する者或いは輸出を希望する者に対し、最寄りの保健所等で衛生証明書の発行が可能となるため、輸出促進による販路確保の取組みにより、販売量増加や魚価の安定による生産者への裨益も期待されます。

50 漁業経営セーフティーネット構築事業の充実について

【農林水産省】

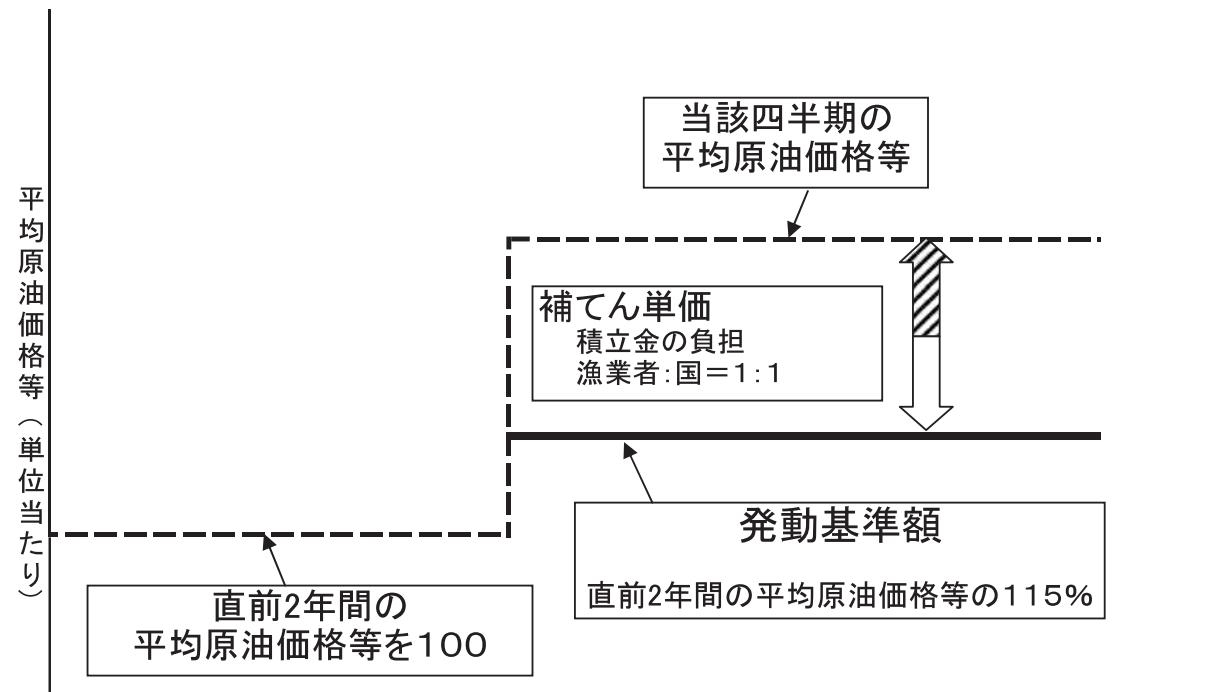
【提案・要望の具体的な内容】

漁業経営セーフティーネット構築事業が、燃油や養殖用配合飼料の高騰で経営が圧迫されている漁業者が補てんを受けやすく、より実効性のあるものとなるよう、次の見直し措置を講ずること

- 発動基準について、当該四半期の平均原油価格等が直前2年間の平均原油価格等に115%を乗じた価格を超えた場合となっているものを、105%に引き下げるこ
- 積立金の負担が漁業者：国=1：1となっているものを、国の負担を引き上げて1：3とすることで補てんの額を2倍に引き上げ、より多くの補てん金が支給されること

(現行)

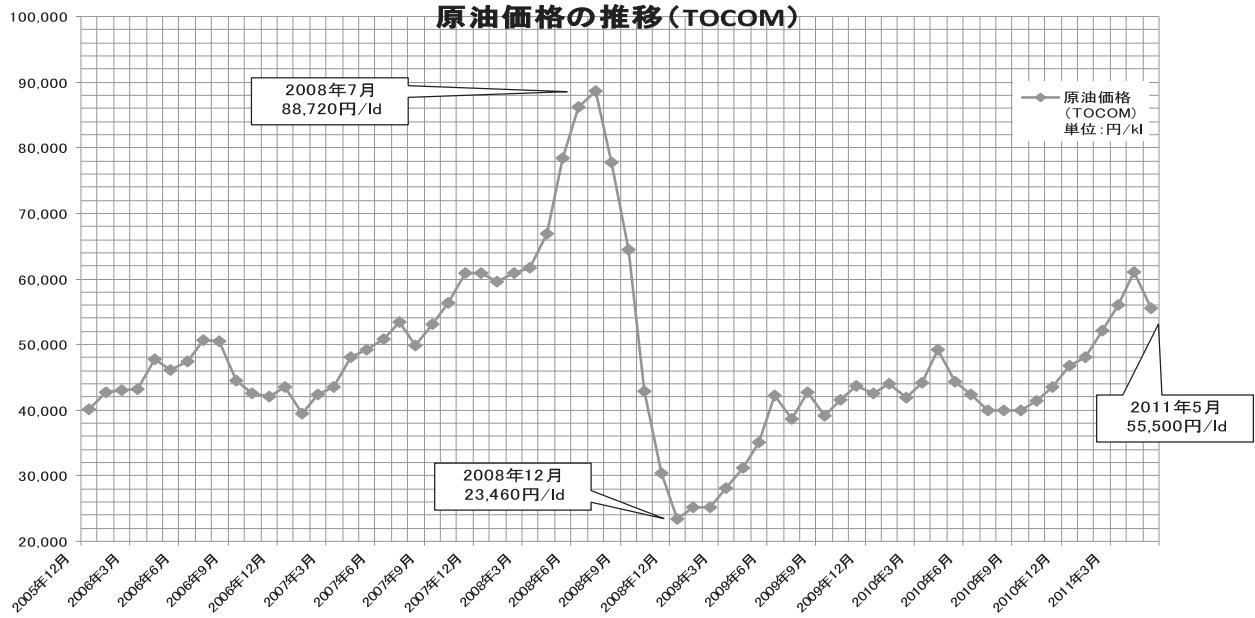
現制度の補てん単価は、当該四半期の平均原油価格等が直前2年間の平均価格に115%を乗じた価格を超えた分が基本。また、積立金は漁業者と国が1対1の同率で負担している。



漁業者の積立額

漁業用燃油	1,700円／キロリットル	×加入者が申請した補てんの対象となる購入数量
養殖用配合飼料	680円／トン	×加入者が申請した補てんの対象となる購入数量

(参考)



【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

- 漁業・養殖業の経営安定と水産物の安定供給を図るために、漁業用燃油や養殖用配合飼料の価格上昇が経営に及ぼす影響を緩和する仕組みが必要です。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

- 上記の必要性から平成22年度に漁業経営セーフティーネット構築事業が創設されましたが、補てんの発動基準が高く、燃油等が経営を圧迫している状況であるにもかかわらず、補てん金を受け取ることができず、制度が有効に機能していません。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

- 実効性のある制度とするため、発動基準について、当該四半期の平均原油価格等が直前2年間の平均原油価格等に115%を乗じた価格を超えた場合となっているものを、105%に引き下げるなどを望みます。
- また、補てんされる場合の額を引き上げるため、積立金における国の負担を引き上げて現在の3倍とし、補てんの額が2倍になることを望みます。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

- 燃油や養殖用配合飼料の価格の変動による経費負担が軽減され、水産物の安定供給と漁業・養殖業の経営安定が図られます。

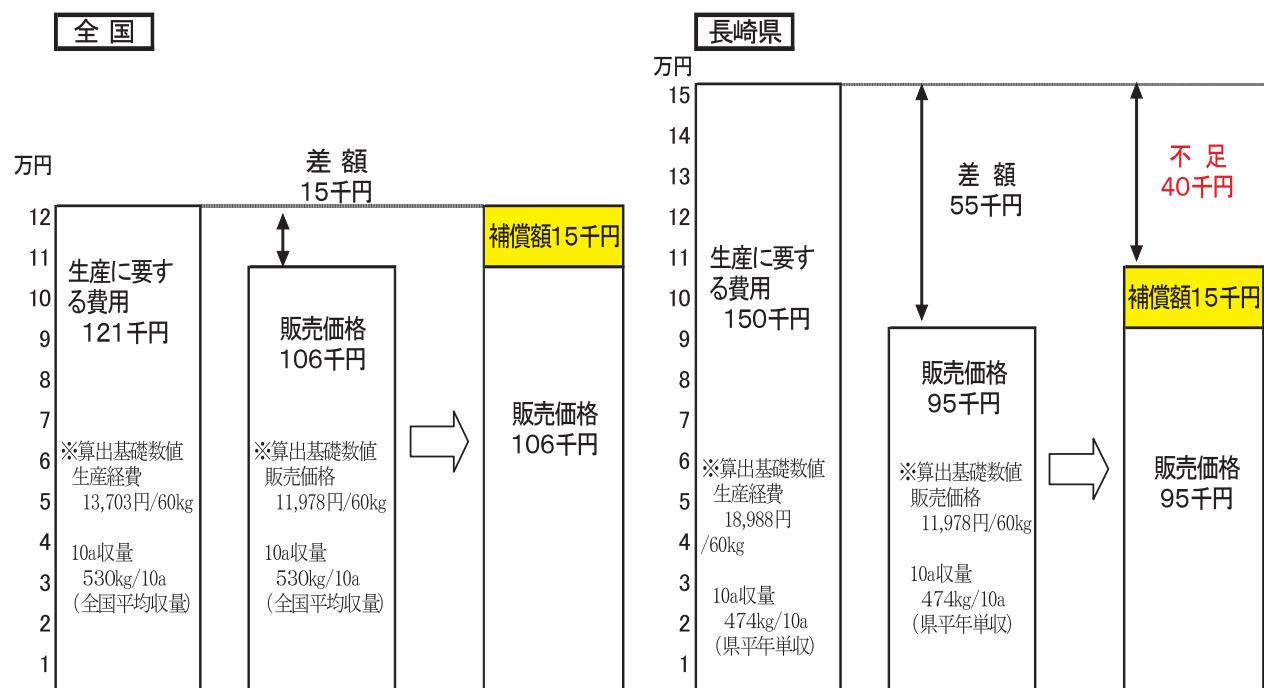
51 農業者戸別所得補償制度について

【農林水産省】

【提案・要望の具体的な内容】

農業者戸別所得補償制度における米の所得補償交付金については、米の生産数量目標に従って生産を行った販売農家・集落営農に対して、15,000円/10aを全国一律に交付する制度となっているが、離島・中山間地域等の条件不利地域が多い本県においては全国平均よりも生産費が高く販売額が低いことから、十分な所得の確保が困難な状況にあり、全国一律ではなく、地域の状況に配慮した制度設計とすること

米の生産に要する経費と販売価格の全国平均との比較
(H20年産の場合、10aあたり)



【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。――――――

- ・ 米については、平成22年度から戸別所得補償（米戸別所得補償モデル事業）が実施されておりますが、長崎県は、離島・中山間地域等条件不利地域が多く、全国と比較して米の生産経費が高く、販売額が低いため国が示した補償額では十分な所得確保が得られておりません。平成23年度から実施される農業者戸別所得補償についても、「米戸別所得補償モデル事業」と同様に補償単価は全国一律となっております。
- ・ このことから、意欲ある農業者が農業を継続し、わが国の食料自給率の向上及び多面的機能の維持を図るために、地域条件に応じた制度にする必要があります。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。――――――

- ・ 「米戸別所得補償モデル事業」の所得補償額は全国平均を基礎として算出され、全国一律単価で交付されました、「農業者戸別所得補償制度」においても同様の仕組みとなっています。
→本県のような条件不利地域では、補償額が不足（県試算で40千円不足）し、十分な所得が得られない状況です。

○地域の状況に配慮した制度設計とは

生産費の削減や販売額の増額は、気象条件や圃場条件等により、農家の努力では解消できない部分もあるため、全国一律ではなく、地域毎に補償単価を設定する制度とする必要があります。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。――――――

- ・ 生産条件不利地域においても経営が安定し、農業を継続できる所得補償制度を望みます。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。――――――

- ・ 条件不利地域においても多面的機能が維持されるとともに、所得が確保されることで、意欲ある農業者が営農を継続でき、産地の活性化につながります。

52 農地・水保全管理支払交付金による支援の継続について

【農林水産省】

【提案・要望の具体的な内容】

平成23年度終了予定の「農地・水保全管理支払交付金」による農地・農業用水等の資源保全に係る共同活動に対する支援について、平成24年度以降も継続すること

集落機能の低下により保全管理が困難となっている、農地や農業用施設、農村環境の保全を、農家・非農家が連携し地域ぐるみで活動することにより施設の保全だけでなく集落機能の保全・再生に寄与

【農地・水保全管理支払交付金の活動実績事例】



長崎県における共同活動の取組状況
(平成22年度実績)

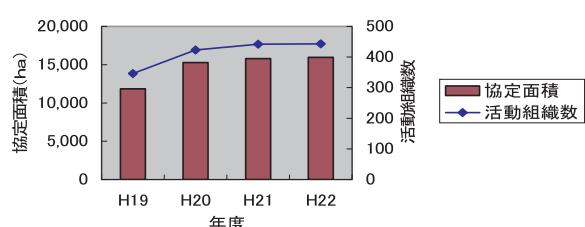
- 実施市町：19市町
- 活動組織：443組織
- 協定面積：15,921ha
- 支援交付金：564,639千円

地元関係者の評価

(活動420組織を対象としたアンケート調査結果)

- 遊休農地発生防止に役立っている：80%
- 水路や農道の保全に役立っている：95%
- 共同活動への参加者が増加した：68%
等により大変良い評価を得ている。

農地・水保全管理支払交付金(共同活動)の取組状況



【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。――――――

- ・ 本県は、離島や半島など中山間地域を多く抱え、更に農村地域の過疎化、高齢化等の進行により農業者が減少し、農地や農業用水等の施設の保全管理がなされず耕作放棄地率も高い状況にあります。平成19年度から始まりました「農地・水保全管理支払交付金（農地・水・環境保全向上対策）」は、耕作放棄地の未然防止、水路や農道及び農村環境の保全に役立ばかりではなく、対策を契機として共同活動への参加者の増加や集落内での連携促進など集落機能の保全・再生に大きく寄与する施策となっていますが、平成23年度が対策の最終年度となっています。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。――――――

- ・ 本交付金による支援が無くなると、地域ぐるみでの農業用施設や農村環境の保全活動を通して再生した集落機能が再び低下し、農地や農業用施設の保全がなされなくなり、「農地の耕作放棄地化」や「農業用施設の老朽化」の進行が懸念されます。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。――――――

- ・ 「農地・水保全管理支払交付金」による農地・農業用水等の資源保全に係る地域ぐるみでの共同活動に対する支援を平成24年度以降も継続することを望みます。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。――――――

- ・ 今後、農業者の高齢化や減少が進行する中で、農地や農業用水等の施設の適切な保全が行われることにより、農業が継続でき、食料自給率の向上に繋がるだけでなく農業農村の持つ多面的機能が持続的に発揮されます。
- ・ 更に、農家と非農家が連携することにより、低下した集落機能が保全・再生され農村が活性化されます。

53 全国的視点で行うべき育種事業の創設について

【農林水産省】

【提案・要望の具体的な内容】

県域を越えて産地が存在する作目の、長期的国家戦略に基づく育種事業を創設すること

●品種に対するニーズ

バレイショ

- ・食糧の安定確保のため、収量が多く、病害虫（ジャガイモシストセンチュウ、そうか病、ウイルス病等）に強い品種。
- ・温暖化条件に適応する品種。
- ・暖地栽培に適した加工適性が高い品種



「ジャガイモシストセンチュウ」



「そうか病」

ビワ

- ・ビワ経営の安定のため、収量が多く、「がんしゅ病」など病害虫に抵抗性を持ち、保存性に優れる品種。
- ・温暖化条件に適応する品種。



がんしゅ病



しなび

●交配後、品種登録までの期間

バレイショ：8年以上

ビワ：20年以上

【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。――――――

- ・ 現在、バレイショやビワなど県域を越えて産地が存在するものの、国が品種育成を行っていない作目は各県が分担して行っています。本来これらは国家戦略として国ないし独立行政法人が取り組むべき事業ですが、立地条件などから独法等での実施が著しく困難なものとして、都道府県に委託していたものです（「指定試験事業」）。
- ・ しかし、平成23年度より、（各県との協議もないままに）当事業は廃止され、人件費も含む品種育成の事業費は各県の負担となっています。
- ・ 品種の育成には長い年月が必要であり、これまでに優良な遺伝資源が各県に蓄積されています。しかし厳しい予算状況の中、各県単独での維持は困難を伴い、近い将来その散逸、消滅が懸念されます。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。――――――

- ・ 代替措置として「実用技術開発事業」（競争的研究資金）での公募が用意されましたが、採択は不確定であり、採択された場合でも3年という短い事業期間に品種登録などの成果を出すことを求められています。このため、長い育種期間に要する費用の大部分は各県で負担することとなります。
- ・ これまでの取り組みの中で蓄積した貴重な遺伝資源が各県に存在しており、数年後に有望品種として全国の農産物生産向上に役立つものも含まれていますが、財政的な理由から散逸、消滅する恐れがあります。
- ・ また県域を越えた便益のため、県費で負担することに対し、県民の理解が得られにくいと考えます。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。――――――

- ・ 国家戦略としての品種育成に対して、国が応分の責任を果たす育種事業の創設を望みます。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。――――――

- ・ 国と県が協力、連携した品種育成による国内農産物の競争力が確保できます。
- ・ 長期計画に基づく、安定した品種改良体制が実現されます。
- ・ 遺伝資源の県域を越えた利活用と保存が図れます。
- ・ より安全・安心な農産物の消費者への供給が図れます。

54 野菜価格安定事業の充実強化について

【農林水産省】

【提案・要望の具体的な内容】

- 1 国内野菜の流通形態の多様化を踏まえて、産地要件「出荷に関する条件（共販率）」を見直すこと
- 2 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の特定野菜として「にがうり」を追加すること

「にがうり」と「みずな」の生産状況（全国）

(単位: t、%)

品目	収穫量						伸び率
	H10年産	H12年産	H14年産	H16年産	H18年産	H20年産	
にがうり	10,127	12,425	19,679	25,218	25,065	25,271	250% (H20/H10)
みずな	—	—	—	22,069	29,214	28,528	129% (H20/H16)

※ 「みずな」はH20年度から特定野菜の対象野菜に追加された。

※ 特定野菜：野菜生産出荷安定法により定められた、消費量が相対的に多い「指定野菜」に準ずる野菜で、29品目を国が定めている。

【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。――――――

- 1 野菜栽培では、価格暴落時に野菜価格安定事業により、価格差補給金が交付される制度があり、加入には「面積」や「出荷に関する条件（共販率）」等の要件をクリアする必要があります。近年、6次産業化や産直等に取組む、出荷調整機能を持たない生産者等からの市場外流通が増加するなど、流通形態も多様化しています。
流通形態の多様化は、農產物流通全体の流れとして必要であり、今後も進んでいく可能性がありますが、一方で、市場流通はこれまで確立してきた必要不可欠な流通形態です。
このような背景も考慮し野菜価格安定事業における共同出荷要件は、流通の実態に合わせて緩和されるべきです。
- 2 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業は、指定野菜に準ずる野菜（特定野菜）について、価格暴落時に交付される補給金の資金造成に国庫1/3の助成が受けられる制度ですが、平成23年度現在29品目が対象となっており、「にがうり」は対象となっておりません。「にがうり」と同等の生産規模の「みずな」は平成20年度に特定野菜に追加されています。
消費者に安定的に「にがうり」を供給するためには、生産者が安心して産地化を進める必要があり、価格安定制度による支援が必要となっています。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。――――――

- 1 野菜価格安定事業では「出荷に関する条件（共販率）」が定められていますが、流通形態の多様化により要件維持が困難となっています。
→国外からの輸入農産物に対応しつつ国産野菜の安定的な供給を行うためには、既存産地の維持が不可欠であり、現状にあった産地の要件整備が必要です。
- 2 「にがうり」は夏場の貴重な健康野菜として生産量、消費量も増加しており、産地は拡大していますが、気象状況に左右されやすい品目であるため、価格変動が大きく、有効な価格安定制度が確立されていないことから、生産者も導入、規模拡大に不安を持っています。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。――――――

- 1 産地要件の「出荷に関する条件（共販率）」の緩和を望みます。
- 2 「にがうり」は夏場の短期間に換金できる作物として重要な品目の一つであることから、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の特定野菜として追加することを望みます。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。――――――

- 1 野菜価格安定事業の産地要件が緩和されることにより、野菜農家の経営安定が図られ、安心した生産が可能となり、今後も野菜産地が維持されることから、安定的に消費者に供給することが可能となります。
- 2 国民に定着し消費量も増加している「にがうり」の産地の維持拡大を進めることができ、消費者に安定的に供給することが可能となります。

55 ベッ甲原料の確保方策について

【経済産業省】

【提案・要望の具体的な内容】

- 1 国内でのタイマイ増養殖事業の実現に対する支援を行うこと
- 2 タイマイの輸入再開に向けた取組を行うこと

長崎ベッ甲業界におけるタイマイ輸入制限前の状況と現状の比較

項目	平成元年度①	平成21年度②(※)	増減数	比率②／①(%)
事業所数(事業所)	102	52	△ 50	51.0
従業者数(人)	1,229	109	△1,120	8.9
職人(人)	476	57	△ 419	12.0
営業(人)	753	52	△ 701	6.9
生産額(億円)	31	3	△ 28	9.7

(※) ベッ甲業界実態調査（社団法人日本ベッ甲協会）より

歴史と伝統に培われたベッ甲職人の技



現在の長崎ベッ甲細工



【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。――――――

- ・ 日本は、昭和55年のワシントン条約加盟後も、べっ甲の原料であるタイマイについては留保したため、その種については締約国とみなされず、輸入を継続してきましたが、米国の野生生物製品（養殖真珠等）輸入制限という制裁発動の圧力を受け、留保の撤回を決定し、平成4年12月末をもって輸入することができなくなりました。
- ・ 3年おきに開催されるワシントン条約締約国会議において、ダウンリスト（ワシントン条約における附属書Ⅰから附属書Ⅱに移ることで、一定の条件のもと取引が可能）の機運が高まった時期もありましたが、平成22年3月にカタール国で開催された第15回会議においてもダウンリストの提案は行われず、依然として輸入再開は厳しい状況です。
- ・ 国においてはべっ甲等資源確保対策事業として、タイマイの国内増養殖技術開発や貿易取引再開に向けた国際的取組への支援が行われており、平成22年度には、増養殖で育成したタイマイを用いて試作品が製作されるなど、一定の成果が得られています。長崎県においても、平成3年度から長崎べっ甲対策として各種支援を行いながら、伝統工芸であるべっ甲産業の育成を図っています。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。――――――

- ・ タイマイの輸入再開の目途がたっていない中、タイマイに代わる材料が存在しないため、300年以上も続いてきた、歴史的・文化的に貴重なべっ甲産業は存続の危機に直面しています。
- ・ タイマイの増養殖技術開発が成功した後、その研究成果を活用し、べっ甲産業界が単独で増養殖事業を実現していくには多大な費用がかかり、事業継続の困難が懸念されます。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。――――――

- ・ 技術開発の成果を活用したタイマイ増養殖事業を実現させ、べっ甲の原料として低廉な価格で取得・取引が可能となるような対策等を措置されることを望みます。
- ・ タイマイの取引再開に向け、ワシントン条約に関する情報収集や関係国際機関等への働きかけなどの取組を実施されることを望みます。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。――――――

- ・ タイマイの安定的かつ継続的な確保が可能となり、原料の枯渇を避けることができれば、後継者の育成や産業の存続が可能となります。

56 電気自動車等の普及促進について

【経済産業省、国土交通省】

【提案・要望の具体的な内容】

- 長崎EV&ITSプロジェクトを推進するための財源（社会資本整備総合交付金）を確保すること
- 国においても、一般道、道の駅等におけるITSスポットの整備を推進すること
- EVを活用した自立分散型電源拠点の整備を推進すること



しまから世界へ発信する次世代EV社会モデル！



【この要望の背景・必要性は以下のとおりです】

長崎県は、五島列島においてEV（電気自動車）とITS（高度道路交通システム）を連動させ、「未来型ドライブ観光システム」を構築する「長崎EV&ITSプロジェクト」を推進しています。これは、いち早くEVが普及した社会モデルを構築することで、EVと一緒に情報、エネルギーのネットワークを整備し、環境にやさしく安心・安全で地域活性化を実現できる次世代型地域社会モデルの提案を行なうものです。

同時に、EVを、快適・安心・安全に利用するために、ITSと融合したシステムの標準化を行い、我が国産業界が対外的にシステム輸出できる形にすることを目指しています。

すでに五島列島において、121台のEV・プラグインハイブリッド自動車（PHV）をレンタカーやタクシー等として導入するとともに、道の駅や観光施設の駐車場に急速充電器を8箇所15基設置して実運用しており、平成22年度には1万5千人を超える利用者を得ています。また今年度は、EVへの充電設備や地域情報の配信のためのITSスポット、統合観光情報プラットフォームの整備等を行うこととしています。

今後、この成果を広く波及させるためには、特にEVへの関心が高まっている長崎県、九州地域から、EV・PHVを使いやすい環境に整備していくことが必要です。

また、東日本大震災では、石油燃料の供給途絶や避難情報・災害後の道路情報等の不足等が発生しました。本プロジェクトで整備するEV、情報、エネルギーがネットワークでつながった地域モデルは、平時での観光での利用のみならず、災害時にも転用できる基盤であり、今後は災害時の活用や、他地域への展開も含めて検討することとしています。

【1について】

○長崎EV&ITSプロジェクトを推進するための財源（社会資本整備総合交付金）を確保することとは

長崎EV&ITSプロジェクトは、社会資本整備総合交付金を財源に、平成21年度から平成25年度までのプロジェクトとして推進している事業です。

EVとITSを連動させて、初めて「しま」を訪れた方でも、EV・PHVで安心して観光できる環境を整備するため、EV導入に合わせて、急速充電器や普通充電器の整備を行うとともに、ITSを活用して道路情報や充電設備情報、地域の観光情報などを配信、案内誘導する「未来型ドライブ観光システム」を構築するとともに、EV・PHV、充電設備、情報センターなどをネットワーク化し、いち早くEVが普及した「次世代EV社会モデル」の実現を目指しています。

プロジェクトの推進にあたっては、国土交通省、経済産業省をはじめ、関係自治体、大学、自動車メーカー、カーナビメーカーなどの関係企業、関係団体など187の企業・団体からなる「長崎EV&ITSコンソーシアム」に4つのワーキンググループを設置して具体的な検討を進めています。

さらに、東日本大震災の被災地では、震災直後、石油燃料の枯渇により、被災者の支援や復興活動にEVが活用され、また、災害発生時の避難情報や被災地の道路情報などが不足したことを踏まえて、EVやITSの災害時の活用も含めて検討を進めています。

平成25年度に東京で開催されるITS世界会議において、長崎EV&ITSプロジェクトを次世代EV社会モデルとして世界に発信できるよう、このプロジェクトの財源である社会資本整備総合交付金の確保をお願いするものです。

【2について】

○国においても、ITSスポットの整備を推進することとは

ITSスポットは、交通情報の配信や、ドライブ中の安全運転支援等を実現するため、国において高速道路などに設置を進めていますが、一般道路や、車への情報発信拠点である道の駅などへの設置はほとんど進んでいません。

ITSスポットは、車に搭載した「ITSスポット対応カーナビ」との間で高速・大容量通信を行うことが可能であり、交通情報だけでなく、地域の観光情報など様々な情報を配信することが可能です。

長崎県では、ITSによりEVへの充電設備や観光情報等の地域情報を配信するサービスの実現を目指して、五島列島の道の駅や観光地駐車場等にITSスポットの整備を進めており、今夏には6箇所のITSスポットの運用を開始します。

ITSによる地域の道路情報や観光情報等の配信を全国に普及させていくため、国に対して、一般道路や全国の道の駅等へのITSスポットの整備の推進をお願いするものです。

【3について】

○EVを活用した自立分散型電源拠点の整備を推進することとは

EVは、大容量の蓄電池を搭載しており、放電機能を付加することで災害時の非常用電源として活用することができます。太陽光発電や風力発電等の自立分散型電源とEV（平時は車として、災害時は充放電装置として利用）をネットワーク化し、災害時は系統から自立した分散型の電力供給拠点整備を推進する制度の創設を国にお願いするものです。

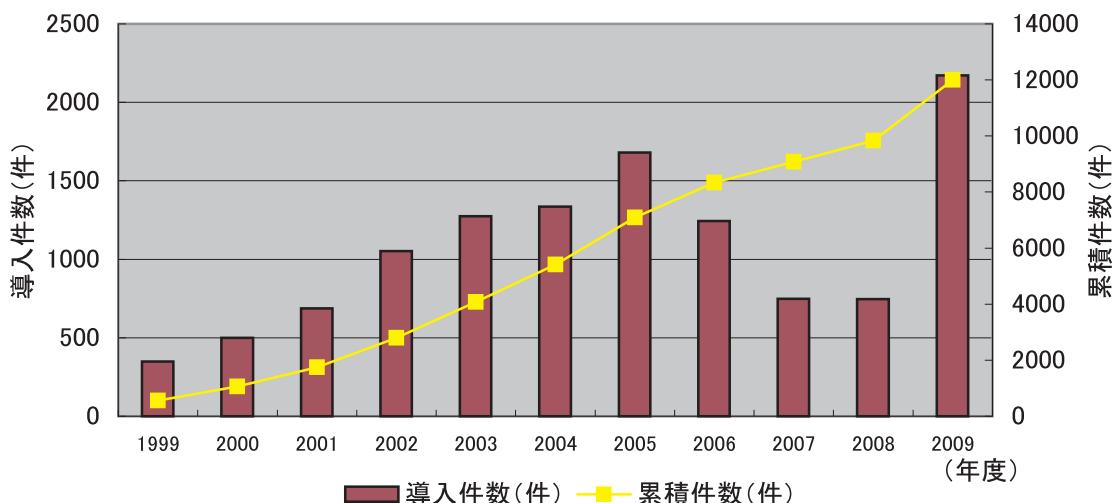
57 住宅用太陽光発電システムの導入促進について

【経済産業省、環境省】

【提案・要望の具体的な内容】

- 1 住宅用太陽光発電システム設置に対する補助制度を継続すること
- 2 初期投資費用負担軽減のための十分な補助額の確保を図ること

住宅用太陽光発電システム導入状況（長崎県）



[一般社団法人 新エネルギー導入促進協議会 太陽光発電システム等の普及動向に関する調査(資源エネルギー庁)]

※上記のとおり、住宅用太陽光発電システムは、2006年度の補助の廃止により一旦普及が低迷したが、2009年の補助制度の再開により、飛躍的に導入が進んでいる。

※2009年度のデータは、経済産業省資源エネルギー庁「太陽光発電システム等の普及動向に関する調査（平成22年3月）」をもとに推計

【1について】

○住宅用太陽光発電システム設置に対する補助制度の継続とは

平成18年度の太陽光発電に対する補助制度廃止後、一旦減速した太陽光発電システムの導入が、平成21年1月からの補助制度再開後急激に増加しています。太陽光発電システムの導入促進からシステム価格の低下、更なる導入拡大へと繋がる流れが確固たるものとなるまで、補助制度の継続を望みます。

【2について】

○初期投資費用負担軽減のための十分な補助額の確保とは

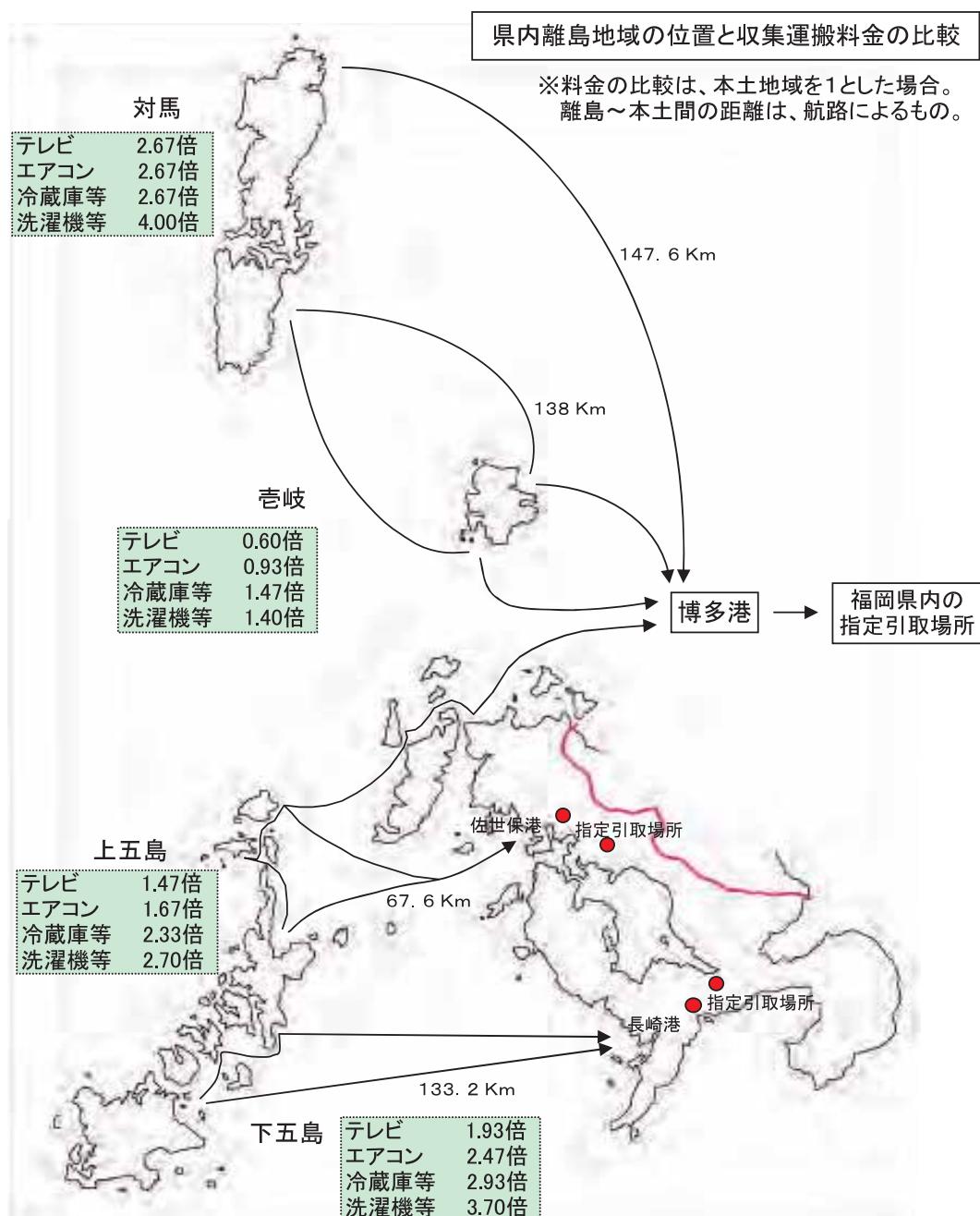
太陽光発電に対する補助額は、システムの設置費用、余剰電力買取制度における電力の買取価格などを加味し、総合的に判断する必要がありますが、システム価格の低下が不十分な状況にあっては、消費者には初期投資費用を重視する傾向があるため、システム設置の方向へ誘導するための十分な補助額及び補助件数の確保を望みます。

58 家電リサイクル法の施行に伴う離島地域の収集運搬に係る費用負担の軽減等について

【経済産業省、環境省】

【提案・要望の具体的な内容】

- 1 不法投棄防止及び離島地域の費用負担軽減を目的としたメーカー等による助成措置について、地域の実情に十分対応した利活用しやすい制度への見直しを図り恒久的措置とすること
- 2 廃家電適正処理の一層の推進を図るため、再商品化等料金の前払い方式の導入など必要な制度の見直しを行うこと



【1について】

○不法投棄防止及び離島地域の費用負担軽減を目的としたメーカー等による助成措置とは

不法投棄対策に積極的な市町村及び離島独自のコスト要因である海上輸送コスト等について、収集運搬の効率化に努力している離島に対する助成措置として、各家電メーカーから要請を受けた財団法人家電製品協会が主体となり、平成21年度より「不法投棄未然防止事業協力」及び「離島対策事業協力」（支援措置）の助成措置が実施されています。

○地域の実情に十分対応した利活用しやすい制度への見直しとは

この制度は、申請が市町村に限られており、また事業実施年度の期間が市町村の会計年度と異なるなど、利用上支障となる点があります。そこで、制度の活用を一層促進するため、事業の実施対象者を市町村以外にも拡大すること及び事業年度の期間の見直しを望みます。

○その継続実施とは

財団法人家電製品協会の助成措置については、実施期間が平成26年度までとされていることから、制度の恒久的実施を望みます。

【2について】

○再商品化等料金の前払い方式の導入とは

現行では再商品化等料金について、廃棄物として排出される際に支払う方式（後払方式）となつております。排出時における消費者の負担感から家電リサイクル法に基づく適正な処理が行われないことが懸念されます。そこで、家電リサイクル法の対象となる家電製品の販売価格に、あらかじめ回収やリサイクルにかかる費用を含める方式（前払方式）とすることを望みます。

○必要な制度の見直しとは

現行の後払い方式を、前払い方式に見直すことにより、リサイクルの推進や排出時の不法投棄防止が期待されます。

59 第69回国民体育大会及び第14回全国障害者スポーツ大会の開催について

【文部科学省、厚生労働省】

【提案・要望の具体的な内容】

- 1 開催都道府県の意向を十分反映した国民体育大会の改革を推進すること
- 2 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の開催にあたっては、新たに制定されたスポーツ基本法の理念に基づき、共同開催者の責務として開催経費の負担を大幅に増額すること

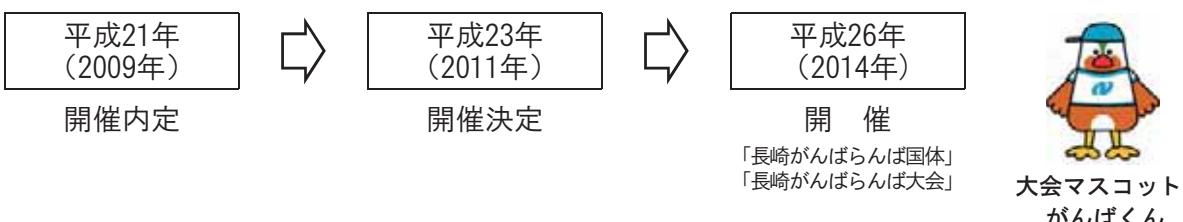
○国体改革の動向

- ・大会運営の簡素・効率化
- ・夏季・秋季大会の一本化、大会参加者の総数15%削減、施設基準の弾力運用などの見直し
- ・今後とも開催地選定の在り方や大会規模の見直しなど継続して審議

○大会の概要

大会名	第69回国民体育大会	第14回全国障害者スポーツ大会
コンセプト	基本目標：「長崎県らしい、魅力あふれる大会」 3つの視点：「文化・スポーツ融合国体」「県民総参加国体」「コンパクト国体」	1 『交流』 みんな！ひとつになろう！ 2 『感動』 みんな！輝こう！ 3 『挑戦』 みんな！はばたこう！
主 催 者	文部科学省、公益財団法人日本体育協会、長崎県	厚生労働省、(財)日本障害者スポーツ協会、長崎県
大会愛称	「長崎がんばらんば国体」	「長崎がんばらんば大会」
スローガン	「君の夢 はばたけ今 ながさきから」	
開催時期		平成26年（2014年）秋
開催経費	約74億円程度（うち運営費約56億円程度）	約16億円程度

○開催までのスケジュール



○地方スポーツ振興費補助（国民体育大会開催事業[本大会分]）予算の推移 (百万円)

H19	H20	H21	H22	H23
379	379	379	368	350

○全国障害者スポーツ大会開催事業予算の推移

(百万円)

H19	H20	H21	H22	H23
55	55	55	55	55

【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。――――――

- ・ 国民体育大会は、新たに制定されたスポーツ基本法においても、公益財団法人日本体育協会、国、開催都道府県が共同して開催する事業として位置づけられています。
競技レベルの低下とメディアの発達による国内大会への関心の相対的な低下、多額の施設整備費や大会運営費への批判など、同大会を巡っては様々な諸課題があり、日本体育協会が中心となって順次改革を進めてはいるものの、地方自治体の財政状況の厳しさが増す中、開催都道府県と会場地市町には、相変わらず大きな負担になっています。
- ・ 平成26年開催の長崎国体は、基本目標の実現のために「コンパクト国体」を掲げ、簡素・効率化を念頭に開催準備を進めているものの、大会の運営や競技施設の整備などに多額の支出が想定されます。
また、全国障害者スポーツ大会については、新たにスポーツ基本法において財日本障害者スポーツ協会、国、開催地都道府県が共同して開催することと明確に位置づけられていますが、国民体育大会同様、開催に係る財政的負担のほとんどを開催都道府県が担っている現状にあります。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。――――――

- ・ 国民体育大会改革の検討・実施に当たっては、開催都道府県の実状を踏まえ、大会運営が円滑に行われるようとする取組が重要であるが、開催都道府県の意向が十分反映出来ておりません。
- ・ 平成21年から実施されている「行政刷新会議」の事業仕分けにおいては、「国民体育大会開催事業」を含むスポーツ予算について「大幅な削減」という評価が行われた結果、平成22、23年度予算が年々減額され、今後とも、国の財政負担の減少が懸念されます。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。――――――

- ・ 国民体育大会改革の推進に当たっては、大会運営が円滑に行われるよう、開催都道府県の意向を十分に反映して取り組んでいただくことを望みます。
- ・ 新たに制定されたスポーツ基本法に定める共同開催の理念に基づき、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の開催経費に対する財政支援について、大幅な充実を図っていただくことを望みます。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。――――――

- ・ スポーツ基本法にある、国体及び全国障害者スポーツ大会の共同開催の理念が真に実現されるとともに、両大会の円滑な実施・運営につながります。

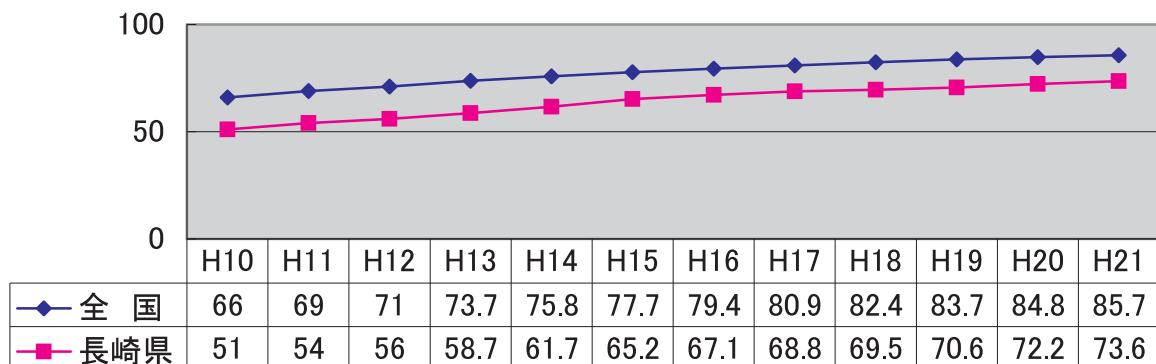
60 水環境対策の推進について

【厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省】

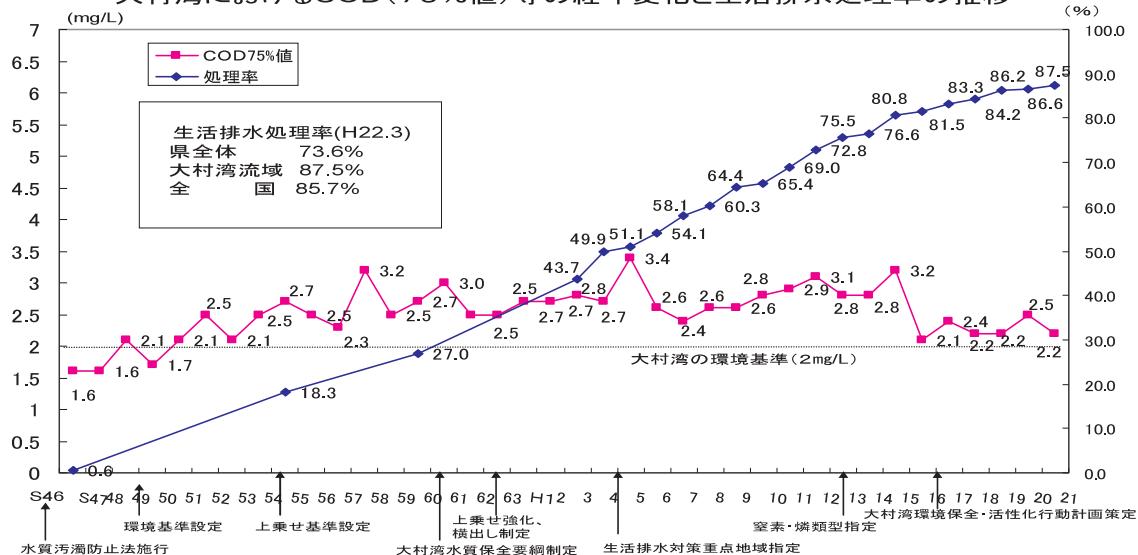
【提案・要望の具体的な内容】

- 1 硝酸性窒素による地下水汚染対策の強化及び財政支援を行うこと
- 2 公共下水道をはじめとした汚水処理施設の整備促進のための財源確保と離島地域の交付率を嵩上げすること
- 3 閉鎖性水域である大村湾の環境保全を図るための特別措置法（「中小閉鎖性海域環境保全特別措置法（仮称）」）の制定並びに十分な財源を確保すること

長崎県汚水処理人口普及率(%)



大村湾におけるCOD(75%値)等の経年変化と生活排水処理率の推移



【1 硝酸性窒素による地下水汚染について】

○地下水汚染対策の強化とは

地下水汚染の主な要因と考えられる家畜排せつ物や農地への施肥、生活排水について、環境の視点から法的な規制を強化することや安価で新しい窒素低減技術開発の実用化を進めることを望みます（畜産系の排水処理施設の義務付けや排出基準をさらに低く設定すること。浄化槽設置においては、窒素を低濃度まで削減する高度処理型浄化槽の設置を法律で義務付けることなど）。

○地下水汚染対策への財政支援とは

浄化槽設置に係る交付金の国の負担割合の向上（ $1/3 \rightarrow 1/2$ ）や畜産農家へのふん尿処理施設導入及び水道事業者が実施している対策（窒素除去装置や希釀に係る導水施設など）への財政支援を強く望みます。

【2 公共下水道をはじめとした汚水処理施設の整備促進について】

○整備促進のための財源確保とは

平成21年度末現在の本県の汚水処理人口普及率（73.6%）は、全国平均（85.7%）に比べ大変低く、全国順位は33位であります。生活環境の改善や公共用水域の水質保全のためには、公共下水道、農業・漁業集落排水、浄化槽等の整備をさらに促進する必要があります。

しかしながら、これら事業予算が一括交付金化で縮減されており、市町が要望する各種事業の財源を満額確保していただくことを望みます。

○離島地域の交付率の嵩上げとは

平成21年度末現在の離島地域の汚水処理人口普及率は32.0%と、本土地域の78.3%に比較し大きく遅れている現状にあります。このため、財政力の弱い離島市町において汚水処理施設の整備促進が図られるように、国費の交付率の嵩上げをしていただくことを望みます。

事業名	交付率	現 在	要 望
下水道	管 渠	$1/2$	$5.5/10$
	処理場	$1/2, 5.5/10$	$5.5/10, 6/10$

【3 大村湾の水質保全について】

○中小閉鎖性海域環境保全特別措置法（仮称）の制定とは

大村湾については、厳しい排水基準を設定するとともに、県平均を大きく上回る汚水処理施設の整備等を進めているところですが、極めて閉鎖性が強いこともあって水環境の改善が進まないのが実状です。かつて、瀬戸内海が瀬戸内海環境保全特別措置法が制定されることで浄化対策が進んだように、水質及び底質の改善等環境保全事業を促進するための国の財政支援が可能となる大村湾を対象とした「中小閉鎖性海域環境保全特別措置法（仮称）」の制定を望みます。

○十分な財源確保とは

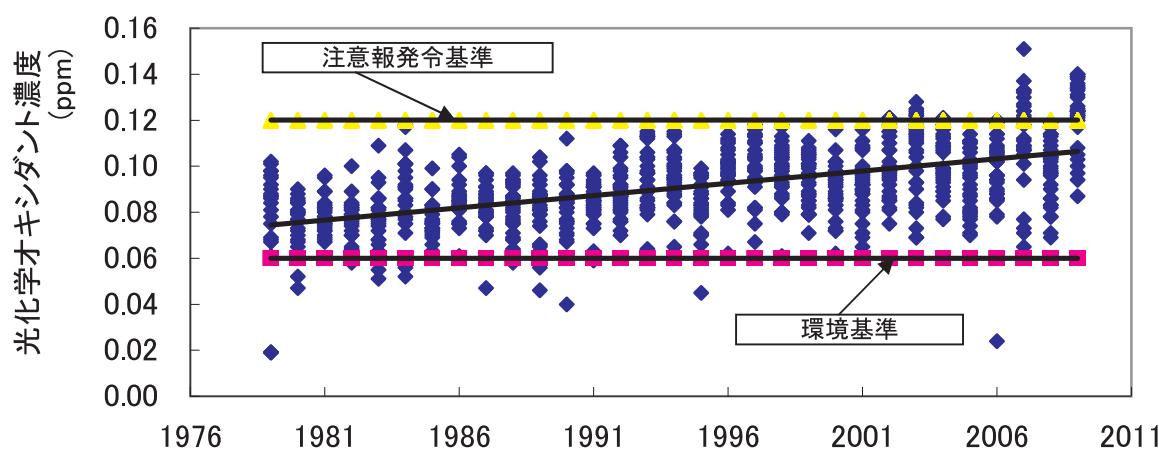
大村湾の環境保全対策を進めるため、沿岸の公共下水道、農業・漁業集落排水事業及び浄化槽整備事業、流入河川・海岸の改修事業、港湾海岸保全事業及び底質改善等の各種対策事業について、十分な財源を確保していただくことを望みます。また、特別措置法を制定し、各事業に離島振興法と同様の高率補助を適用していただくことを望みます。

61 光化学スモッグ(高濃度の光化学オキシダント)の原因究明及び対策強化について

【環境省】

【提案・要望の具体的な内容】

- 大陸からの汚染物質の移流状況に関する測定体制の整備、発生メカニズムの解明など早急な汚染原因の究明を行うこと
- 国際的な対応を視野に入れた光化学オキシダント対策を実施すること



図－1 県内観測地点におけるオキシダントの年間最高値の経年変化
・観測以来、徐々に上昇している。



図－2 オキシダント注意報発令時の状況（2009年5月8日）
・発令市町数：10市8町 最高濃度：0.14ppm
・翌日も4市4町で連続発令

【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。――――――

- ・ 近年、本県をはじめ北部九州を中心とする広い地域で光化学スモッグ（高濃度の光化学オキシダント：構成物質のほとんどは酸化力の強いオゾン）が観測されており、注意報を発令する事態がしばしば起こっています。
- ・ 本現象については、上空オゾン層から地上へオゾンが降下することによる影響と併せて、気象条件によっては、大陸から移流してくる汚染物質がその要因の1つと指摘されております。このため、進展著しい東アジア地域での産業経済活動を考慮すると、同地域での大気汚染の進行が心配され、環境濃度の推移によっては、今後、注意報を発令する事態が長期に継続し、ひいては生活環境や人の健康へ影響することも懸念されます。特に本県は大陸と最も近く、その影響を最も受けやすいことから、オキシダント対策は喫緊の課題となっています。
- ・ 本県のオキシダント濃度は図-1に示すとおり徐々に上昇し、近年の注意報発令状況は以下のとおりとなっており、広域化の傾向がみられます。
* 平成18年度（2006） 5月30日
* 平成19年度（2007） 4月27日、5月8日、5月27日
* 平成21年度（2009） 5月8日、5月9日
(図-2のとおりほぼ全県的に高濃度、史上初の連日の注意報発令)
* 平成22年度（2010） 5月8日 [平戸市、壱岐市、佐世保市宇久町、小値賀町]
* 平成23年度（2011） 5月16日 [島原市、南島原市]

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。――――――

- ・ 本県の離島部をはじめ、工場・事業場の立地が少ない地域や一般に濃度が下がるといわれる夜間に、高濃度の光化学オキシダントが観測されています。
- ・ これらの発生原因は、上空のオゾン層からのオゾンの降下や大陸からの移流による影響も示唆されていることから、本県のみの対応では限界があり、国際的な対応を視野に入れた対策が必要と考えます。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。――――――

- ・ 既に大陸からの汚染物質の移流状況に関する測定体制については国により、五島、対馬にオゾン計が整備されていますが、更に、発生メカニズムの解明などに貢献する測定体制・測定項目の整備や早急な汚染原因の究明を望みます。
- ・ 大陸からの移流による越境汚染も考えられることから、現在取り組まれている日中韓間三ヵ国環境大臣会合の合意に基づく研究協力などを推進され、更なる国際的な対応を視野に入れた光化学オキシダント対策の実施を望みます。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。――――――

- ・ 測定体制の強化により、より的確で迅速な対応（注意報発令、健康被害の防止等）が図れる。
- ・ 発生原因が究明され、効果的なオキシダント削減対策が実施されることにより、県民の光化学オキシダントによる健康等への影響が減少します。

62 ぼた山防災対策について

【経済産業省】

【提案・要望の具体的な内容】

ぼた山における大規模な災害発生に対応するための新しい災害復旧制度の創設又は現行の災害復旧制度の活用を可能とすること

平成15年度被災状況

(新高野炭鉱肥前ぼた山 (佐世保市世知原町))



平成18年度被災状況

(丸尾炭鉱本坑ぼた山 (佐世保市江迎町))



平成21年度防災工事状況

(吉福炭鉱2号ぼた山 (佐世保市吉井町))



【参考】

- 平成22年度末基金残高：387百万円
- 基金を取り崩して実施した主な防災工事等
H15年度：15,097千円
H18年度： 7,022千円
H19年度：22,749千円
H20年度： 4,243千円
H21年度：15,060千円

(参考)

本県のぼた山の状況

ぼた山数	無資力 ぼた山	危険 箇所		有資力 ぼた山	不明
		危険 箇所	工事完了 箇所		
157	85	68	68	54	18

【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。――――――

- ・ 無資力ぼた山の危険箇所については、国の「ぼた山災害防止工事費補助金」（平成13年度終了）により防災工事を実施済みですが、工事后数十年を経過している箇所もあり、今後災害の増加が懸念されます。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。――――――

- ・ 本県では、平成11年度から「産炭地域活性化事業費補助金（産炭地域環境整備事業費）」に基づき、ぼた山防災施設の管理及び補修を主目的として「長崎県ぼた山等環境整備基金」を造成いたしました。
- ・ ぼた山災害が発生した場合は当該基金を取り崩して防災工事を実施しておりますが、基金残額には限りがあります。
- ・ また、ぼた山災害には一般の災害復旧制度が適用できないため、基金で対応できないような大規模なぼた山災害には復旧の手立てがありません。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。――――――

- ・ 現行の基金では対応困難な大規模なぼた山災害にも対応できる新たな災害復旧制度を創設していくこと、又は、公共土木施設災害復旧事業等の現行の災害復旧制度をぼた山災害復旧事業にも適用できるようにしていただくことを望みます。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。――――――

- ・ 基金以外の国の制度を整備し、大規模なぼた山災害発生への適切な対応を可能とすることで、住民の生命・身体・財産の安全を確保し、災害に強い地域づくりを推進することが可能となります。

63 災害に強い安全・安心な社会づくりのための事業促進について

【国土交通省】

【提案・要望の具体的な内容】

災害に強い安全・安心な社会づくりのため、以下の事業の促進を図ること

- 1 治水事業（河川改修事業、砂防事業、地すべり対策事業）
- 2 急傾斜地崩壊対策事業
- 3 海岸事業
- 4 橋梁補修事業
- 5 港湾改修（防災安全対策）事業



【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。――――――

・治水事業（河川改修事業、砂防事業、地すべり対策事業）

本県は、これまで幾度と無く集中豪雨による洪水被害に見舞われ、近年でも毎年のように浸水被害が生じていることから、河川改修による治水対策の推進が必要です。

また、本県は、山岳や丘陵、不安定な地質構造をもつ地域が多く、土石流危険渓流数が全国第7位、地すべり危険箇所数が全国第2位と災害の発生しやすい状況にあります。

・急傾斜地崩壊対策事業

本県は、山岳や丘陵、不安定な地質構造をもつ地域が多く、人家5戸以上を有する急傾斜地崩壊の危険箇所数が全国第3位と災害の発生しやすい状況にあります。

・海岸事業

本県の海岸線の延長は、わが国の海岸線の総延長の12%を占め、4,209kmにもおよび、北海道に次ぐ、全国第2位の長さです。また、本県の人口と資産のほとんどが海岸近くに集中しています。このため、毎年、台風や冬期風浪による、高潮被害や浸水被害に見舞われており、海岸の整備は急務となっています。

・橋梁補修事業

本県は、離島、半島地域が多く、離島架橋である平戸大橋を始め生活、産業を支える多くの橋梁を有しています。そのため長崎県橋梁長寿命化修繕計画（平成20年3月）を着実に実施し、橋梁補修により本県道路網の安全性・信頼性を確保するとともに、震災時の被災地内外の陸路を確保するため、緊急輸送道路の橋梁耐震対策の促進は急務となっています。

・港湾改修（防災安全対策）事業

近年、大規模地震が多く発生している中、本県は多くの離島を有し、緊急物資の搬入や避難等において、海上輸送に頼らざるを得ない状況ですが、大規模地震が発生した場合、現状のままでは港湾施設が被害を受け、港湾の基本的機能が確保できなくなることが想定されるため、耐震強化岸壁の整備が急務となっています。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。――――――

・治水事業（河川改修事業、砂防事業、地すべり対策事業）

河川改修に対する補助事業費は年々減少傾向にあり、平成22年度は、対前年比約83%の予算配分となっています。

また、砂防事業及び地すべり事業で危険箇所における整備率は、平成22年度末には、砂防で7.0%、地すべりのうち危険度の高いAランクの箇所で48.7%であり、整備する箇所はまだ数多く残されています。

・急傾斜地崩壊対策事業

急傾斜事業の整備率は平成22年度末には、事業採択可能な箇所で25.4%であり、整備を要する箇所はまだ数多く残されています。

・海岸事業

海岸保全施設全延長のうち、河川海岸については要整備延長165.8kmに対して整備済延長90.9km、整備率54.8%であり、港湾海岸については要整備延長402.7kmに対して整備済延長151.7km、整備率37.6%と整備を要する海岸が河川及び港湾共にまだ多く残っており、今後とも、なお一層、海岸整備を進める必要があります。

・橋梁補修事業

橋梁補修に対する補助事業費は、地域自主戦略交付金の一括配分に伴う他事業との調整により、橋梁補修事業への重点化が非常に厳しい状況にあります。

橋梁点検結果により、修繕が必要と判断された橋梁163橋のうち平成22年度までに補修完了した橋梁は86橋で進捗率が52.7%であり、また、耐震対策が必要な橋梁242橋のうち平成22年度までに対策完了した橋梁は204橋で進捗率が84.3%であり、補修及び耐震対策を要する橋梁はまだまだ数多く残されています。

・港湾改修（防災安全対策）事業

港湾・漁港における大規模地震対策に関する基本方針（平成18年3月策定）により防災拠点港として位置付けられた県管理8港のうち、未着手が2港残っています。

公共事業の予算が削減されている傾向ですが、早期に耐震強化岸壁の整備を進める必要があります。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。――――――

・治水事業（河川改修事業、砂防事業、地すべり対策事業）

河川改修事業については、全国的な災害関連事業に予算を先取りされる傾向があるため、通常の計画的な河川改修予算については、独自の予算確保を望みます。

砂防・地すべり事業については、厳しい財政状況ではありますが、必要な予算を確保し、県民の安全な暮らしの実現の為に、積極的に取り組む必要があります。

・急傾斜地崩壊対策事業

厳しい財政状況ではありますが、必要な予算を確保し、県民の安全な暮らしの実現の為に、積極的に取り組む必要があります。

・海岸事業

今後も予想される高潮被害等から県土と地域住民を守るために、必要な予算の確保をお願いします。

・橋梁補修事業

長崎県橋梁長寿命化修繕計画により、対策が必要と判断した橋梁の修繕を計画的実施により、本県道路網の安全性・信頼性を確保するとともに、震災時の被災地内外の陸路を確保するため、地域自主戦略交付金の予算規模の拡大を望みます。

・港湾改修（防災安全対策）事業

本県は多くの離島・半島を有しており、大規模地震災害時の緊急物資の輸送、市民等の避難地、代替輸送に対する支援機能等の確保のため、主要な港湾に位置付けられた県管理の防災拠点港8港のうち、これまで2港の耐震強化岸壁の整備に完了し、現在4港の耐震強化岸壁の整備を進めております。2港の防災拠点港が未着手であります。

このため、早急な耐震強化岸壁の整備に要する必要な予算の確保をお願いします。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。――――――

・治水事業（河川改修事業、砂防事業、地すべり対策事業）

日野川や中山西川など、近年浸水被害を被った箇所について、治水整備の進捗により洪水被害の軽減が図られます。

平成24年度に砂防事業で2箇所、地すべり事業で3箇所の計画した事業が完了し、安全・安心が図られます。

・急傾斜地崩壊対策事業

平成24年度に10箇所の計画した事業が完了し、安全・安心が図られます。

・海岸事業

（河川局）

高潮対策事業により三会海岸、海岸堤防等老朽化対策緊急事業により脇岬西南海岸、網代海岸の整備を実施します。

（港湾局）

海岸事業により、東望港や口ノ津港等の高潮対策の整備を着実に推進します。

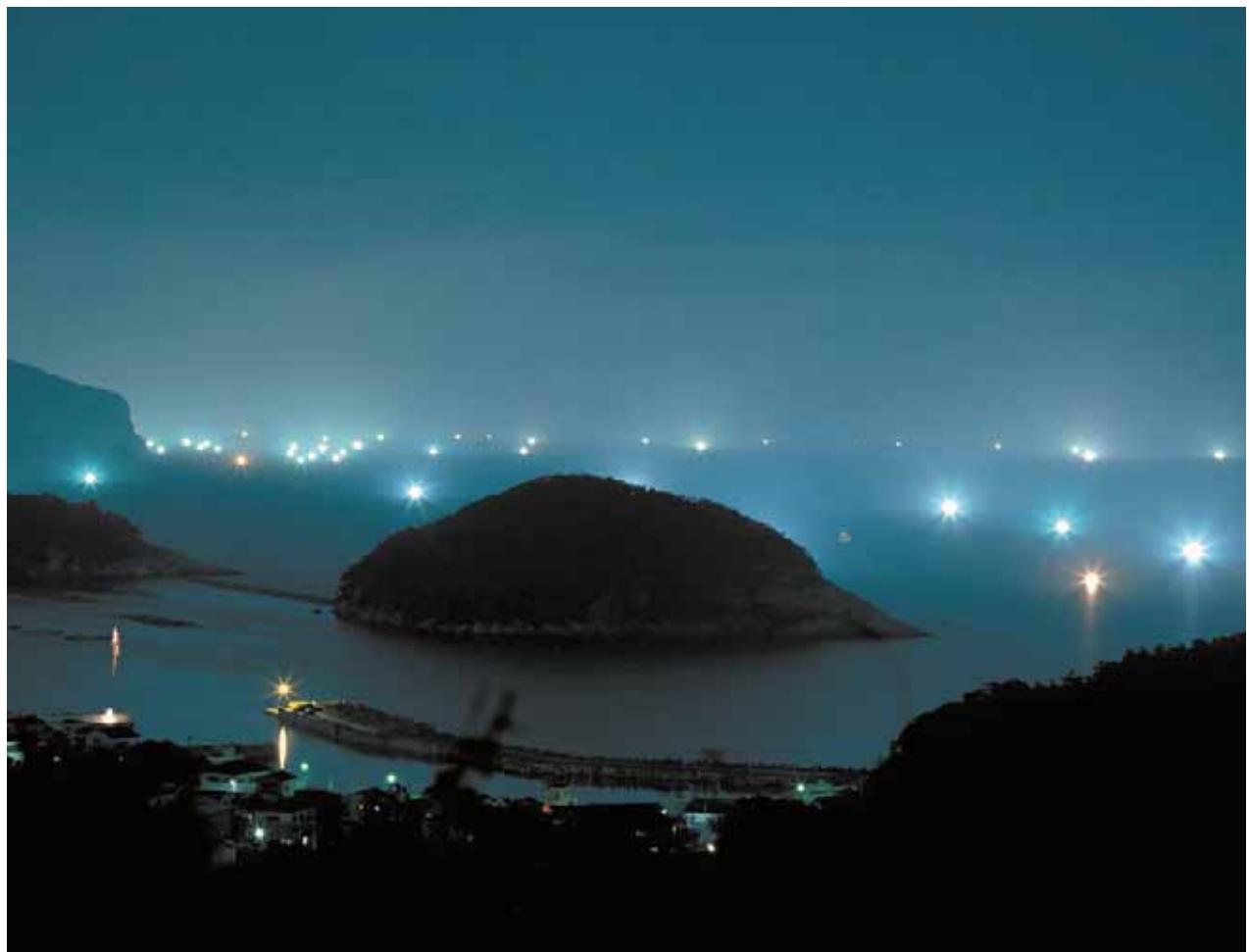
・橋梁補修事業

橋梁補修事業により、国道383号（平戸大橋）、県道平戸生月線（生月大橋）などの橋梁補修及び橋梁耐震対策を実施します。

・港湾改修（防災安全対策）事業

港湾改修（防災安全対策）事業により長崎港を、社会資本整備総合交付金により有川港等の耐震強化岸壁の整備を実施中であり、今後も地震多発地帯にある島原港等の耐震強化岸壁の整備を推進することで、県内全域の緊急物資輸送等のネットワークが構築されます。

長崎県の離島【対馬】



対馬の自然は豊かで美しい。海に囲まれた島という空間で生活をする人たちは、その恩恵を受けながら、たくましく生きている。根緒から眺めるイカ釣り漁船の漁火には、島の人々のたくましさと海への感謝が込められている。（対馬市美津島町：根緒）

64 県民の安全・安心を確保するための地方警察官増員について

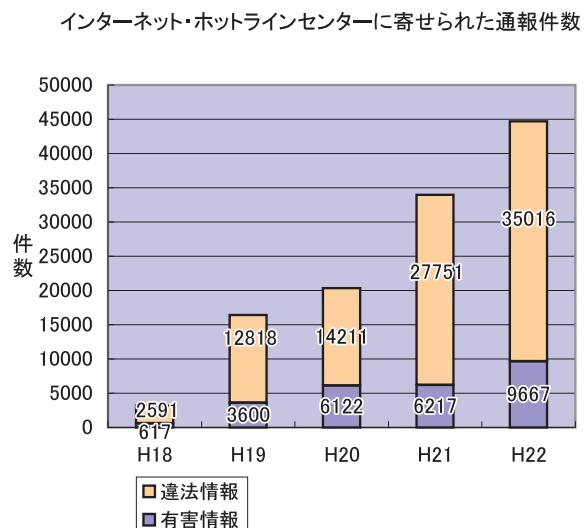
【警察庁】

【提案・要望の具体的な内容】

以下の体制強化を図るため、地方警察官を増員すること

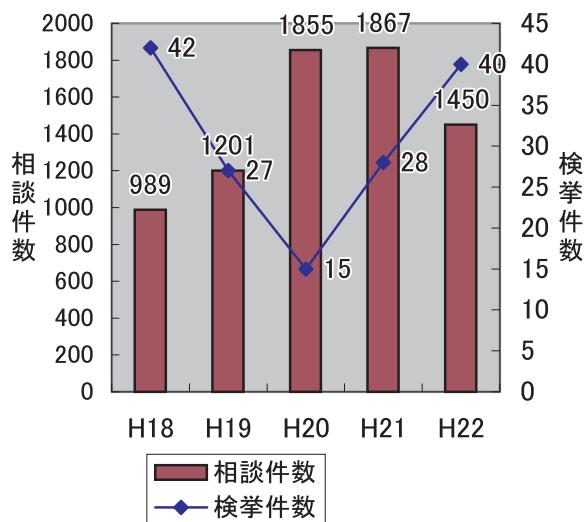
- 1 サイバー犯罪取締り体制の強化
- 2 警察署鑑識体制の強化
- 3 組織犯罪対策の体制強化
 - (1) 暴力団対策の体制強化
 - (2) 犯罪のグローバル化対策の体制強化

サイバー犯罪に関する現状



※H18は運用開始の6月から12月までの件数

サイバー犯罪の相談件数・検挙件数(長崎県)



事件発生現場における鑑識活動



市民による暴力団排除活動



【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。――――――

- 1 サイバー空間上には違法・有害情報が氾濫し、インターネット・ホットラインセンターに寄せられる通報件数も増加を続けており、新たな治安悪化の要因となっています。本県においてもサイバー犯罪や関係相談が増加傾向にあります。
 - 2 裁判員制度の導入や近時の無罪判決を受け、物的証拠収集等の裏付け捜査を徹底する必要が強まっています。迅速な現場鑑識活動を行い、科学捜査力を一層活用することが犯罪の早期解決や犯罪の確実な立証を実現する上で重要となっています。
- 3(1) 福岡県内暴力団「道仁会」と「九州誠道会」の対立抗争では、平成18年以降九州北部各県で相次いで銃器を使用した凄惨な事件が発生し、一般市民が巻き込まれて誤射殺されるという重大な事件も発生しています。抗争は未だ収束しておらず、予断を許さない状況です。
- (2) 昨今の来日外国人犯罪情勢は、国際犯罪組織がわが国へ浸透し、犯罪組織の構成員の多国籍化、犯罪行為の世界的展開といった犯罪のグローバル化が進んでおり、治安への新たな脅威となっています。本県では国際航路の新規開設により、多数の外国人の来県も見込まれています。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。――――――

- 1 サイバー犯罪は、被疑者等を特定するための捜査活動に相当の業務量を要することから、専従的に対応する部門横断的な新たな捜査体制の整備が必要です。
 - 2 重要犯罪等の発生が急増する夜間帯は当直体制となるため、必ずしも鑑識係員が警察署に常駐しておりません。また、高度化した鑑識技術を使いこなせなければ、巧妙化する犯罪の物的証拠の採取が不十分となり、被疑者の検挙や裁判での立証が困難になります。
- 3(1) 銃器使用の抗争事件は市民が巻き込まれるおそれもあり、その封圧・検挙は県警の重要な課題です。また、佐世保市内の「九州誠道会」関係暴力団事務所の立ち退き訴訟の原告団をはじめ付近住民の保護対策を継続的かつ的確に進める必要があります。
- (2) 犯罪のグローバル化が進む一方で、平成19年から個人識別情報を活用したより高度な出入国審査が行われるようになっており、本県を足場とした密出入国事件の多発も懸念されるため、部門横断的な捜査体制が必要です。

(参考)

平成23年度、「サイバー犯罪の取締りを強化し、IT社会における国民の安全・安心を確保するための新たな捜査体制の構築」として全国都道府県で増員（350人）がなされました。本県では増員が認められませんでした。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。――――――

- 1 インターネット・ホットラインセンターから通報された違法・有害情報の取締り、県警察で相談等を受けて認知したサイバー犯罪について捜査を行う専従捜査員の増員配置を望みます。
- 2 警察署の鑑識体制を強化し、昼夜を問わず犯罪現場等における物的証拠の収集が徹底して行われるような鑑識係員の増員配置を望みます。
- 3 暴力団抗争事件の封圧・取締りとともに、暴力団排除活動に従事する住民の保護対策を継続的かつ的確に進めるための体制強化を望みます。また、正規手続で出入国できない外国人を水際で阻止するとともに、密航ブローカーをはじめとする国際犯罪組織を取り締まる体制強化のための増員配置を望みます。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。――――――

- 1 サイバー犯罪の取締りが推進され、インターネットを利用する県民の安全確保につながります。
- 2 鑑識体制の強化により、適正かつ高度な初動捜査が行われ、被疑者の早期検挙や裁判における確実な立証の実現につながります。
- 3 重要事件の早期解決、組織犯罪対策は県民が願うところであり、「県民が安全で安心して暮らし、安全を実感できる地域づくり」の実現が期待できます。

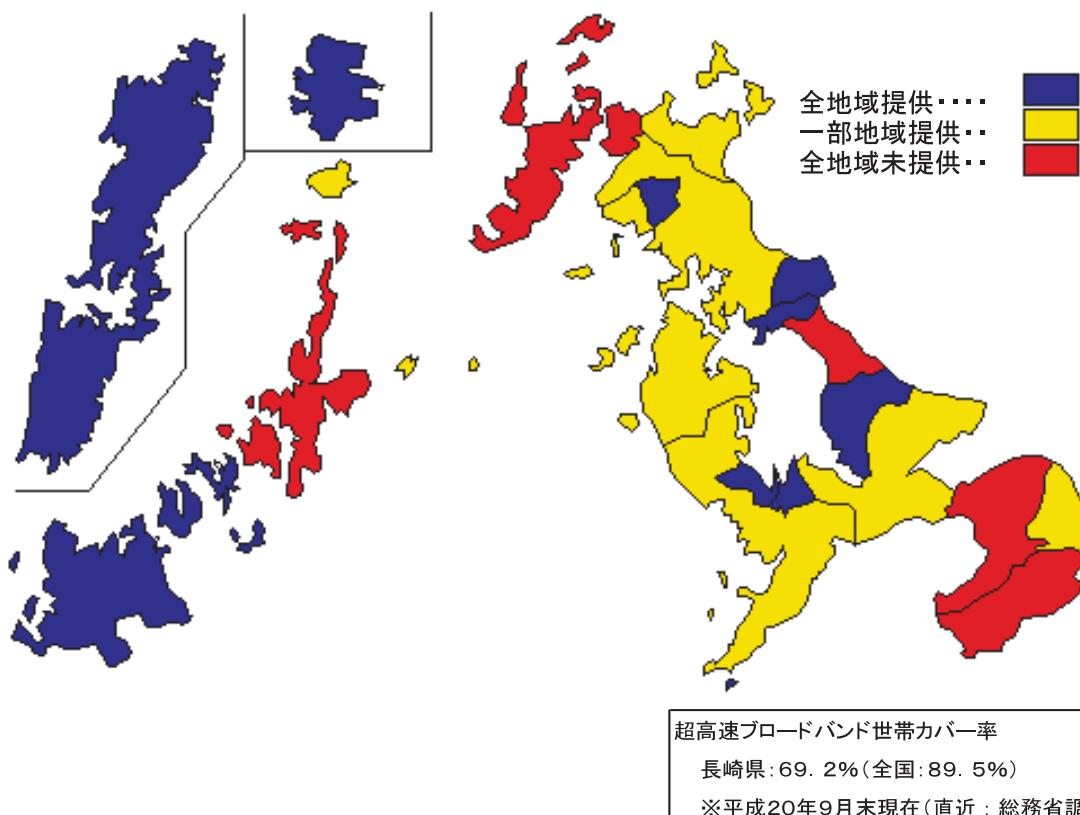
65 高速情報通信網の整備・維持及びテレビ難視聴の解消に係る支援策の充実強化について

【総務省】

【提案・要望の具体的な内容】

- 1 条件不利地域における超高速ブロードバンド環境を実現するため、投資インセンティブとして電気通信事業者が行うサービス提供に必要な設備投資への直接的な財政支援制度を創設すること
- 2 条件不利地域においても携帯電話やブロードバンドサービスが安定的に確保されるための支援施策を創設すること
- 3 地上デジタル放送移行に伴う緊急避難的措置に係る恒久対策の早期実現をはじめとする、テレビ難視聴対策を継続・拡充すること

県内における超高速ブロードバンド環境



【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

- ・ 人口の流出、高齢化の進展等が著しい地域においては、産業活性化や住民サービスの向上を図る上で、I C T を活用し、地理的ハンディキャップを解消することが大変重要です。離島等においてはブロードバンド環境が一定整備されたものの、人口減少などにより利用料収入の増加が見込まれず、安定的に維持することが危惧される状況にあります。
- ・ 地上デジタル放送移行に伴い、これまでのアナログ放送が視聴できない「新たな難視」地区のうち対策方法が決まっていない地区では、緊急避難的に衛星放送を視聴しています。また、「新たな難視」対策が進む一方で、アナログ放送でも一部しか視聴できなかった地区が存在し不公平感が生じています。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

- ・ 福祉、医療などにおける利活用の観点から、超高速ブロードバンド環境の整備が課題となっていますが、初期投資及び整備後の維持管理に多額の費用が必要であり、投資採算性の問題から、電気通信事業者による自主的な基盤整備は見込めない状況にあります。
- ・ 携帯電話不感エリアについては、ランニングコスト等整備後の維持管理の問題から整備が進まない地域が存在し、既にブロードバンドや携帯電話が整備された地域においても同様の問題からその維持が危惧されています。

○直接的な財政支援制度の創設とは

サービス提供のための多額の初期投資費用を軽減し、投資インセンティブを高めるための電気通信事業者に対する直接的な補助制度の創設です。

○条件不利地域においてもサービスが安定的に確保されるための支援施策の創設とは

ランニングコスト等整備後の維持管理の問題から整備が進まない地域の整備促進とともに、整備後のサービス提供を安定的に維持するため、ユニバーサルサービス等の支援施策の創設です。

- ・ テレビ難視聴対策としての共聴施設等の設置については新設、維持管理費が、またケーブルテレビへの加入については利用料が住民の負担となっています。また、緊急避難的な衛星放送は東京地区的放送を送信することから、地域住民に必要な災害情報等が提供されません。
- ・ アナログ放送でも一部しか視聴できなかった地区的難視聴の解消も図る必要があります。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

- ・ 超高速ブロードバンドサービスについては、将来的なサービス継続の観点から、運用にノウハウを持つ電気通信事業者の投資インセンティブを高め、整備を促進をするための補助制度の創設を望みます。
- ・ 携帯電話不感エリアの環境整備促進と携帯電話やブロードバンドの安定的なサービス提供を維持し、地域間格差是正のため、ユニバーサルサービスを含めた支援施策の創設を望みます。
- ・ 「新たな難視」対策に係る上記の住民負担の軽減を図るために支援制度を創設すること、衛星放送による緊急避難的な難視聴対策を講じている地区においては、早期かつ確実に恒久的な対策を講じること、難視聴解消を目的とするデジタル中継局の整備に対する支援の継続拡充を図ることを望みます。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

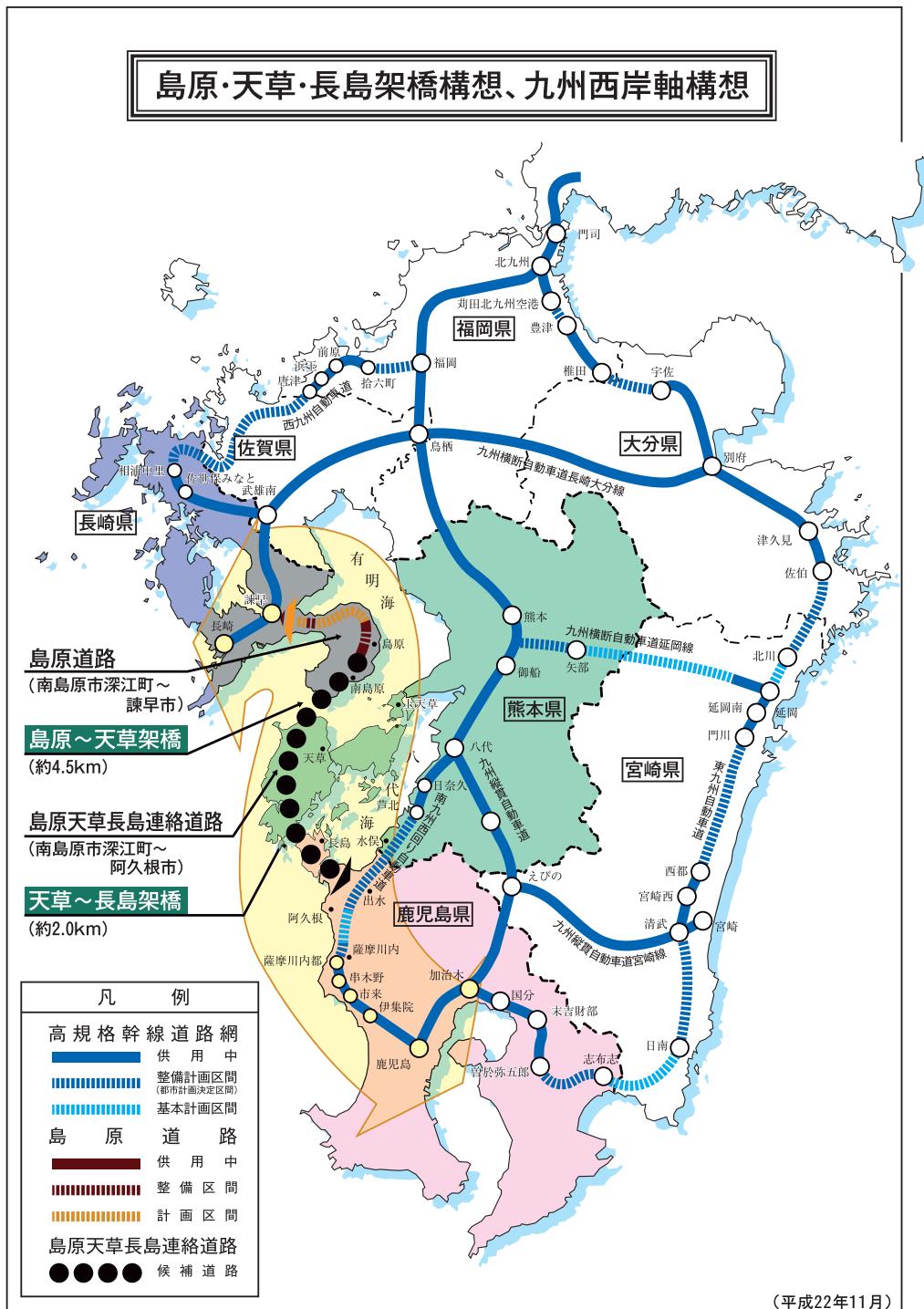
- ・ 前頁における超高速ブロードバンド環境の一部提供地域及び全未提供地域での環境が整備され、福祉、医療をはじめとする様々な場面での利活用が可能となり、また、携帯電話不感エリア（対馬市、五島市、西海市）の解消が促進されるなど、住民生活の利便性向上を図ることができます。
- ・ テレビ難視聴対策が促進され、身近な生活情報や、緊急・災害情報など生活に密着した情報が県下同一に提供されることにより、住民生活の利便性向上を図ることができます。

66 島原・天草・長島架橋構想の推進について

【国土交通省】

【提案・要望の具体的な内容】

- 1 島原・天草・長島架橋建設に資する調査を実施すること
- 2 地域高規格道路の計画路線である島原道路の整備促進と、候補路線である島原天草長島連絡道路を計画路線へ格上げすること



【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。――――――

- ・長崎・熊本・鹿児島3県にわたる九州西岸地域は、豊かな自然環境や地域資源など大きな開発ポテンシャルを持った地域であり、新しい広域観光ネットワークの形成や農水産物の供給基地としても大きな発展可能性を有しています。
しかしながら、九州西岸地域は高速交通体系の未整備や二つの海峡での分断により地域全体が連携した振興策を進めることが困難な状態にあります。
- ・このため、今なお高速交通ネットワークから取り残されている島原半島の活性化および地元住民の安全・安心な暮らしを支えるためにも必要な社会基盤整備があります。
以上から、当構想に対する地元の熱意と期待は高いため、国家的プロジェクトとして推進を図る必要があります。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。――――――

- ・島原天草長島連絡道路にかかる国による調査が中止されています。
国土交通省は平成20年度から個別の架橋プロジェクトに関する調査を中止し、広く一般的な橋梁にも共通する技術研究テーマに限定して行うこととされています。
- ・国、地方をあわせた財政状況が悪化するなか、公共工事とりわけ大型プロジェクトの推進は厳しいものがあり、事業の必要性についての国民的理解を得ることが必要です。

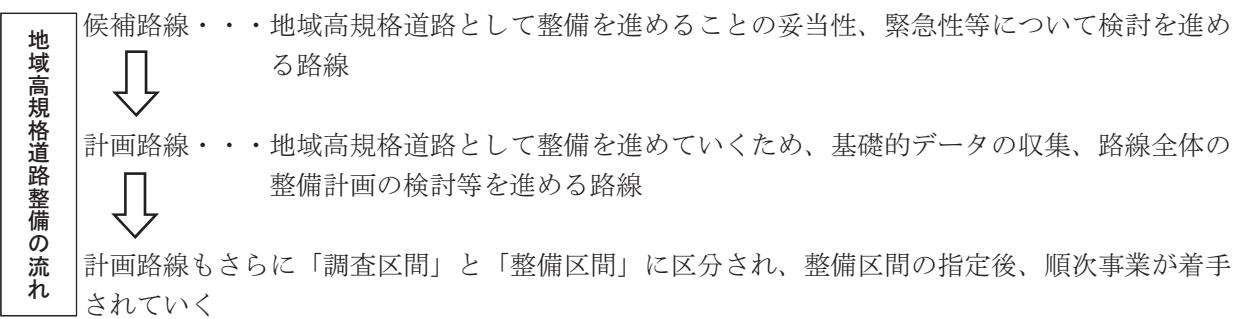
【3】本県が望むことは以下のとおりです。――――――

- 1 島原天草長島連絡道路の一部である島原・天草・長島架橋建設に資する国による調査の再開
- 2 島原道路（計画路線）の整備促進と島原天草長島連絡道路（候補路線）の計画路線への格上げ

【架橋建設に資する調査とは】

- ①技術調査
 - ・自然条件等に関する基礎調査（気象・地形・地質・航行船舶など）
 - ・ルート、構造等に関する検討（ルート、設計条件、橋種など）
- ②経済調査
 - ・交通需要推計、直接的・間接的な便益の算定など

【島原道路の整備促進・島原天草長島連絡道路の計画路線への格上げとは】



【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。――――――

- ・島原道路（南島原市深江町～諫早市）の整備促進による時間短縮効果：90分→40分
- ・島原・天草・長島架橋構想および九州西岸軸構想が実現した場合
時間短縮効果 現在：長崎市→鹿児島市 約7時間5分（フェリーと車での最短）
整備後：“ 約3時間20分（約3時間45分の短縮）
- ・災害時や緊急時における代替道路や複数のアクセスルートが確保されます。

67 長崎空港等の活用推進について

【法務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省】

【提案・要望の具体的な内容】

- 1 羽田空港の再拡張に伴い拡大する発着枠については、国内線の利用を優先し、地方路線に優先配分する枠を設けること
- 2 国による設置・管理空港（成田国際空港、中部国際空港、関西国際空港、羽田空港、伊丹空港を除く）及び幹線以外の地方路線に係る羽田空港の着陸料を平成14年度以前の軽減率に引き下げるここと
- 3 國際航空路及び國際航路を有する長崎空港、対馬空港、長崎港、厳原港、比田勝港及び国際化を進めている福江空港のC I Q体制の強化を図ること



【1について】

○羽田空港の再拡張に伴い拡大する発着枠とは

平成22年10月の羽田空港第四滑走路の供用開始に伴い、年間の発着枠が現在の30.3万回から40.7万回への増便が可能となりました。

○国内線の利用を優先し、地方路線に優先配分する枠を設けるとは

平成22年1月10日に羽田空港の発着枠拡大の第一段階として37便の配分がされました。今後、残りの増便分についても、国土の均衡ある発展を図る立場から、地方路線への優先的な配分枠を設けることが必要です。

【2について】

○国による設置・管理空港及び幹線以外の地方路線に係る羽田空港の着陸料とは

平成21年7月1日から、長崎空港を出発する便の羽田空港着陸料が4分の3に軽減されましたが、さらなる軽減措置が必要です。

○平成14年度以前の軽減率に引き下げとは

平成14年度までは、幹線以外の地方路線に係る羽田空港着陸料が3分の2に軽減されていましたが、今後とも地方路線の維持を図るために、着陸料の引き下げを望みます。

【3について】

○長崎空港、対馬空港、長崎港、厳原港、比田勝港及び福江空港のC I Q体制の強化とは

長崎空港のC I Q体制は、国際定期路線や国際チャーター便の運航の都度、入国管理、検疫及び植物防疫は、長崎市からの出張で対応されています。

対馬空港、厳原港及び比田勝港においては、税関、入国管理、検疫は対馬市厳原町に常駐していますが、植物及び動物検疫は、福岡からの出張で対応されています。

また、福江空港については、現在、韓国からの継続的なチャーター便就航に向けて取り組んでいるところです。

長崎県の国際化を進めていくうえで、C I Q機関の常駐化等の体制強化を望みます。

68 まちづくり事業の推進について

【国土交通省】

【提案・要望の具体的な内容】

- 1 JR長崎本線連続立体交差事業の早期整備を図るための財源を確保すること
- 2 住宅市街地総合整備事業及び市街地再開発事業の促進を図ること



JR長崎本線連続立体交差事業
(位置図)



JR長崎本線連続立体交差事業
(梁川橋踏切付近 完成予想図)



市街地再開発事業
(上駅通り地区完成予想図：大村市)



市街地再開発事業
(栄・常盤地区完成予想図：佐世保市)

【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

- ・ JR長崎本線連続立体交差事業の早期整備を図るための財源確保
長崎市の中心市街地は、鉄道により東西市街地が分断され、踏切による交通渋滞や事故を引き起こすなど都市活動の阻害要因となっています。そこで、JR長崎本線連続立体交差事業により、鉄道を高架化し、交通渋滞の緩和や交通の安全確保、鉄道で分断された市街地の一体化を図り、長崎市が施行する長崎駅周辺土地区画整理事業と連携して、市街地全体の発展や賑わいを創出する必要があります。
- ・ 住宅市街地総合整備事業及び市街地再開発事業の促進
本県の多くの地域では平地が少なく斜面市街地が多いという厳しい土地条件であり、この斜面市街地には老朽木造建築物が密集し、防災上、居住環境上多くの問題を抱えています。また、限られた平地部分の市街地では、老朽化した低層の商業施設等が密集しています。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。――――――

- ・ JR長崎本線連続立体交差事業の早期整備を図るための財源確保
本県の厳しい財政状況においては、公共事業全体の予算が削減される中、円滑な事業進捗を図るには社会資本整備総合交付金などの国の支援を含め、財源を確保することが第一の課題です。財源が確保できない場合、完成時期が遅れるだけでなく、長崎駅周辺のまちづくりにも影響し、市街地の一体化や中心市街地の発展に支障をきたすことになります。
- ・ 住宅市街地総合整備事業及び市街地再開発事業の促進
斜面密集市街地では、公共施設が不足し、老朽住宅が密集しているために、防災上等の観点からも住環境の改善を行う必要があります。しかし、平地に比べ多額の費用を要し、継続的な財源確保が難しい状況にあります。
また、平坦地の市街地では、低層で老朽化している建物が多いため、効率的な土地利用がなされておらず、市街地としての機能が低迷し拠点性を失いつつあるため整備が必要です。しかし、整備を行うためには、短期間に多額の財源を確保する必要があるため、地方自治体単独での財源確保が困難な状況です。さらに、市街地再開発組合に対する融資については、地元銀行の融資が非常に厳しい状況にあり、公的機関の融資に依存せざるを得ない状況です。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。――――――

○ JR長崎本線連続立体交差事業の早期整備を図るための財源確保とは

JR長崎本線連続立体交差事業を推進するためには多額の事業費が必要となります。本県の厳しい財政状況においては、国の支援なくして、財源確保が難しいため、重点的かつ他事業の進捗に影響がないよう配分を望みます。

○ 住宅市街地総合整備事業及び市街地再開発事業の促進とは

*住宅市街地総合整備事業の今後の予算確保を望みます。

平成24年度以降全体事業費：20,067百万円

国費要望額：8,930百万円

*市街地再開発事業の今後の予算確保を望みます。また、住宅金融支援機構の融資制度のうち、市街地環境の整備・改善に資する事業に対し、計画段階から建設工事・分譲に至るまでの間融資を行うまちづくり関連融資の制度継続及び予算の確保を望みます。

平成24年度以降全体事業費：17,164百万円（補助対象外事業費を含む）

国費要望額：2,818百万円

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。――――――

- ・ JR長崎本線連続立体交差事業について、財源が確保されることで、長崎駅周辺の土地区画整理事業と歩調を合わせた整備と早期の完成が実現でき、長崎の玄関口となる都市拠点の整備と良好な都市環境と賑わいの創出、市街地全体の発展を図ることができます。
- ・ 住宅市街地総合整備事業について12地区の整備が行われ、密集状態の改善、公共施設の整備、防災上の住環境も改善されます。
長崎市（十善寺地区、江平地区、稻佐・朝日地区、北大浦地区、南大浦地区、水の浦地区、立神地区、立山地区）
佐世保市（矢岳・今福地区、戸尾・松川地区、福田・中通地区、東山地区）
- ・ 市街地再開発事業について4地区の整備が行われ、中心市街地の活性化が図られます。
佐世保市（栄・常盤地区、塩浜地区）
大村市（上駅通り地区）
諫早市（栄町東西街区）

69 社会資本の維持管理のための施策拡充について

【国土交通省】

【提案・要望の具体的な内容】

社会資本に関する社会資本整備総合交付金等の適用拡大を図ること

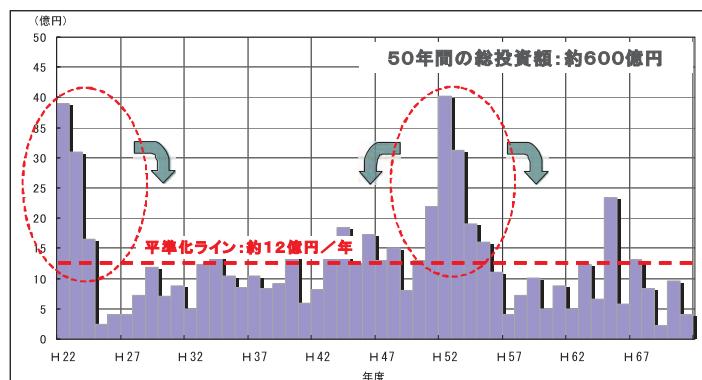
- (1) 河川、海岸修繕事業に対する適用
- (2) 砂防、地すべり修繕事業の採択基準の見直し
- (3) 港湾施設の補修事業に対する起債対象の拡充

【港湾鋼構造物維持補修計画】

○港湾施設（鋼構造物）維持補修計画のイメージ

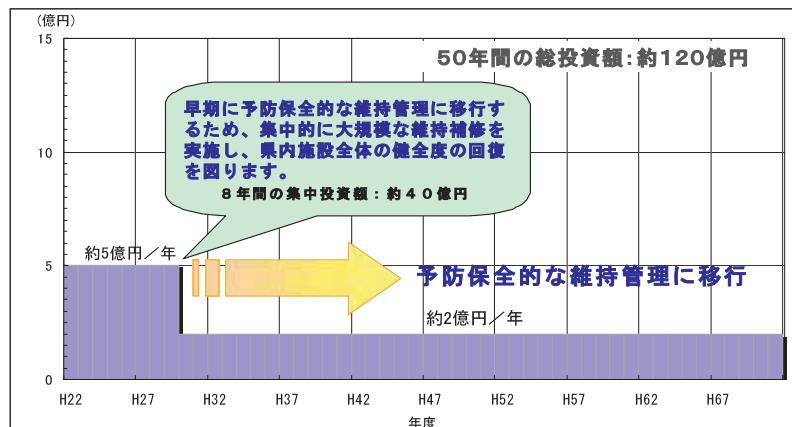
今後急増してくる老朽化施設に対して、これまでの事後保全的な維持管理手法では予算の増大や補修時期の集中等により対応が困難になることが予想されます。このことから、本県では、予算の平準化及び最小化を図った今後50年の投資シミュレーションに基づき、各施設の補修時期等を定めた「維持補修計画」を作成しました。原則としてこの計画に基づき補修事業を実施していきます。

従来型の維持管理手法（大規模補修）による投資イメージ



予防保全的な維持管理・予算の平準化及び最小化

予防保全的な維持管理手法による今後50年間の投資シミュレーション



【集水井戸の老朽化状況】



集水井戸内のライナープレートが老朽化により腐食しているため、井戸本体に変形や漏水の恐れがあり、集水機能の維持に支障をきたします。

【土砂堆積、草木繁茂状況】



河道内に土砂が堆積し、草木も繁茂しているため、洪水の防止や良好な河川景観の保持のためには、土砂掘削や草木伐採などの維持管理を行う必要があります。

【浮桟橋の老朽化状況】



港湾の浮桟橋において、外面の老朽化が進み、上部の鉄板や連絡橋の路面が錆びるなど、一部破損しています。

【社会资本に関する社会资本整備総合交付金等の適用拡大】

○河川、海岸修繕事業に対する適用とは

河川、海岸における土砂の浚渫や施設の補修については、三位一体改革をふまえた国庫補助金改革に伴い、河川については平成17年度に、海岸については平成18年度に国の補助制度が廃止され、その後は県単独予算のみで対応しています。近年、河川、海岸の適正な維持管理に対する要望がますます多くなっていますが、社会资本整備総合交付金においても、現時点では伐採や浚渫といった維持管理事業が対象外とされているため、当該事業に対する交付金の適用を求めます。

○砂防、地すべり修繕事業の採択基準の見直しとは

砂防関係施設の老朽化が懸念されている中、緊急改築事業が創設されました。総事業費1億円以上であり、当県が必要としている修繕箇所に合致しません。災害関連緊急事業の採択基準と同等の3千万円以上とした採択基準の緩和をお願いします。

○港湾施設の補修事業に対する起債対象の拡充とは

補修メニューにおける県負担分についての地方債の起債対象工種は、全面的な更新についてのみですが、老朽化が進む港湾施設には部分的な更新でも十分その効果が得られるものもありますので、部分的な更新についても対象としていただきますようお願いします。

長崎県の現況

1 人口

○平成 22 年国調人口 1,426,594 人（平成 22 年国勢調査総務省発表速報値 [H23. 2. 15 公表]）

○前回（平成 17 年）国調との対比

・減少数 全国第 7 位 減少率 全国第 6 位

○国勢調査人口の推移

(単位：人)

○離島の人口推移

(単位：人)

調査年	県計	指數
昭和 35 年	1,760,421	100
平成 2 年	1,562,959	89
平成 7 年	1,544,934	88
平成 12 年	1,516,523	86
平成 17 年	1,478,632	84

調査年	本土	指數	離島	指數
昭和 35 年	1,425,559	100	334,862	100
平成 2 年	1,369,834	96	193,125	58
平成 7 年	1,364,335	96	180,599	54
平成 12 年	1,347,406	95	169,117	51
平成 17 年	1,325,505	93	153,127	46

(速報)平成 22 年 (1,426,594) (81)

* 各年の本土と離島の数値は、平成 23 年 4 月 1 日現在の離島振興法指定有人島の人口

2 県内総生産からみた産業構造の状況（平成 20 年度）

国と比べると、第 1 次、第 3 次産業の割合が高く、第 2 次産業が低い。

(単位：%)

	第 1 次産業	第 2 次産業	第 3 次産業	
			うち製造業	
本県	2.9	18.5	13.5	81.5
国	1.5	26.1	19.9	74.6

国値：平成 22 年度版 国民経済計算年報（平成 20 年暦年値）

3 産業活動の状況

①県内総生産額 43,109 億円（平成 20 年度、全国第 33 位）

②一人あたり県内総生産 2,993 千円（平成 20 年度、全国第 43 位）

③一人あたり県民所得 2,157 千円（平成 20 年度、全国第 44 位）

④産業別生産額

・観光消費額 2,325 億円（平成 21 年）

・農業産出額 1,376 億円（平成 21 年、全国第 22 位）

・海面漁業・養殖業生産額 959 億円（平成 21 年、全国第 2 位）

・製造品出荷額等 16,756 億円（平成 21 年、全国第 37 位）

⑤有効求人倍率 0.55 倍（平成 23 年 4 月、全国 0.61）

⑥誘致企業数の年度別推移

H 6～H 10	H 11～H 15	H 16～H 20	H 21～H 22	H 21	
					H 22
17	35	41	11	6	5

4 地域指定の状況（平成 23 年 4 月現在）

市町数	離島	過疎	半島	辺地
21	10	12	10	16

※しまの数 594 (うち法指定有人島 53)

5 県財政の状況

	単位	平成 21 年度		
		長崎県	全国	順位
財政力指数		0.29986	0.51568	42
歳入に占める県税の構成比	%	15.5	25.1	42
歳入に占める交付税の構成比	%	28.0	21.3	8
自主財源比率	%	32.7	42.0	41
県民一人あたり県税	円	80,862	129,932	46
県民一人あたり地方債残高	円	793,967	651,605	20

6 市町村合併の状況

	市町村数	H11.3.31 現在		H23.3.31 現在		減少率
		市	町	市	町	
うち人口 1 万人未満	市	8		13		—
	町	70		8		—
	村	1		0		—
	計	79		21		73.4 %
		うち人口 1 万人未満		56		96.4 %

[2012]



[2013]



[2014]

